

船橋市墓地等基本方針

資料編

目 次

1. 検討委員会の概要.....	1 -
(1) 委員名簿	1 -
(2) 委員会開催日程.....	1 -
(3) 委員会設置要綱.....	2 -
2. 本市の墓地行政に関連する計画や条例等の整理	4 -
(1) 関連計画の整理.....	4 -
(2) 関連条例の整理.....	33 -
3. 地理的な観点からの墓地普及特性分析	35 -
(1) 墓地の分布状況.....	35 -
(2) 納骨堂の分布状況.....	36 -
(3) 市内の民間墓地の立地特性.....	37 -
(4) 周辺都市の民間墓地の立地特性.....	40 -
(5) 墓地の普及特性のまとめ.....	40 -
4. 墓地に関する市民ニーズ.....	41 -
(1) 平成 18 年度市民意識調査結果.....	41 -
(2) 平成 28 年度市政モニターアンケート調査.....	48 -

5. 墓地の需要推計..... - 55 -

(1) 推計方式の概要..... - 55 -

(2) 大阪府方式による推計..... - 57 -

(3) 森岡方式による推計..... - 58 -

6. 墓地行政に関連する法律・条例等..... - 61 -

(1) 墓地、埋葬等に関する法律..... - 61 -

(2) 墓地、埋葬等に関する法律施行規則..... - 64 -

(3) 船橋市霊園条例..... - 68 -

(4) 船橋市霊園条例施行規則..... - 73 -

(5) 船橋市霊堂条例..... - 77 -

(6) 船橋市霊堂条例施行規則..... - 80 -

(7) 船橋市葬具の貸付に関する条例..... - 83 -

(8) 船橋市葬具の貸付に関する規則..... - 85 -

(9) 船橋市墓地等の経営許可に関する条例..... - 87 -

(10) 船橋市墓地等の経営許可に関する条例施行規則..... - 91 -

(11) 船橋市墓地等の経営許可に関する事前協議実施要綱..... - 93 -

7. 用語解説..... - 96 -

1. 検討委員会の概要

(1) 委員名簿

	氏 名	役 職	備 考
委員長	池邊 このみ	千葉大学大学院園芸学研究科 教授	有識者
副委員長	横田 睦	(公社) 全日本墓園協会 主任研究員 (工学博士)	有識者
委 員	北村 喜宣	上智大学法科大学院 教授	有識者
委 員	平川 道雄	自治会連合協議会副会長・環境衛生部会長	市民を代表する 関係団体の代表
委 員	森岡 容子	民生児童委員協議会理事・法典地区会長	市民を代表する 関係団体の代表

(2) 委員会開催日程

	開催日	主な議題
第1回	平成29年8月10日(木)	・市墓地行政の概要及び委員会での検討事項 ・墓地需要に係る現状分析 ・各委員からの意見(検討の留意点・要点等)
第2回	平成29年10月25日(水)	・墓地行政における理念・方針のあり方 ・市営霊園における墓地供給促進の考え方 ・民間墓地の適切な普及のための規範の考え方
第3回	平成29年12月6日(水)	・船橋市墓地等基本方針(素案)について ・策定までの手順について
第4回	平成30年3月7日(水)	・船橋市墓地等基本方針(案)について ・パブリックコメントの結果について

(3) 委員会設置要綱

船橋市墓地等基本方針検討委員会設置要綱

平成29年5月19日 環第 262 号

(設置)

第1条 船橋市(以下「市」という。)において今後の墓地の適正な普及のあり方等について調査し、(仮称)船橋市墓地等基本方針(以下「基本方針」という。)を策定するため、船橋市墓地等基本方針検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を検討する。

- (1) 基本方針・理念に関すること。
- (2) 民間墓地の適切な普及のための規範のあり方に関すること。
- (3) エンディングサポートの一環としての墓じまいのあり方に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員5名以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、国内の墓地、葬祭または墓地行政等の有識者、自治会組織代表者及び民生委員から選定し、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、基本方針の策定日までとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議の開催等)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり、議事を整理する。

- 2 委員長は必要と認めるときは、関係者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の代理)

第7条 委員の代理は、原則として認めないこととする。

(会議の公開等)

第8条 委員会の会議は、原則として公開とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は、環境部環境保全課に置く。

2 事務局は、会議の庶務全般に関して執り行う。

(守秘義務)

第 10 条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(災害補償)

第 11 条 委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)の規定に準じて補償するものとする。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年5月19日から施行する。

2. 本市の墓地行政に関連する計画や条例等の整理

(1) 関連計画の整理

①各種上位計画

墓地等に関する記載のある行政計画として総合計画や都市計画マスタープラン、公共施設等総合管理計画などがあります。

計画書	計画期間	記載内容	記載箇所	墓地行政の位置付け						
船橋市総合計画・実施計画 (平成28年5月策定)	平成28年度～30年度 (3年間)	【重点事業】霊園の整備 (以下、原文) 新たな形態の合葬式墓地建設を主な柱として馬込霊園を整備します(馬込霊園第5次整備事業)。また周辺の交通渋滞対策として、馬込霊園に通じるアクセス通路の整備を進めます。	13 p	六つのめざすまちの姿のうち「 <u>未来へつなぐ恵み豊かな環境のまち</u> 」に関わる重点事業として掲載。 六つの分野別計画に基づく事業「いつも身近に『安らぎ』が感じられるまち(自然と都市と市民生活が調和した安心・快適都市の形成)の中の3つの政策の1つ「安全・安心な暮らしを支える生活環境づくり」における基本施策「 <u>清潔で安心な暮らしの実現の基本施策</u> 」として、平成28～30年度までの行動計画を明記。						
		墓地・斎場の整備事業計画 (下図の通り)	84～85 p							
		事業名	馬込霊園整備事業		新設区分		継続	計画期間中の事業費	793,000 千円	
		担当課名	環境保全課		主な取り組み名称 霊園・斎場の整備					
		内容	新たな形態の合葬式墓地建設を主な柱として馬込霊園を整備します(馬込霊園第5次整備事業)。また周辺の交通渋滞対策として、馬込霊園に通じるアクセス通路の整備を進めます。							
H28			H29		H30					
馬込霊園アクセス通路工事詳細設計 合葬式墓地調査・検討 新規墓地区画造成調査・検討	馬込霊園アクセス通路建設 合葬式墓地設計 新規墓地区画造成調査 無縁墓地調査・検討		馬込霊園アクセス通路建設 合葬式墓地建設 新規墓地区画造成 無縁墓地設計							
目標	平成31年度に合葬式墓地の供用開始 合葬式墓地調査 合葬式墓地設計 合葬式墓地建設									
船橋市都市計画マスタープラン (平成24年3月改定)	平成24年度～32年度(9年間)	※墓についての直接の記述はないので「都市公園」の一つとして、都市公園についての位置付けを抜粋	21 p	本市の都市計画に関わる「 <u>現況と課題</u> 」のうちの一つ「 <u>水と緑の環境づくり</u> 」の具体的な取組みとして公園整備についての考え方を明記。						
		都市公園の整備状況 (以下、原文) 都市公園開設面積の拡大により、供用率及び市民一人あたりの公園面積が増えるとともに、都市計画決定の指定による公園・緑地数も156箇所(約124.7ha)から198箇所(約159.0ha)へと大幅に増加しています。								
		【都市公園の整備状況 ※各年4月1日現在】								
		都市計画公園[供用済](ha)			左記以外の公園(ha)	都市公園1人当たり(m ² /人)				
		街区公園					近隣公園	地区公園	総合公園	運動公園
	H13年度	28.18	19.00	10.60	31.71	18.30	10.73	118.52	22.54	2.57
	H23年度	32.06	26.80	10.60	40.26	18.30	20.36	148.38	25.73	2.84
		公園の現況と課題について (以下、抜粋) ○市内には大規模な公園がありますが、地域的に偏在していることや一人あたりの公園面積が少ないこと、さらに身近な憩いの拠点となる近隣公園や街区公園が少ないなどの課題を抱えています。 ○将来の都市形成に必要な規模の公園用地の確保と公園の適正配置が必要です。このため、公園用地の確保にあたっては、買収方式だけでなく、調整池の活用や借地型の公園整備を取り入れるなどの工夫も必要となります。 ○公園利用に対する市民の要望の多様化に対し、十分利用されていない既設公園の改修や魅力ある公園づくりを、市民とともに推進していく必要があります。 ○身近な公園では、利用者に愛され親しまれるためにも、地域住民との協働による公園の維持・管理の工夫が望まれます。		22～23 p						

船橋市 公共施設等 総合管理 計画	平成 29 年 度～72 年 度 (44 年間)	霊園の現状と課題および今後の方針について（下図の通り）		59 p	公共施設等の管理に関する2つの基本方針と7つの基本的な考え方に沿い、施設類型ごとの管理に関する基本的な方針を定めている。 霊園は「建物施設」のうち「環境施設」に分類され管理方針を定めている。管理事務所の集約や民間活用などにより行政コストの軽減を図る方針である。
		①現状と課題			
		配置・施設量	・本市には馬込霊園と習志野霊園の2つの市営霊園が設置されています。馬込霊園は、昭和26年(1951年)に「船橋市霊園」として開設され、順次拡張し現在に至っています。また、習志野霊園は旧陸軍墓地を墓地公園として整備し、昭和46年(1971年)に開設しました。		
		耐震化	・霊園内の建物はいずれも耐震性を有しています。		
		老朽化	・両霊園とも開設後45年以上経ち、管理事務所については建築後30年を迎えます。		
		②今後の方針			
		統廃合・複合化・配置	・建替え時等には馬込霊園の管理事務所と馬込衛生管理事務所の集約化等、建物規模の縮小も検討します。		
民間活用	・今後の本市が提供すべきサービスのあり方について、民間活用等を含め検討します。				

②墓地に関する計画

墓地に関する計画として馬込霊園第 5 次整備計画があります。

計画書	計画期間	記載内容	記載箇所	墓地行政の位置付け
船橋市馬込霊園第 5 次整備計画	建設日程： 平成 15 年度～17 年度 募集： 平成 18 年度～	※拡張を続けてきた馬込霊園の第 5 次の整備計画として整備方針と年度別の計画を示している。 <u>計画の理念</u> （以下、要約） ①墓地の「有期限化」「共同化」「脱墓石化」 「墓地の最低使用期間を規定し、墓地の循環使用を進める有期限化、合葬式共同墓地の建設の普及、墓石にとらわれない納骨形態の普及」の 3 点の整備理念を掲げる。 ②墓地の循環システム 「納骨棚の再使用が可能な合葬式共同墓地を建設すること」「承継者のいなくなった家族墓地の遺骨を合葬式共同墓地に収蔵することにより空区画を創出し、新たな家族墓地として市民に提供する」ことを挙げている。	9 p	船橋市の墓地計画に関する課題は大きく分けて「高齢化」「少子・非婚化」「財政難」の 3 つであり、このような社会環境の変化に対応した墓地の供給の仕組みが求められている。 <u>祭祀という宗教的な感情に配慮しつつ、船橋市民の財産を保全し社会福祉を実現</u> することが示されている。 しかし、市の財政や地域への影響を考慮すると市営霊園のさらなる拡張は難しいため、 <u>現有規模で墓地の循環システムに則って展開することが適切な対処方法といえ、市営霊園では供給対応できない分は補完機能として民間墓地が役割を果たすことも視野に入れる必要がある。</u>

<馬込霊園第5次整備計画>

馬込霊園第5次整備計画

(墓地循環使用システムの立案)

環境部 環境衛生課 作成

(平成15年1月8日)

馬込霊園第5次整備計画

目 次

(page)

【1】 はじめに

【2】 《少子・高齢・非婚化》社会と墓地の課題

1. 馬込霊園の概観 -01-
2. 《高齢化》でお墓がない
 - ① 高齢化する船橋市民
 - ② 《大阪方式》と《長銀方式》による推計 -02-
 - ③ 墓地区画供給実績による推計 -03-
 - ④ 近隣市アンケート調査による推計
 - ⑤ 本市の墓地需要推計
3. 《少子・非婚化》でアトツギがない -04-
 - ① 《少子化》社会の到来
 - ② 《非婚化》の進展 -05-
4. 経済不況でお墓が買えない -06-
5. 墓地に関する意識の変化 -07-
6. 都市計画と財政面での課題 -08-
7. 課題のまとめ

【3】 馬込霊園第5次整備計画の概要

1. 計画の概念 -09-
 - ① 墓地の「有期限化」「共同化」「脱墓石化」
 - ② 墓地使用の循環システム

2. 合葬式墓地（共同墓地）の新設	-10-
① 定義	
② 市民の期待	
③ 目的と効果	
④ 合葬式墓地のデザイン	-11-
⑤ 建設予定地と建設日程	-12-
⑥ 各市の事例	
3. 《承継者のいない墓地》の改葬システムの推進	
① 無縁墓地の増大と改葬促進	-13-
② 改葬促進による行政効果	-14-
③ 船橋市返還墓地促進制度の新設	-15-
④ まとめ	
4. 芝生墓地の造成	-16-
① 第5次拡張事業により取得した用地	
② 軟弱地盤と地盤改良費	
③ 土地利用の交換による整備	-17-
5. 行旅死亡人墓地の建設	-18-
① 行旅死亡人墓地建設の必要性和行政効果	
② 行旅死亡人等の無縁遺骨の流れ	-19-

【4】 第5次整備計画のまとめ

1. 総論的まとめ	-20-
① 計画への反論	
② まとめ（立案主旨の要約）	-21-
2. 今後の計画	-23-
① 年度別整備計画	
② 当面の計画	

【1】 はじめに

《少子・高齢・非婚化》社会の到来により人口構成が著しく変化し、家族や市民生活のあり方にも影響が出る時代が迫っています。

さて従来の計画では、市営馬込霊園の墓地用地としては 1,000区画を残すのみですが、後に述べる調査資料によると、本市の高齢化による潜在的墓地需要は30,000区画近くにも及び、深刻な墓地不足に陥ることが予測されています。

また《少子・非婚化》社会は、アトツギがない社会でもあり、墓地を建てても「無縁化」する事態も生まれます。そして長引く不況のため墓地が買わずらい経済環境のなかで、新たな墓地政策の実現が、厳しく求められる時代になっています。

具体的な施策としては、低廉な料金で多くの市民に墓地を提供できる合葬式墓地（共同墓地）を建設すること。そして同時に、アトツギつまり《承継者》のいない墓地の遺骨を、合葬式墓地に改葬することにより新たな家族墓地の区画を創出し、馬込霊園の用地や機能の効率的利用を図るものであります。

市財政を巡る厳しい事情があるなかで、少ない経費で最大効果（墓地提供＝福祉サービス）を実現するため、以下の計画を立案するものであります。

【2】 《少子・高齢・非婚化》社会と墓地の課題

1. 馬込霊園の概観

船橋市は、昭和26年度に市営馬込霊園を開設して以来、都市基盤づくりとしての《公営墓地の整備》を進めてきました。馬込霊園は数次にわたって墓理法の許可を得て区域を拡張し、第4次拡張事業が完了する平成15年度の末には、総面積で 283,563 m²、区画数では20,950区画の規模となる予定であります。

2. 《高齢化》でお墓がない

① 高齢化する船橋市民

さて、首都東京から20km圏に位置する本市は、高度成長期に人口増があり、平成14年 4月 1日に実施した統計では 222,092世帯、人口では 555,367人の規模となっています。そして65歳以上を高齢者と規定すると、本市の人口統計資料によれば《高齢者人口》は、2,000年の20年後 2,020年には 1.79倍となり、今後の20年間で 53,888 人の高齢者が増えます。そして高齢人口の増加とともに、墓地の確保が課題となってきます。

【本市の国勢調査に基づく65歳以上の高齢者の常住人口の推移予測】
(企画調整課資料)

	2000	2005	2010	2015	2020年
男 性	30,725	39,810	47,577	52,813	51,054人
女 性	37,291	47,520	58,923	68,899	70,850人
計	68,016	87,330	106,500	121,712	121,904人
対2000年 倍 率		1.28	1.57	1.79	1.79倍

② 《大阪方式》と《長銀方式》による推計

墓地の将来需要を予測することは、高齢化が進展し、世代ごとに人口構成が異なるなかで極めて難しい課題ですが、一般的には《大阪方式》と《長銀方式》があり、定着指向係数を70%、墓地需要率（新仏+改葬）を50.4%とするなど標準的な資料をもとに本市の新たな墓地需要を算出しますと以下のようにになります。

平成14年～平成36年の墓地需要は 《大阪方式》では 12,530 区画
(別紙に算出基礎を詳掲) 《長銀方式》では 22,442 区画

また本市の高齢者人口の推移に基づいた高齢化の補正係数は、

$$(1.28 + 1.57 + 1.79 + 1.79\text{倍}) \div 4 = 1.6075\text{倍 (補正係数)}$$

そして補正後の墓地需要数は、（平成14年～平成36年）

- ・《大阪方式》 12,530 区画 $\times$ 1.6075 (補正係数) $\approx$ 20,142 区画
- ・《長銀方式》 22,442 区画 $\times$ 1.6075 (補正係数) $\approx$ 36,076 区画

以上のように《大阪方式》と《長銀方式》により算出した将来予測に、本市の高齢化補正を行った後の推計は、《大阪方式》では20,142区画、また《長銀方式》では36,076区画となります。両方式の平均数値を推計すると、

平成14年度から平成36年度まで、22年間の船橋市民の新規墓地需要は
28,109 区画になります。

③ 墓地区画供給実績による推計

【馬込霊園の年度別墓地供給実績（募集区画）】

年 度	7	8	9	10	11	12	13	14年	7～14 平 均
募集数 区 画	731	614	667	224	351	458	270	358 区 画	459 区 画

供給実績表によりますと、本市は平成14年までに年平均で 459区画の墓地を供給してきました。従来どおり本市が、高齢者人口がピークとなる22年後の平成36年度まで墓地区画を供給した場合の推定供給数は、先に算出した高齢化の補正率1.6075倍を乗じ、459区画 × 22 年 × 1.6075 倍 = 16,233区画となります。

またこの数値は宗教法人墓地を含まず、戦後に許可された墓地の、官民許可実績比率はおおよそ 1 : 0.8 です。宗教法人墓地の供給実績を加えた予想供給数は、29,219 区画となります。

④ 近隣市アンケート調査による推計

平成13年度に、人口等の環境が近似している松戸市が実施した市民アンケート調査によると、既に墓地を持つ市民の比率は57.5%であり、墓地の無い市民の比率は42.5 %と公表されています。

船橋市の世帯数は平成14年の統計では 222,092世帯ですので、この世帯数に墓地のない市民の比率を乗じて算出すると 222,092世帯 × 42.5% = 94,389世帯となります。

またこの世帯数には、本市に永住を希望しない若者などの世帯も含まれるので、定着率を70%と推定して再計算すると本市の墓地のない世帯数は 66,072 世帯に達します。この推計に拠っても、本市には深刻な墓地不足が生まれることが明らかです。

⑤ 本市の墓地需要推計

船橋市民の、高齢化がピークとなる平成36年までの将来墓地需要は、《大阪方式》と《長銀方式》で推計すると、28,109区画であり、官民の供給実績をもとにした推計の場合は29,219区画で、ほぼ同数となります。また墓地のない世帯は、66,072世帯にも及び、高齢化社会の中で墓地需要は極めて高いことが各統計で明らかになっています。

3. 《少子・非婚化》でアトツギがない

① 《少子化》社会の到来

千葉県の平成13年度の合計特殊出生率は 1.24 ですが、本市の場合は 1.2085 であり県内でも低い数値であります。一般的には、合計特殊出生率（女性が一生涯に出産する子供の数）が2.08を切ると人口が現状維持できないと言われていますが、本市の出生率は人口維持指数のほぼ半ば近くの水準であります。

このような傾向は《一人っ子どうしが結婚した場合、一つの家系が絶える》ことにつながります。そして少子化とともに高齢化は進行いたしますが、高齢による死亡者の数は増える一方で、家族墓地の承継者は足りなくなります。新しくお墓を建てても、また既にお墓があっても、アトツギ不在による〔墓地の無縁化〕が本市の一般的な現象となるわけであります。

船橋市年齢別男女別人口構成表

性別	年齢	人口
男性	0歳	5,148
	1歳	5,148
	2歳	5,148
	3歳	5,148
	4歳	5,148
	5歳	5,148
	6歳	5,148
	7歳	5,148
	8歳	5,148
	9歳	5,148
	10歳	5,148
	11歳	5,148
	12歳	5,148
	13歳	5,148
	14歳	5,148
女性	0歳	5,148
	1歳	5,148
	2歳	5,148
	3歳	5,148
	4歳	5,148
	5歳	5,148
	6歳	5,148
	7歳	5,148
	8歳	5,148
	9歳	5,148
	10歳	5,148
	11歳	5,148
	12歳	5,148
	13歳	5,148
	14歳	5,148

平成13年市町村別合計特殊出生率

市町村	出生数 女性人口	総数
県計		54,507
	合計特殊出生率	1.24
千葉市		8,389
	合計特殊出生率	1.18085
銚子市		536
	合計特殊出生率	1.15045
市川市		5,091
	合計特殊出生率	1.26075
船橋市		5,448
	合計特殊出生率	1.20850
館山市		401
	合計特殊出生率	1.43980
木更津市		1,050
	合計特殊出生率	1.24150
松戸市		4,930
	合計特殊出生率	1.27590

② 《非婚化》の進展

墓地の承継者が不足する理由のひとつに非婚化現象があります。非婚化の原因としては、女性の高学歴化や社会経済的地位の向上などがあげられますが、非婚化は少子化を促進し、墓地の承継難に直結いたします。

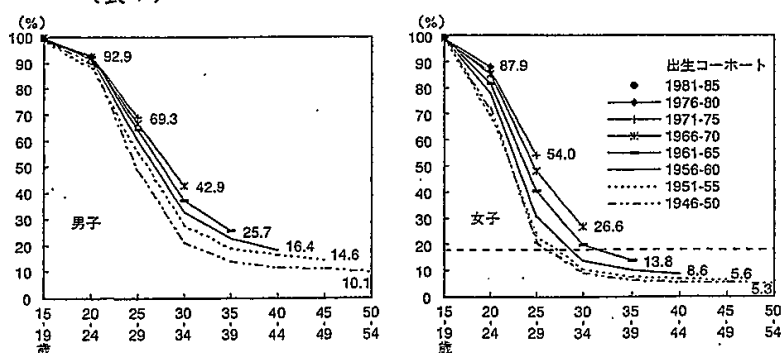
さて、2,000年の国勢調査によりますと、15歳以上の人口に占める未婚者の割合は、男性が31.8%女性は27.7%であります。また年齢別にみると25～29歳の男性が69.6%女性では54.0%であり、30～34歳の男性は42.9%女性でも26.6%に達し高い未婚率となっています。（表1）

同時に平均初婚年齢の推計によると、1981～85年に出生した男性では平均初婚年齢は30.0歳、女性では27.8歳となります。また生涯未婚率は、男性で21.3%、女性では16.5%となります。（表2）

このような五人に一人が非婚である社会では、離婚率の増加も併せ、少子化が進むなかで家族や世帯の構成が歪み、墓地の承継は困難になります。

（表1）

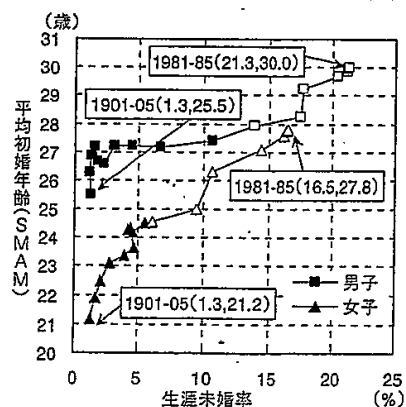
出生コホート別未婚率



数字は2000年の値 資料 国勢調査

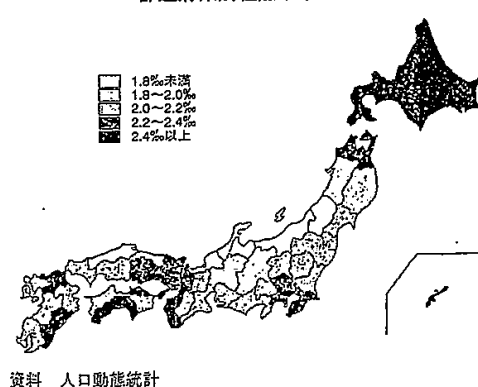
（表2）

コホート別生涯未婚率・平均初婚年齢の推移



白抜き記号は推計値

都道府県別粗離婚率（2001年）



資料 人口動態統計

4. 経済不況でお墓が買えない

長期化する経済不況により、既に墓地は売れにくくなっています。平成7～9年には年 600～700区画を公募していた馬込霊園も、平成10～13年には約半数の300区画内外の公募にもかかわらず、やっと売れている状態です。また、民間墓地も同じような傾向があります。平成13から14年にかけて、本市が経営等の許可を行った新規墓地の販売状況も停滞し、予定区画の20～30%程度しか売れていないのが実情であり、新規の墓地計画の相談件数も激減しています。

平成14年11月の船橋ハローワーク管内の有効求人倍率は、48%とされていますが、リストラ・賃下げ・雇用不安・新卒者の就職難などが深刻の度合いを増すに連れて、消費は冷え込みます。本市の市民も当面の生活を維持するのが精一杯で、建墓のための費用を用意できていないのが実情です。

【新規建墓にかかる費用（試算）】

	墓地使用料		墓石の値段		墓地管理料		初年度経費
馬込霊園	3㎡芝生墓地 カポート付 81万円	+	洋型 80万円 和型 150万円	+	市内2,830円 市外4,250円 (年間)	=	洋型 1,612,830円 和型 2,312,830円
民間霊園	3㎡普通墓地 カポート無 80万円	+	洋型 80万円 和型 150万円 カポート費用 10万円	+	一律6,000円 (年間)	=	洋型 1,706,000円 和型 2,406,000円

5. 墓地に関する意識の変化

墓地や葬送に関する意識については、平成10年2月に厚生科学特別研究事業として全国的な調査が行われています。国民の墓地意識に関する調査は、平成2年に内閣府が《都市における墓地不足》をテーマとして既に実施していますが、今回の調査は《少子・高齢社会のなかで、家族構成やそれに伴う意識の変化》をテーマとして実施されたものであります。

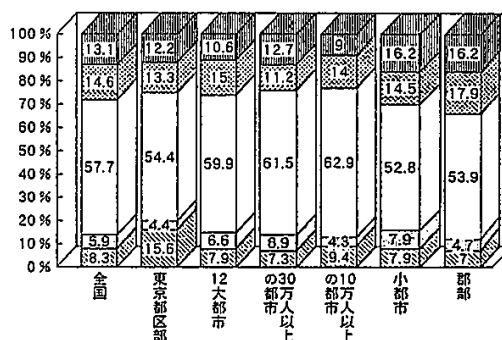
本市における墓地計画を策定するうえで、参考になりますので調査結果の一部を整理いたしました。なお平成15年度に、改めて墓地に関する本市の市民意識アンケート調査を行う予定であります。

【墓地に関する意識調査】 平成9年度厚生科学特別研究事業

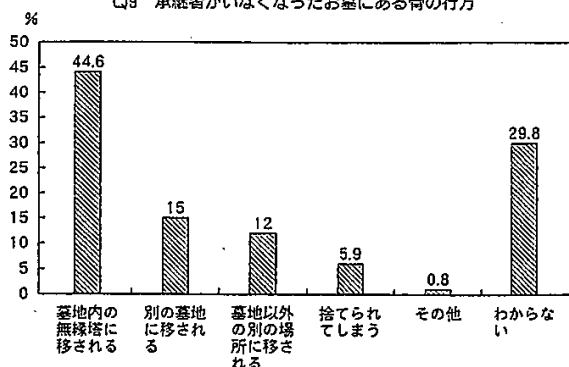
(抜粋)

墓地・葬送等に関する国民意識に関する研究

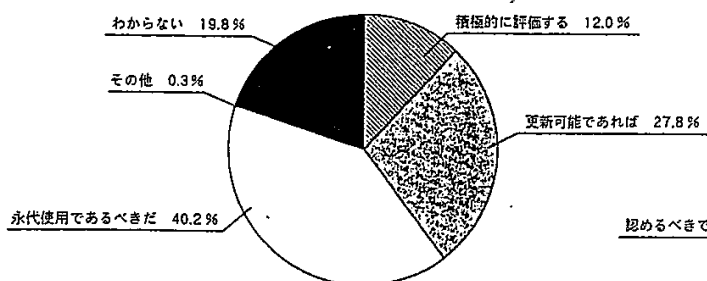
Q8-2 合葬式の共同墓の評価



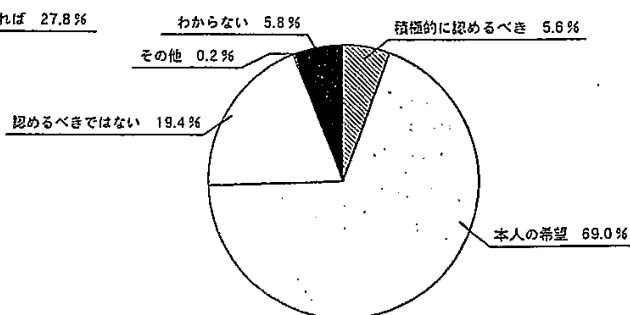
Q9 承継者がいなくなったお墓にある骨の行方



Q10-1 墓地使用の有期限化



Q11 散骨について



6. 都市計画と財政面での課題

次に、墓地の拡張余地がない馬込霊園周辺地区とは別の場所に、本市が新しく用地を探して、市営霊園の整備を図る際の課題について整理しました。

第一の課題は、住民感情の問題であります。墓地は嫌悪施設であり、本市のように都市化した自治体では周辺住民から反対され、適地を求めることは必ずしも容易ではありません。第二の課題は、まちづくり＝都市計画上の課題であります。墓地が市域に点在し過度に整備されることは、都市の健全な発達を抑制し、機能を損ねる恐れがあります。そして第三の課題は、財政の問題です。多大な経費負担が伴う墓地建設は、本市の財政状況を考えると極めて困難な課題であることは間違いありません。

7. 課題のまとめ

以上のように本市の墓地計画に関する課題を述べてきましたが、それらの課題を整理しますと、大きく三つにまとめることができます。

① まず《高齢化》により、墓地が不足することです。

本市の供給実績に基づく平成36年度までの推計供給数は16,233区画に計上され、これまでどおり家族墓地を供給した場合は、今後22年間、年平均 738区画の整備が必要になるということでもあります。

② 次に《少子・非婚化》によるアトツギ難があります。お墓の承継者がいなくなる社会のなかで、適正な墓地計画を策定する必要があるようです。

③ そしてお金の問題があります。〔市の財政は厳しく〕〔市民の家計も苦しい〕状態は、これからも続くと思われますので、最少の経費負担で最大の効果を見いだせる計画が必要になってきます。

本案は、このような課題に直面し、墓地の「有期限化」「共同化」「脱墓石化」という考え方を提案いたします。潜在需要があるからといって、従来型の家族墓地を無計画に造成することは、本市が抱える事情を考えると適合していないようでもあります。

これからの時代は、社会環境の変化に対応した、新しい発想による墓地のシステムが本市には求められています。祭祀という宗教的な感情に配慮しつつ、また船橋市民の財産を保全しつつ社会福祉を実現するため、馬込霊園第5次整備計画の概要を以下のとおり明らかにするものであります。

【3】 馬込霊園第5次整備計画の概要について

1. 計画の理念

① 墓地の「有期限化」「共同化」「脱墓石化」

墓地計画として従来から本市は、家族墓地を中心に据えて馬込霊園の整備を行ってきました。それは家の存続を前提とし、祭祀が子や孫により守られ受け継がれることが自然であり、市民がそれを期待したことが理由であったからであります。

しかし、先に課題として明らかにしたように《少子・高齢・非婚化》社会では、家の存続や祭祀の承継は難しくなり、新たな発想による墓地計画が必要であります。

本案の整備理念を3点で集約いたしますと、墓地の「有期限化」「共同化」「脱墓石化」であります。

「有期限化」とは、墓地の最低使用期間を規定し、墓地の循環使用を進める考え方です。「永代」使用権が機能せず、現実には承継が保証されない社会においては、「有期限化」が中心理念となります。つまり《少子・高齢・非婚化》社会では、墓地のアトツギがいなくなることが一般化しますが、その場合は「アトツギがいなくとも安心できるシステム」が必要になるわけでありします。

「共同化」とは、家族を単位とした墓＝家族墓から離れることを意味しています。合葬式（共同墓地）の形態がそれです。共同墓地では、家族に代わって、本市が職員の献花などによって祭祀を行うことも可能になります。

「脱墓石化」は、散骨にも通じますが、墓石にとらわれない考え方です。墓石がなければ、〈無縁〉の問題も発生しないわけでありします。

② 墓地使用の循環システム

墓地の使用契約や使用権は、一般的には墓地使用者の承継者の存在を前提とした権利であり、承継者がいなくなると民事法上はその権利は消滅いたします。そして使用権の消滅した設備や区画の再利用は、限られた用地や財源を有効利用することです。

墓地使用の循環システムとして、本案は〔納骨棚の再使用が可能な合葬式共同墓地を建設すること〕、また〔承継者のいなくなった家族墓地の遺骨を合葬式共同墓地に収蔵することにより空区画を創出し、新たな家族墓地として市民に提供する。〕ことでもあります。

2. 合葬式（共同墓地）の新設

① 定義

合葬式墓地とは、《遺骨（焼骨）を収蔵し、一定期間が経過した後に合葬する共同墓地》であります。

民法第 163条は〔他の財産権の取得時効〕として、20年間の期限を規定し、また同時に船橋市霊園条例第12条は〔改葬及び無縁墳墓〕として改葬遺骨の保管期限を規定していますが、一定期間は20年の期間と判断されています。

② 市民の期待

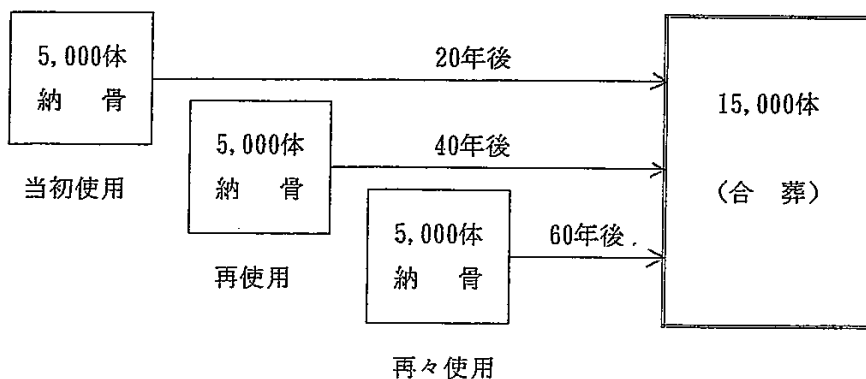
社会環境の変化により、市民の間には墓地や埋葬に関する意識の多様化が生まれています。海や山に散骨を望む市民、従来の家族墓を離れ夫婦だけで埋葬されることを希望する市民、そして老後を子供たちに頼れないまた頼ろうとしない市民が増えています。市営霊園の管理を行っている環境衛生課には、自然葬や散骨についてまた共同墓地に関する照会が日常的にあり、墓地を巡る環境の変化が感じられます。

こうした状況のなかで平成13年度の船橋市議会第2回定例会では、合葬式墓地の建設を求める議員提案が行われています。その後も、多くの市民の方や墓地経営者である宗教法人から、数多くの積極的な意見が寄せられています。

③ 目的と効果

(1) 数多くの市民の墓地需要にこたえることが可能

収蔵可能遺骨数は、当初は5,000体ありますが、納骨棚は一定期間経過後に再利用また再々利用が可能ですので、収蔵骨数の累計は、それぞれ10,000体また15,000体となり、数多くの市民の墓地需要にこたえることが可能であります。



(2) 継承者のいない世帯への対策となること

子供のない夫婦が生前に、自らの意思で予約することも可能です。

(3) 市民の経済的負担が軽減できること

今日のように経済状態が厳しい中で、合葬式墓地は区画使用権の確保や墓石建設の費用が省けた、市民にとり経済的な負担が少ない墓地施設です。

合葬式墓地使用料	東京都立小平霊園	一体	132,000円
		夫婦	264,000円
	横浜日立日野霊園	一体	65,000円
		夫婦	130,000円

(4) 使用料が二度徴収できること

承継者のいない墓地や納骨堂の遺骨を、合葬式墓地に合葬することにより、本市は返還された墓地の空き区画の使用料の徴収が新たに可能となります。

このように使用料が二重に徴収できる、合葬式墓地の整備は極めて高い経済的な効果を生み出します。

④ 合葬式墓地のデザイン

都立小平霊園合葬式墓地は、《光と緑に囲まれた小高い丘》をテーマとして設計され、武蔵野の自然を背景に落ち着いたたたずまいを見せています。また本市の予定地は《馬込の森に囲まれた広場》であり、合葬式墓地の適地です。

この墓地には万を越す遺骨が収蔵されるため、御霊の前で厳粛な気持ちになれるような建物や周囲のデザインが必要になります。

なお公営墓地は、特定の宗教には傾かないのが原則ですので、祭祀の形式は献花が中心となります。

⑤ 建設予定地と建設日程

建設用地は、第4次拡張用地の未利用地（駐車場用地）を予定しています。またお盆やお彼岸の時期は混雑するため十分な駐車場を配置する必要があります。構造は鉄筋コンクリートで、地下には納骨室と遺骨を合葬するための収骨室を整備する予定です。

なお建設日程は、平成15年度に地下水位や地盤強度の確認が必要なためボーリング調査を行い、平成16年度に設計、平成17年度に工事、平成18年度に開設する計画であります。

⑥ 各市の事例

なお各市に建設された合葬式墓地の主な例は以下のとおりです。各施設を調査しましたので、現地の写真や図面を添付いたします。

	横浜日立日野霊園合葬式墓地	東京都立小平霊園合葬式墓地																																										
開設年度	平成 5 年度	平成 1 0 年度																																										
収蔵体数	公称 3, 0 0 0 体 (実質6,000体)	3, 0 0 0 体 (実質9,000体)																																										
収蔵期間	永 年	2 0 年間 収蔵期間経過後に再使用また 再々使用																																										
使用料	一体 6 5, 0 0 0 円	一体 1 3 2, 0 0 0 円																																										
応募状況 平成14年	<table> <tr> <td>募集</td><td>応募</td><td>倍率</td></tr> <tr> <td>遺骨所持 1 体</td><td>80</td><td>157</td></tr> <tr> <td>2 体</td><td>40</td><td>110</td></tr> <tr> <td>遺骨+生前</td><td>120</td><td>1178</td></tr> <tr> <td>生前予約 1 体</td><td>100</td><td>292</td></tr> <tr> <td>2 体</td><td>260</td><td>3732</td></tr> <tr> <td>計</td><td>600</td><td>5469 9.11</td></tr> </table>	募集	応募	倍率	遺骨所持 1 体	80	157	2 体	40	110	遺骨+生前	120	1178	生前予約 1 体	100	292	2 体	260	3732	計	600	5469 9.11	<table> <tr> <td>募集</td><td>応募</td><td>倍率</td></tr> <tr> <td>遺骨所持 1 体</td><td>102</td><td>256</td></tr> <tr> <td>2 体</td><td>34</td><td>82</td></tr> <tr> <td>小 計</td><td>136</td><td>338 2.48</td></tr> <tr> <td>生前予約 1 体</td><td>92</td><td>810</td></tr> <tr> <td>2 体</td><td>452</td><td>4016</td></tr> <tr> <td>小 計</td><td>544</td><td>4826 8.87</td></tr> </table>	募集	応募	倍率	遺骨所持 1 体	102	256	2 体	34	82	小 計	136	338 2.48	生前予約 1 体	92	810	2 体	452	4016	小 計	544	4826 8.87
募集	応募	倍率																																										
遺骨所持 1 体	80	157																																										
2 体	40	110																																										
遺骨+生前	120	1178																																										
生前予約 1 体	100	292																																										
2 体	260	3732																																										
計	600	5469 9.11																																										
募集	応募	倍率																																										
遺骨所持 1 体	102	256																																										
2 体	34	82																																										
小 計	136	338 2.48																																										
生前予約 1 体	92	810																																										
2 体	452	4016																																										
小 計	544	4826 8.87																																										

- ・ 東京都立多磨霊園合葬式墓地（平成15年度開設予定、現在建設中）
- ・ 市川市立霊園合葬式共同墓地（平成15年度開設予定、現在建設中）

3: 《承継者のいない墓地（無縁墓地）》改葬システムの推進

① 無縁墓地の増大と改葬促進

(1) 増大する無縁墓地

平成14年度の霊園管理料の未納者は、12月の時点で 302件であります。管理料については収納率を高めるために、未納者に対する督促状及び催告状の発送、お彼岸時には未納者の墓石にお知らせを置き、また電話などにより督促するなどの指導を強めているところです。勿論将来この 302件がすべて無縁化するとは限りませんが、未納者件数の増加には苦慮しているところです。

ところで未納の 302件は、馬込及び習志野霊園の総区画数21,634区画の 1.4%に相当します。この水準は、現時点では危機的な段階ではありませんが、これからの《少子・高齢・非婚化》社会を想定すると、将来の未納者増加や無縁墓地の増大に直結しているようです。

本市の合計特殊出生率（女性が一生涯に出産する子供の数）は、1.2人ですので飛躍的に増加する高齢者との世代間の人口構成のアンバランスが生じる時代は、墓地の無縁化は一般的になります。試算ですが2割の無縁化が生じた場合は、21,634区画のうち 4,327区画が承継者のいない無縁墓地となるわけであります。

(2) 無縁墓地の改葬を進める東京都

無縁墓地の改葬については、その是非を巡り従来から二つの考え方がありますがそれはお墓が祭祀の対象であり、永代に祭られることを希望した建墓者の意思があるためです。改葬を否定する立場は、「管理料が未納でも安易に改葬すべきではないし、公営の霊園では、民法上の規定にとらわれずに保全すべき責務がある」とい理念に基づくものあります。そしてもう一つの見解は「高齢化による墓地不足を補うにも財源や用地が限定されるなかでは、無縁墓地を積極的に改葬して新たな墓地を供給するしかない。」といった理念に基づくものであります。

さて平成11年5月に墓地埋葬法の規則が改正され、無縁墓地の改葬手続きが簡素化されました。そして現在のところ千葉県内では、無縁化した遺骨の改葬を実際に行っている公営墓地はありませんが、東京都や大阪府では積極的に改葬を行っています。具体的には、東京大阪ともに 1,500件の改葬者の公告を官報に掲載したことが確認されています。

そして東京都は、古い墓地である青山や谷中の都立霊園については、従来は新規募集を行っていませんでしたが、青山霊園に共同墓地を新たに設置し、無縁化した墓地の改葬を積極的に進めています。

② 改葬促進による行政効果

(1) 合葬式共同墓地設置による効果

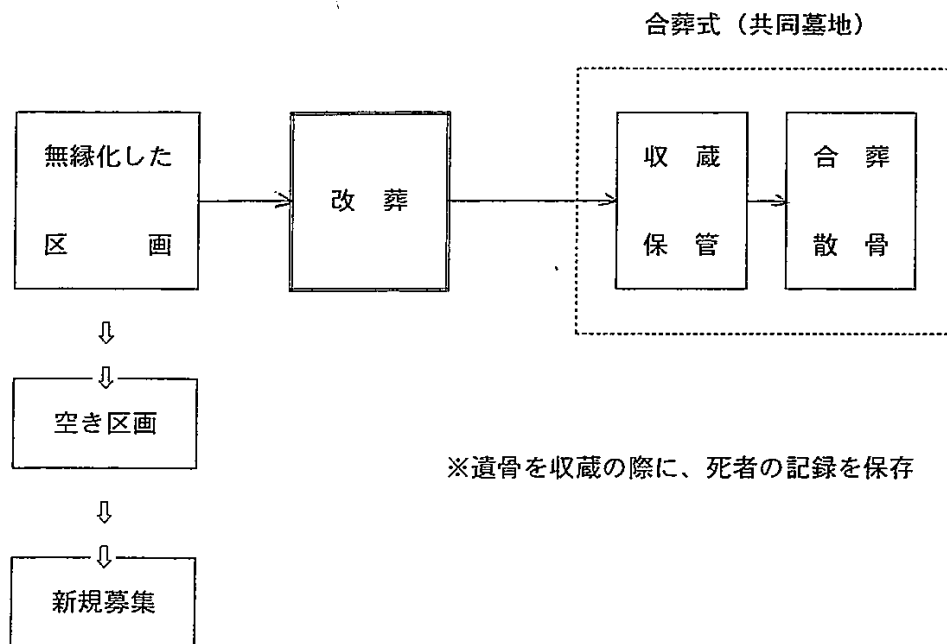
東京都は、すでに合葬式共同墓地を小平霊園に設置していますが、来年度からは多磨霊園にも新たな合葬式共同墓地を設置し、無縁化した墓地の改葬遺骨を合葬式共同墓地に合葬することにより、新たな墓地区画を創出することを企画しています。

同様に近隣市である市川市は、平成15年度から合葬式共同墓地を設置するため現在は建設工事を行っているところでありますが、市川市立霊園の無縁区画の改葬遺骨は、新たに設置される合葬式共同墓地に合葬することを計画しています。

(2) 効果の算出

このような形で、本市が先に試算した 4,327区画を、新たに空区画として創出した場合は、一区画 100万円とすると総額43億 2,700万円の使用料が新規に市の財政に入ることに直結いたします。勿論墓石の撤去などの経費がかかりますが、東京都では効率的な方法で対処し積極的に事務処理を進めているようです。

【《承継者のいない墓地》の遺骨の流れ】



③ 船橋市返還墓地促進制度の新設

承継者に対する市民の不安や管理費が支払えないなどの課題に対処するため、市川市では《返還墓地促進制度》を設けています。この制度は使用者の判断で、墓地を更地にして本市に返還する場合に、市からの助成金が申請により支出されます。

合葬式墓地の設置は、改葬先を保証することに直結していますが、使用者の自主的判断による改葬は、法的な改葬手続きをとるより有効な改葬方法であります。具体的な手続きは、先ず使用者が見積書を提出し、工事に要した費用を基本にしたなかで、限度額の範囲で助成することになります。

本市においてもこの制度を新設することが、改葬促進に直結していますので、市川市の現在の限度額を以下のとおり整理いたしました。

【市川市の返還墓地促進制度】

《助成金の限度額》	(普通墓地)	12 m ²	⇒	44 万円
		6 m ²	⇒	29 万円
		4 m ²	⇒	24 万円
	(芝生墓地)	4 m ²	⇒	7万 5千円
		2.5 m ²	⇒	7万 5千円

④ まとめ（改葬システムの推進にともなう行政効果）

- (1) 無縁化した墓地区画を改葬したあと、空き区画の再使用が可能となること。
- (2) 空き区画の再使用は、市民の墓地不足の解消となること。
- (3) 使用料の再徴収と管理料の不払い解消は、市財政の健全化につながる。
- (4) 返還墓地促進制度の設置で、改葬が促進できること。
- (5) 無縁区画の増加によって生じる、樹木や雑草の放置などの維持管理上不良な課題が解決できること。

【（資料） 改葬手続きの簡素化と改葬の実施】

平成11年 5月から墓埋法の規則が改正され、改葬手続は簡素化されました。従来は死亡や不在者の縁故者の申し出を求めた《2種以上の日刊新聞に3回以上掲載する》公告義務があり、高い費用負担のため実質的に改葬が進まない状況がありましたが、《官報への掲載と現地の立て看板による掲示》と内容が簡素化されたため無縁墓地の改葬が容易になりました。

4 芝生墓地の造成

① 第5次拡張事業により取得した用地

さて平成12年 3月に本市は、第5次拡張として3㎡の芝生墓地を1,000区画造成するために、13,108㎡を取得したので、用地の特性を整理しました。

(地図などの資料を添付)

飛 び 地	金杉川支流沿い2,272 ㎡の休耕田。 この場所は、海老川環境軸構想の重点区域であり、昆虫類が生息し、自然観察のためのビオトープゾーンとして指定されている。 環境保護団体から強く維持保全を求められている区域。 (当初から墓地造成は困難と判断した区域)
A 区	標高25mで馬込霊園の最も高所にある 4,560㎡の用地。 畑として耕作していた平坦な土地であり、地盤は固い。 高台の景観は素晴らしく、墓地用地として最適。 (A区は、3㎡の芝生墓地500区画を整備予定)
B 区	金杉川支流に沿った 6,276㎡の用地。高低差13mのガケ下の土地で、もとは休耕田。およそ2m山砂を盛り、畑として耕作していた平坦な土地。 (当初計画では、芝生墓地 500区画を整備予定)

② 軟弱地盤と地盤改良費

B区は 500区画の芝生墓地の整備を計画していたが、その後の調査で地盤に7mの腐植土層(植物が堆積した沈下量の大きい土壌)があり、墓石の倒壊が発生することが判明し、地盤改良費の試算を行ったところ、最新の工事施工方法で2億円以上の経費が必要なが分かりました。

2億円を 500区画で割ると一区画あたりの改良費は40万円であり、墓地としての採算性は見込めず苦慮したところであります。

③ 土地利用の交換による整備

第4次拡張用地内には、開発行為の許可条件として用途指定された2ヶ所の駐車場用地があります。そのうち一つは既に駐車場として整備していますが、残る一つの用地は、双方の用地が近接しているために、現在は未利用の状態であります。

しかし未利用の用地は景観が良好で、《馬込の森に囲まれた広場》です。また幅員の大きい道路にも面していますので、専用の駐車場を整備すれば、訪れる数多くの参拝者の交通利便も良く、合葬式墓地整備用地としては絶好の適地です。

このように〔B区を墓地として整備するには多大な経費が必要であり〕、同時に〔合葬式墓地の適地は駐車場として用途指定されている〕などの課題がありますが、事態を改善するために、本計画は土地利用用途の交換を提案いたします。具体的には、《駐車場予定地に合葬式墓地を建設し》、《墓地予定地B区を駐車場用地》とし土地利用の整合を図り、当初予定の【芝生墓地 1,000区画】の整備を【芝生墓地 500区画＋合葬式（共同墓地）】に変更するものであります。

そして法的処理は、墓埋法については《既得の許可を廃止し、廃止区域も含めた区域設定で、許可を再取得し》、都市計画法については《馬込霊園全体を開発行為の対象として、土地利用の整合性を図る》ことで適法に取り扱うものであります。

【土地利用の交換によって変更する整備内容】

	変 更 前		変 更 後
飛 び 地	ビオトープゾーン 用 地	⇒	ビオトープゾーン 用 地
A 区	芝 生 墓 地 用 地 5 0 0 区 画	⇒	芝 生 墓 地 用 地 5 0 0 区 画
B 区	芝 生 墓 地 用 地 5 0 0 区 画	⇒	駐 車 場 用 地
4 次 拡 張 用途指定用地	駐 車 場 用 地	⇒	合葬式共同墓地 及び附属駐車場

5. 行旅死亡人墓地の建設

① 行旅死亡人墓地建設の必要性和行政効果

(1) 無縁塔の現状

行旅死亡人等の遺骨は、現在馬込霊園内の無縁塔内に保管しています。さて、この無縁塔は昭和43年に民間の墓石業者から寄贈を受けたもので、現在塔内には大人の遺骨で約 300体の遺骨が収蔵されています。

ところが実際の無縁遺骨は収蔵能力を大きく越えており、平成14年5月8日現在では 429体もあり、91体は市営馬込霊堂の空きスペースに移して保管しています。そして、この空きスペースも約50体分の収蔵余地を残すのみであります。

(2) 市町村長の埋葬義務（墓地埋葬法第9条）

さて墓地埋葬法第9条は、《死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長がこれを行わなければならない。》ことを規定していますが、雇用情勢などの社会環境が悪化するなかで、無縁遺骨の増加は避けられず、収蔵スペースもなく新たな対策が求められています。

(3) 無縁遺骨の保管期間

ところで、民法第167条は（債権、財産権の消滅時効）として、第2項で《債権又ハ所有権ニ非サル財産権ハ、二十年間之ヲ行ハサルニ因リテ消滅ス》とし、祭祀財産である墳墓の権利消滅期間は20年間必要であることを定めています。

勿論遺骨は、祭具や墳墓でなく民法で定めるような財産ではありませんが、無縁化した遺骨が改葬される法的に定める期間に準じて、骨壺のまま無縁塔に保管する期間を20年とすることは、適当であると思われます。また保管期間の判断のひとつとして戸籍法に基づく戸籍簿の保存期限として80年間の規定がありますが、遺骨は文書と異なり保管に経費等もかかりますので、同列には扱えないと判断しています。

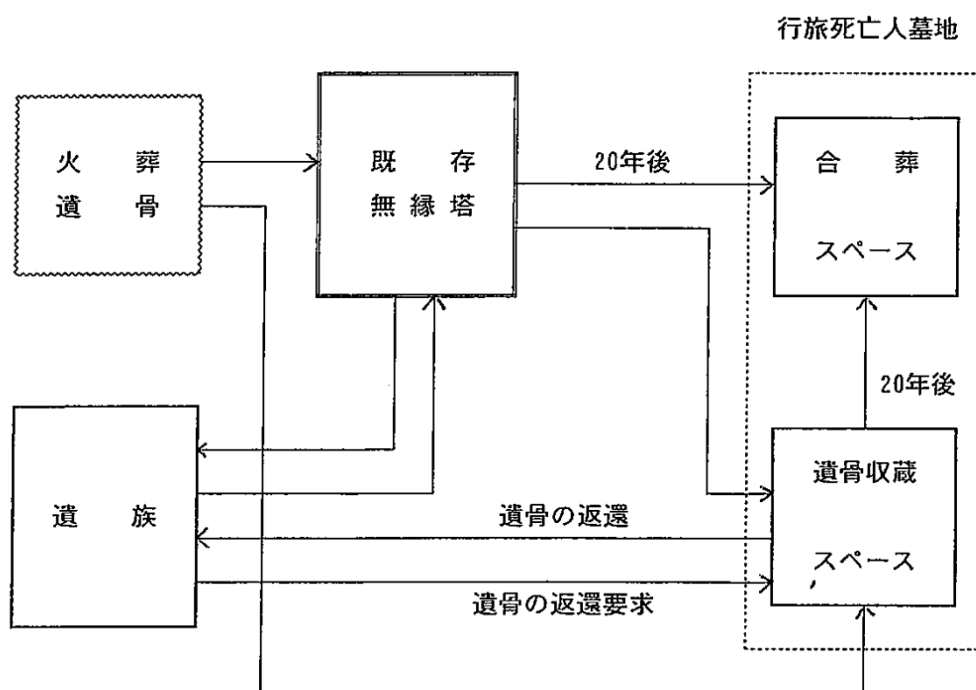
(4) 無縁遺骨収蔵墓地の計画

そして無縁遺骨収蔵墓地は、管理上の必要がありますので馬込霊園事務所に近い霊園内の公園用地の一角を予定しています。設計にあたっては、骨壺のまま保管できる納骨スペースを加えた構造とし、既存無縁塔で収蔵しきれなくなった遺骨も収蔵し、効率的な利用を図ることが必要です。

具体的な計画は、平成16年以降に設計を予定したいと考えておりますが、数多くの遺骨が祭られるわけでありますから、墓地のデザインについては宗教感情に配慮する必要があります。

② 行旅死亡人等の無縁遺骨の流れ

【行旅死亡人等の無縁遺骨の流れ】



【４】 第５次整備計画のまとめ

１．総論的まとめ

① 計画への反論

(1) 平墓地（普通墓地や芝生墓地などの家族墓地）を希望する市民からの反論

合葬式墓地を整備した場合は、平墓地を希望する一部の市民からは反論があると考えられますが、代表的な意見は次のようなものと想定されます。

- ・ 日本人は先祖を大切にするので、やはり家族墓が欲しい。
- ・ 肉親を葬るのに共同墓地では、粗末にするようでかわいそうだ。

(2) 石材商からの反論

市内にはおよそ25の石材商がありますが、共同墓地の設置は「脱墓石化」に直結していますので、墓石を扱う石材商からは次のような強い調子で反論されることが予想されます。

- ・ これまで馬込霊園の整備に協力してきた石材商は、いわば市政の功労者だ。
- ・ 市の墓地政策の変更により、職場を奪われる。

(3) 承継に関する反論

無縁墓地の改葬を進めた場合は、お墓の承継に関する反論が考えられます。

- ・ 民法の規定では、墓は祭祀財産なので使用者の意思で譲渡や売買もできるので条例、規則や運用を変えて、広い範囲で承継を認めれば、無縁化は防止できるのではないか。

(4) 計画の規模や行政効果に関する反論

その他に、計画の規模や効果に関する反論が想定されます。

- ・ 計画では合葬墓の規模は 15,000体であり、30,000区画には届かないので中途半端ではないか。
- ・ 市内の北部に新規に墓地をつくればいいではないか。

② まとめ（立案主旨の要約）

墓地と葬送をめぐる問題は、新たな段階を迎え、新たな展開を始めようとしています。勿論先に述べた反論は全く根拠のないものではなく、現在の社会常識を踏まえた対極にある尊重すべき大切な意見であります。

しかし本計画は、これらの現実的な意見や立場を尊重しつつも、地方自治体が《それを構成する人々の死に対して、出来る限りのサービスをする》責任を果たす必要があるため、あえてこれらに反論を加えることで、〔まとめ〕といたします。

(1) 市民権を得ている合葬式墓地

公営の合葬式墓地の設置の歴史は始まったばかりですが、横浜市の日野霊園や都立小平霊園の合葬式墓地の応募者は、年ごとに増加し、競争率は高くなっています。〈新しい葬送の形態が定着するには長い時間がかかる〉といった予想を裏切り、合葬式墓地は市民権を既に得ているようです。

また応募者の増加は、《管理が行き届いた墓地であり、家族も安心して眠れる》と考える市民が増えている事実を証明しています。

(2) 改葬促進は、石材商へのセイフティ・ネット

石材商の要望に応えるため、セイフティ・ネットを用意する必要があるようです。本計画では、重点課題として《無縁墓地の改葬促進》を提起していますが、改葬によって生まれた空き区画は、新たな建墓用地となります。墓地使用の循環化が機能すれば、永続的に建墓用地を供給できることになります。

また、改葬の際の墓石の撤去なども本市と石材商との協議の対象になるようです。

(3) 建墓者の意思を尊重するため、承継要件の緩和はできない

墓地の承継者の範囲を定めることは、法律的な要件のみならず社会通念に沿って取り扱うことも必要であります。民法の規定によれば使用者の意向があれば親族以外への売買や譲渡も可能ですが、その場合は建墓者の意思が無視されることにつながります。

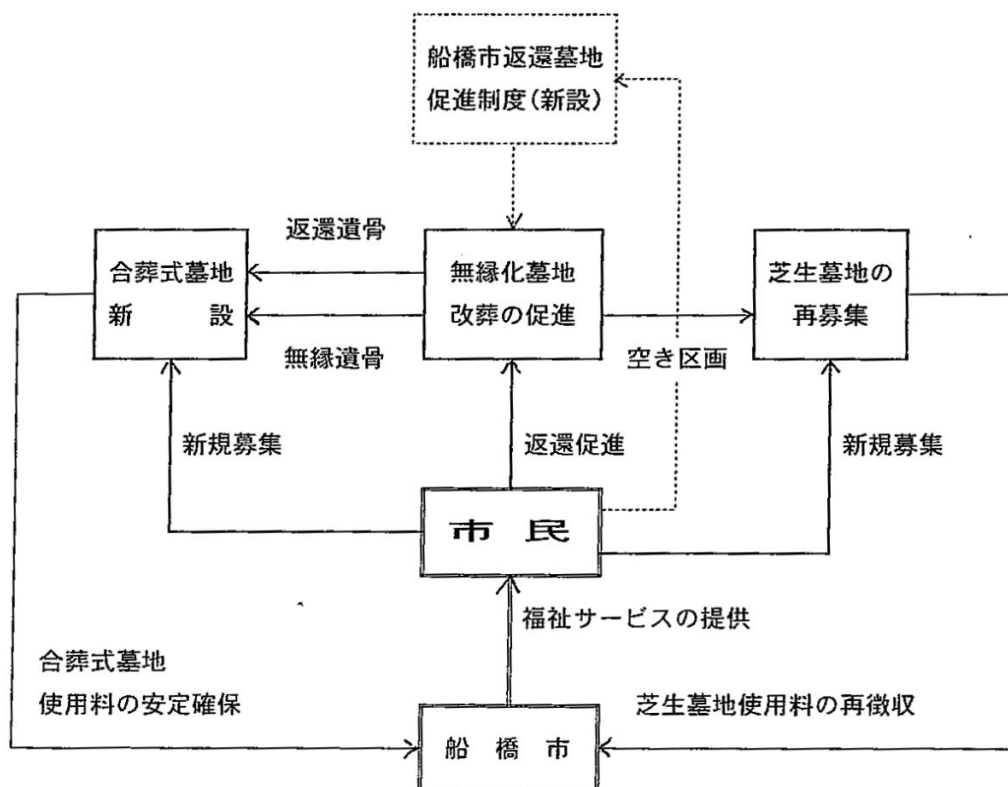
本市の墓地の承継要件は、〔祭祀を主宰する親族を対象とし、非親族については特別の理由がない限り〕承継を認めていません。無縁化が進んだとしても、本市は改葬を促進している東京都などの自治体と同様に、承継要件を安易に緩和することなく取り扱いたいと考えています。

(4) 選択の余地がない墓地政策（まとめ）

〔本計画の規模や効果は、限界があり中途半端である〕などの疑問や反論があることに對してはあえて否定しませんが、現在の財政状況や予算の有効利用を考えると本計画を選択することが適切な対処方法と判断するものであります。そして残余の墓地対策については、宗教法人などの民間の力に委ねることを理解していただくしかありません。

平成15年度には市川市では合葬式共同墓地が開設されます。同様に千葉市や松戸市を始めとする多くの近隣市で今後の墓地計画の検討が始まっています。そのような社会環境と時代とが大きく変化する状況のなかで、本計画の具体化は、市民福祉にとって極めて重要な課題であることを改めて表明して、本計画の〔まとめ〕いたします。

【船橋市墓地使用循環システムの概略図】



2. 今後の計画

① 年度別整備計画（別紙）

② 当面の計画

- 地質調査委託の予算要求（平成14年度）
- 墓地問題講演会開催（平成15年初旬）
- 墓地に関する市民アンケート調査（平成15年中旬）

年度別墓地計画一覧表

		14	15	16	17	18	19	20	21	22
【4次】	予算 計画	Y-240 E-497								
	工事 計画	W-266 Y- 92	Y-240 E-497							
	募集 計画	W-266 Y- 92 (358) 区画	Y-240 E-100 (340) 区画	E-397 (397) 区画						
【返還】	募集 計画	62 区画			60 区画			60 区画		
【5次】	予算 計画	地質調査	基本 実施 設計	造成 工事						
	工・設計 計画		地質調査	基本 実施 設計	造成 工事					
	募集 計画					A-250 区画	A-250 区画			
【合葬】 5,000 体	予算 計画	地質調査	基本 実施 設計	建築 工事						
	工・設計 計画		地質調査	基本 実施 設計	建築 工事					
	募集 計画					生前 150 死後 150	100 100	100 100	100 100	100 100

（２）関連条例の整理

①本市の条例の整理

本市の墓地等に関する条例として霊園条例、霊堂条例、墓地等の経営の許可等に関する条例、船橋市葬具の貸付に関する条例等があります。

条例名	制定年	概要
船橋市霊園条例	昭和 39 年	墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）に基づく埋蔵の施設（霊園）の設置及び管理に関し必要な事項を定めている。
船橋市霊堂条例	平成 5 年	墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）第 2 条第 6 項に規定する納骨堂の設置及び管理に関し、必要な事項を定めている。
船橋市墓地等の経営の許可等に関する条例	平成 13 年	墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号。以下「法」という。）第 10 条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可等の基準に関し、必要な事項を定めている。 《必要な事項の例：設置場所（住宅等から 100m 以上、河川や海から 20m 以上離す）、外構（墓地面積に応じた緑地帯及び障壁や垣根等を設ける）、域内道路（幅 1m 以上、主要なものは 3m 以上等）、1 区画当たりの墓面積（1.5 m ² 以上）など》
船橋市葬具の貸付に関する条例	昭和 55 年	葬具を貸し付けることにより、葬儀費用の軽減を図り、もって市民生活の改善に資することを目的とした条例。

②「墓地の経営許可に関する条例」の近隣自治体との比較

墓地の経営許可に関する条例（平成 29 年 7 月現在）について、各自治体の状況を比較すると、本市より厳しい基準を設ける自治体が多いことがわかります。

表 県内各市の墓地等の経営許可に関する条例の規定比較

市町村	条例制定年	市営霊園(※1※2)			墓地整備の環境基準		経営する法人等の要件			合意形成					納骨堂環境基準		火葬場環境基準
		有無	募集状況	合葬墓	土地の条件	住宅からの距離 (※状況により異なるため 緩厳の色分けはしない)	1区画あたり面積	域内通路の幅員	駐車場の台数 (※状況により異なるため 緩厳の色分けはしない)	宗教法人	公益社団法人 又は公益財団法人	自治体との事前協議の必要	標識の設置の必要	住民への説明の必要	土地の条件 ※いずれの自治体も墓 地と同じ基準	その他の条件 (住宅や河川・海からの距離等)	
船橋市	平成13年	有	返還のみ	無	自己の所有地	基準なし (埋葬の場合 100m 以上)	1.5㎡以上	1m 以上(ただし、墳墓の構造及び配置状況により、市長が認めるときは、この限りでない) (3,000㎡以上の場合、主要通路は 3m 以上。1ha 以上の場合、幹線通路は 6m 以上)	基準なし (3,000㎡以上の場合、市長が定める数以上)	主たる事務所又は従たる事務所を市内に有する	自己の所有地に設置した墓地を経営しようとする	有	基準なし	基準なし	自己の所有地	基準なし	住宅等から 100m 以上離す
千葉市	平成12年	有	返還のみ	有	自己の所有地で、かつ、宗教法人の場合は、境内地又はこれに隣接する土地を含む一団の土地	50m 以上（埋葬の場合 100m 以上） ただし、墓地の区域の面積が 1,000㎡未満の墓地で、当該墓地の境界に高さ 1.8m 以上の障壁等を設ける場合、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めるときは、この限りでない	基準なし	1m 以上（ただし、墳墓の構造及び配置状況により、市長が認めるときは、この限りでない） (2,000㎡以上の場合、主要通路は 3m 以上、幹線通路は 6m 以上)	基準なし (2,000㎡以上の場合、墳墓数に 0.05 を乗じて得た数以上)	5 年以上事務所を市内に有する	市内に事務所を有し、自己の所有地に設置した墓地を経営しようとする	有	有	有	自己の所有地で、かつ、宗教法人の場合は、境内地又はこれに隣接する土地を含む一団の土地	基準なし	(船橋市と同基準)
市川市	平成12年	有	新規あり	有	自己の所有地で、かつ、境内地又はこれに隣接する土地の区域	基準なし (2,000㎡以上の場合に限り 100m 以上)	1.0㎡以上	1m 以上(ただし、墳墓の構造及び配置状況により、市長が認めるときは、この限りでない) (2,000㎡以上 5,000㎡未満の場合、幹線通路は 5m 以上。5,000㎡以上の場合、幹線通路は 6m 以上)	基準なし (2,000㎡以上の場合、墳墓数に 0.05 を乗じて得た数以上)	主たる事務所を市内に有する	主たる事務所を市内に有し、自己の所有地に設置した墓地を経営しようとする	有	基準なし	基準なし	自己の所有地で、かつ、境内地又はこれに隣接する土地の区域	基準なし	(船橋市と同基準)
松戸市	平成13年	有	新規あり	有	自己の所有地で、かつ、境内地又はこれに隣接する土地の区域	50m 以上 (2000㎡以上の場合 は 100m 以上)	基準なし	1m 以上（ただし、墳墓の構造及び配置状況により、市長が認めるときは、この限りでない） (2,000㎡以上の場合、幹線通路は 5m 以上。1ha 以上の場合、幹線通路は 6m 以上)	墳墓数に 0.05 を乗じて得た数以上(※この駐車施設は、墓地の区域又は当該区域に隣接した経営予定者が所有する土地に設けること)	主たる事務所を市内に有する	記載なし（認めていない）	有	有	有	自己の所有地で、かつ、境内地又はこれに隣接する土地の区域	基準なし	(船橋市と同基準)
野田市	平成12年	無	—	—	自己の所有地で、かつ、境内地又はこれに隣接する土地の区域	100m 以上	1.5㎡以上	(船橋市と同基準)	基準なし (3,000㎡以上の場合、墳墓の区画数に 0.1 を乗じて得た数以上。さらに、車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車台数を、全駐車台数に 0.02 を乗じて得た数以上)	本市の区域内に主たる事務所を有し、本市の区域内において継続的に宗教活動を行い、かつ、永続的に墓地等を経営する能力を有する	記載なし（認めていない）	有	有	有	自己の所有地で、かつ、境内地又はこれに隣接する土地の区域	墓地の基準と同じ	(船橋市と同基準)
習志野市	平成12年	有	返還のみ	有	(船橋市と同基準)	50m 以上	1.5㎡以上	(船橋市と同基準)	墳墓数に 0.05 を乗じて得た数以上(ただし、土地の形状その他の事由によりやむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない)	主たる事務所を市内に 5 年以上有する	主たる事務所を市内に 5 年以上有する	有	有	有	(船橋市と同基準)	基準なし	(船橋市と同基準)
柏市	平成13年	無	—	—	自己の所有地で、かつ、宗教法人の場合は、境内地又はこれに隣接する土地を含む一団の土地	基準なし (1,000㎡以上の場合原則として 100m 以上)	1.5㎡以上	(船橋市と同基準)	墳墓数に 0.05 を乗じて得た数以上(ただし、半数以上の駐車台数は当該墓地の区域内に設置し、残りの駐車台数は墓地の利用者が使用しやすい位置に設置) (1,000㎡未満の場合、市長が認めるときは、墓地の利用者の使用に支障のない数以上)	主たる事務所を市内に有する	主たる事務所を市内に有する	有	有	有	自己の所有地で、かつ、宗教法人の場合は、境内地又はこれに隣接する土地を含む一団の土地	基準なし	(船橋市と同基準)
流山市	平成13年	無	—	—	自己の所有地で、かつ、境内地又はこれに隣接する土地の区域	50m 以上 (埋葬の場合 100m 以上)	1.5㎡以上	(船橋市と同基準)	基準なし (3,000㎡以上の場合、墳墓数に 0.05 を乗じて得た数以上。ただし、半数以上の駐車台数は当該墓地の区域内に設置し、残りの駐車台数は墓地の利用者が使用しやすい位置に設置)	主たる事務所を市内に有する	記載なし（認めていない）	有	基準なし	基準なし	自己の所有地で、かつ、境内地又はこれに隣接する土地の区域	基準なし	(船橋市と同基準)
八千代市	平成12年	無	—	—	(船橋市と同基準)	50m 以上（埋葬の場合 100m 以上)	1.5㎡以上	(船橋市と同基準)	墳墓数に 0.05 を乗じて得た数以上(ただし、土地の形状その他の事由によりやむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない)	主たる事務所を市内に有する	主たる事務所を市内に有する	有	有	有	(船橋市と同基準)	基準なし	(船橋市と同基準)
我孫子市	平成13年	無	—	—	(船橋市と同基準)	100m 以上（ただし、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない)	1.5㎡以上	1m 以上（ただし、墳墓の構造及び配置状況により、市長が認めるときは、この限りでない） (2000㎡以上の場合、主要通路は 3m 以上。1ha 以上の場合、幹線通路は 6m 以上)	基準なし (2,000㎡以上の場合、墳墓数に 0.05 を乗じて得た数以上)	5 年以上主たる事務所を市内に有する	記載なし（認めていない）	有	有	有	(船橋市と同基準)	基準なし	住宅等から 200m 以上離す。ただし、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。 ※住民説明会も必要
鎌ヶ谷市	平成13年	無	—	—	(船橋市と同基準)	基準なし (2000㎡以上の場合 は 50m 以上)	1.5㎡以上	1m 以上（ただし、墳墓の構造及び配置状況により、市長が認めるときは、この限りでない） (2000㎡以上の場合、主要通路は 3m 以上、幹線通路は 4m 以上。1ha 以上の場合、幹線通路は 6m 以上)	基準なし (2,000㎡以上の場合、墳墓数に 0.05 を乗じて得た数以上。ただし、半数以上の駐車台数は当該墓地の区域内に設置し、残りの駐車台数は墓地の利用者が使用しやすい位置に設置)	主たる事務所を市内に有する	主たる事務所を市内に有する	有	有	有	(船橋市と同基準)	基準なし	(船橋市と同基準)
浦安市	平成13年	有	新規あり	有	(船橋市と同基準)	基準なし	1.5㎡以上	(船橋市と同基準)	基準なし	市内に事務所を有する	記載なし（認めていない）	基準なし	基準なし	基準なし	(船橋市と同基準)	基準なし	住宅等から 100m 以上離す。ただし、公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。
白井市	平成13年	有	新規あり	有	(船橋市と同基準)	50m 以上（埋葬の場合 100m 以上)	1.5㎡以上	(船橋市と同基準)	墳墓数に 0.05 を乗じて得た数以上(ただし、墓地の利用者が使用できる駐車場が近くにあり、市長が相当と認めるときは、この限りでない)	主たる事務所を市内に有する	記載なし（認めていない）	有	基準なし	基準なし	(船橋市と同基準)	基準なし	住宅等から 100m 以上離す。ただし、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

(緑色は船橋市より緩い基準、ピンク色は船橋市より厳しい基準) ※ 1 市営霊園は他の自治体が運営していても市民に利用権がある場合には「有」とした

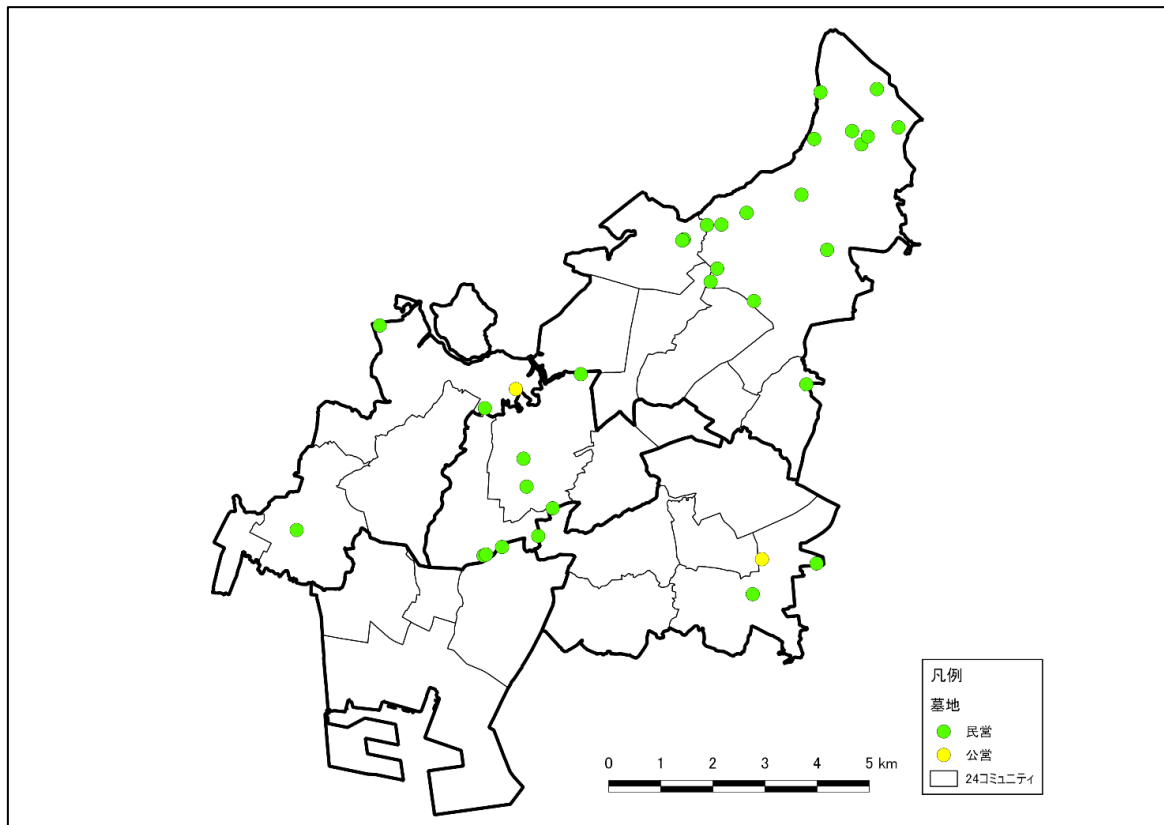
※ 2 市営霊園の募集状況は平成 29 年 4 月現在の状況

3. 地理的な観点からの墓地普及特性分析

(1) 墓地の分布状況

①本市の墓地分布

本市の墓地は、2016 年度現在、市営の墓地が 2 か所、民間等の墓地が 30 か所（みなし墓地は除く）、合計で 32 か所あり、市の中部と北部に集中して存在しています。



②本市の墓地一覧

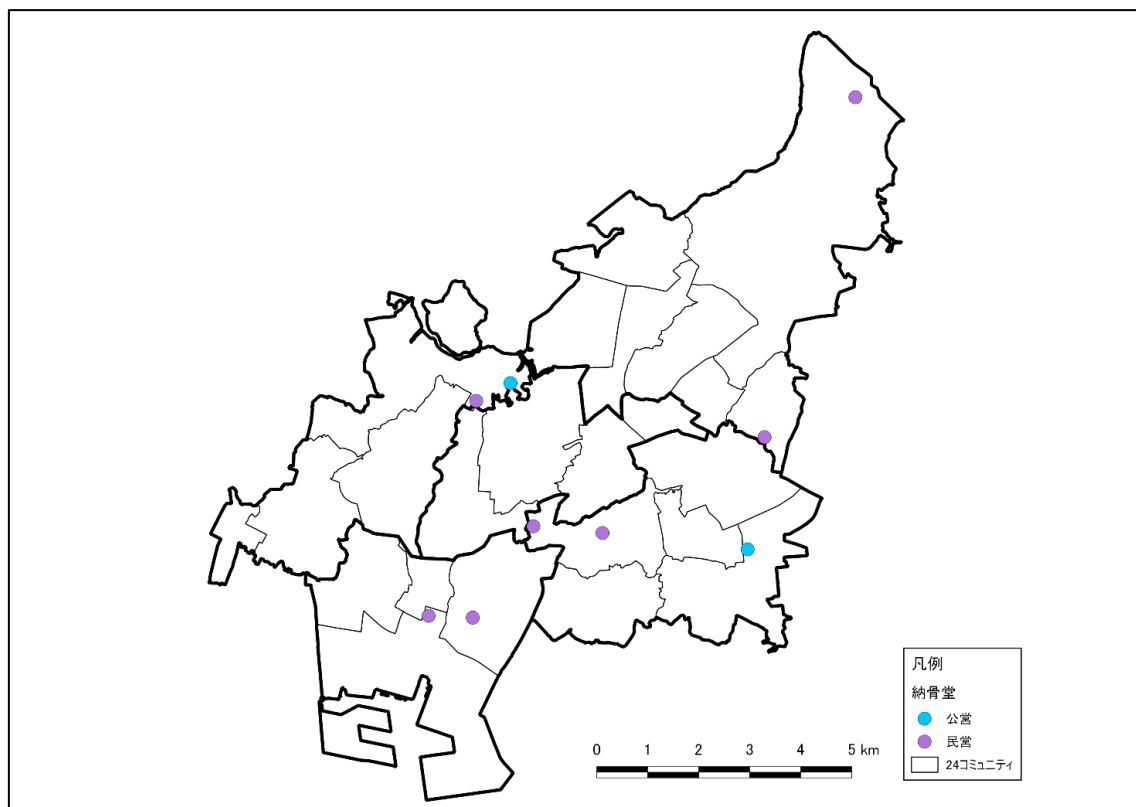
墓地名称	新設 許可年	許可 区画数	墓地名称	新設 許可年	許可 区画数
神宮寺墓地	1962	380	光明寺墓地	1991	74
西福寺墓地	1963	420	船橋第2メモリアルパーク(小野田霊園)	1994	3,171
宝成寺共同墓地	1964	150	明礼院やすらぎの里	1999	1,114
船橋市馬込霊園	1964	20,950	船橋森林霊園	2000	3,586
長福寺墓苑	1967	399	船橋メルヘンパーク	2001	440
船橋市習志野霊園	1968	684	船橋高根霊園	2002	925
高根寺霊園	1973	141	大林寺墓苑	2004	717
滝不動金蔵寺霊園	1975	563	市川メモリアルパーク圓佛教霊園(百日紅)	2008	1309
本覚寺霊園	1976	293	船橋和みの郷霊園	2008	1139
安養寺霊園(坪井墓苑)	1980	262	グリーンパーク船橋	2011	864
小室霊園	1982	1,621	三咲霊園	2011	1359
證大寺船橋昭和浄苑	1985	4,408	釈迦寺霊園	2011	1962
常圓寺豊富墓苑	1983	1,164	長福寺第二墓地	2011	142
宝林山浄明寺境内墓地	1987	345	ならしのガーデンパーク	2015	496
能満寺霊園	1978	221	櫻乃里ふなばし聖地	2016	453
船橋メモリアルパーク	1990	1,231	船橋中央メモリアルパーク	2016	787

※ みなし墓地は除く。

（２）納骨堂の分布状況

①本市の納骨堂分布

本市の納骨堂は、2016 年度現在、市営納骨堂が 2 か所、民間等の墓地が 7 か所、合計で 9 か所あります。



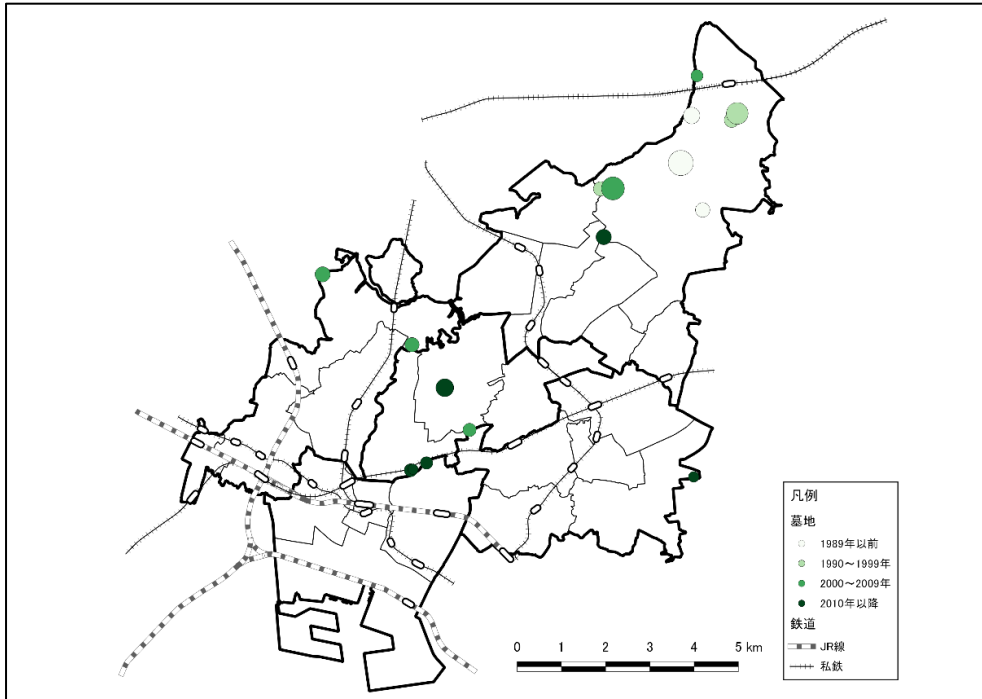
②本市の納骨堂一覧

納骨堂名称	許可年	許可 収蔵数	納骨堂名称	許可年	許可 収蔵数
了源寺納骨堂	1968	80	釈迦寺納骨堂	2000	4,440
清房院納骨堂	1969	57	専修院納骨堂	2010	109
阿弥陀寺納骨堂	1988	600	能満寺永代供養墓	2011	150
船橋市馬込霊堂	1992	1,000	船橋和みの郷霊園納骨堂	2016	1,500
船橋市習志野霊堂	1993	300			

(3) 市内の民間墓地の立地特性

①区画数・許可年

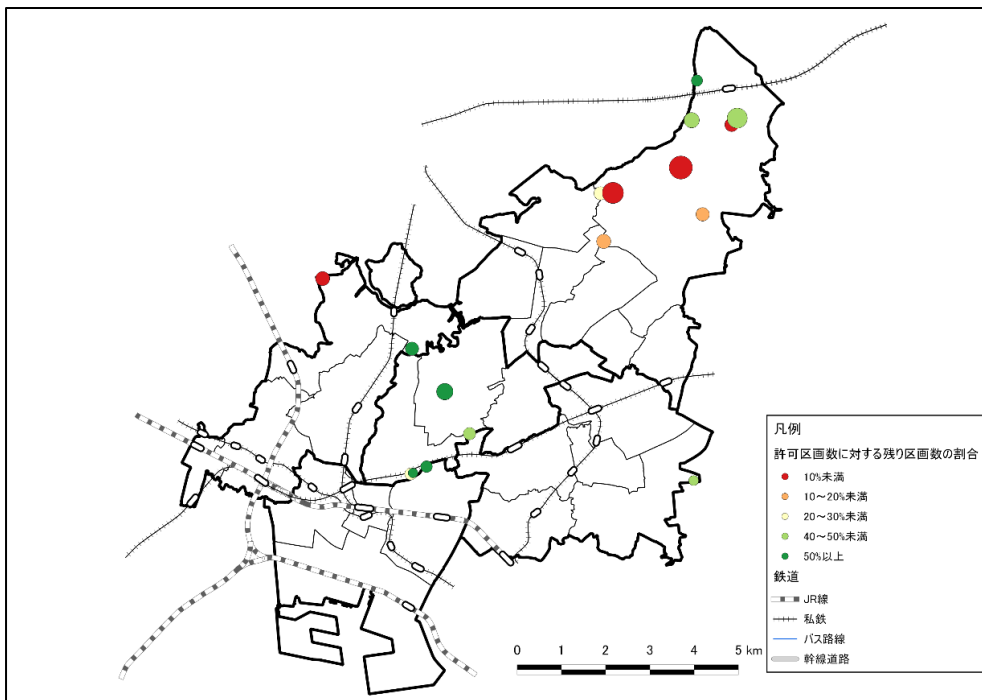
民間墓地の区画数は450～4,400区画程度となっており、区画の大きい墓地は北部に多く存在しています。中部に存在する墓地は比較的新しいところが多いです。



※ 宗派不問のみ。

②残区画数

許可年の古いものを中心に、残区画の割合が10%を切る墓地がみられます。古い墓地が多いこともあり、市の外縁部に存在する墓地の方が空き区画の割合は低い傾向がみられます。

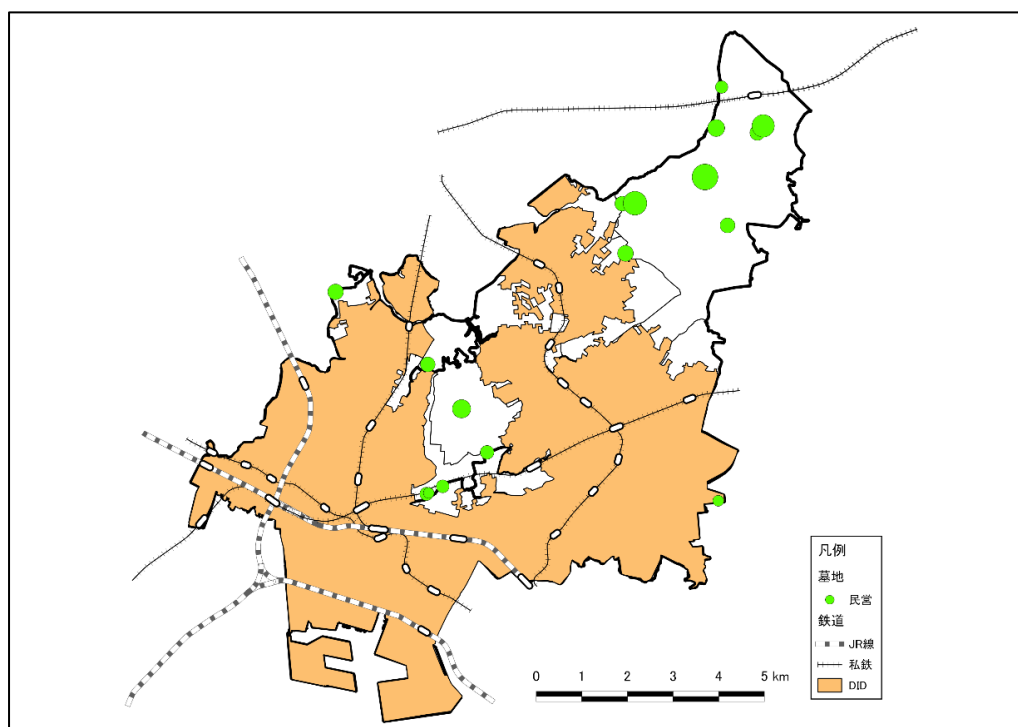


※ 宗派不問のみ。

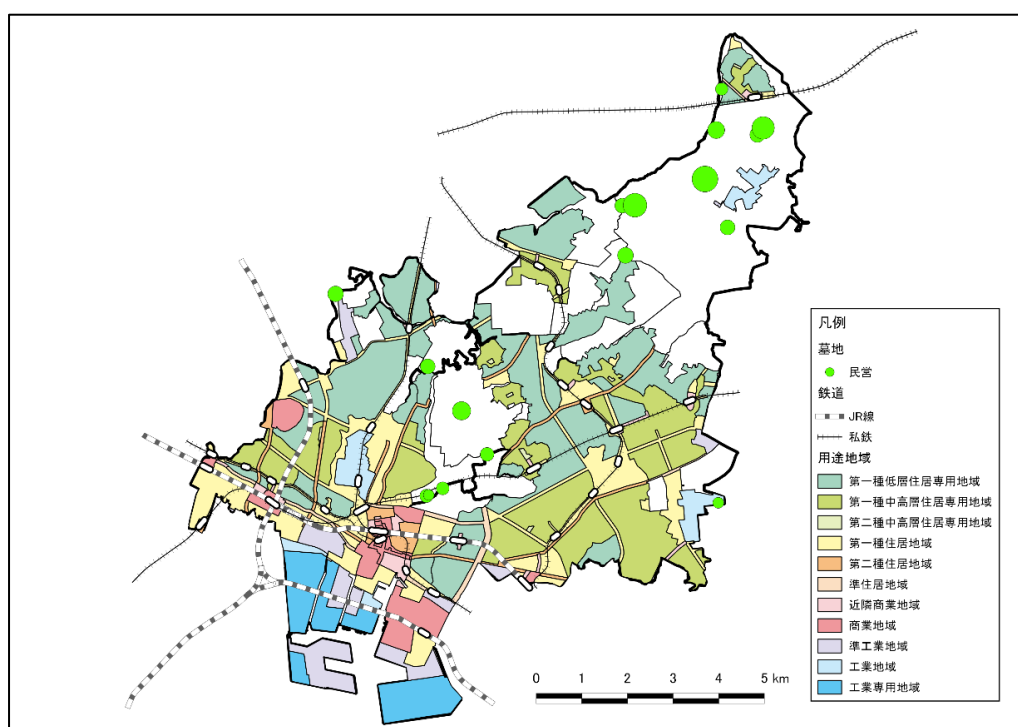
③土地利用

民間墓地のほとんどは、D I D地区外や用途地域外など、市街地の外側に分布しています。

※D I D地区…人口が集中するエリアのこと。市区町村の区域内で人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区（平成2年（1990年）以前は調査区）が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区に設定される。ただし、空港、港湾、工業地帯、公園など都市的傾向の強い基本単位区は人口密度が低くても人口集中地区に含まれる。



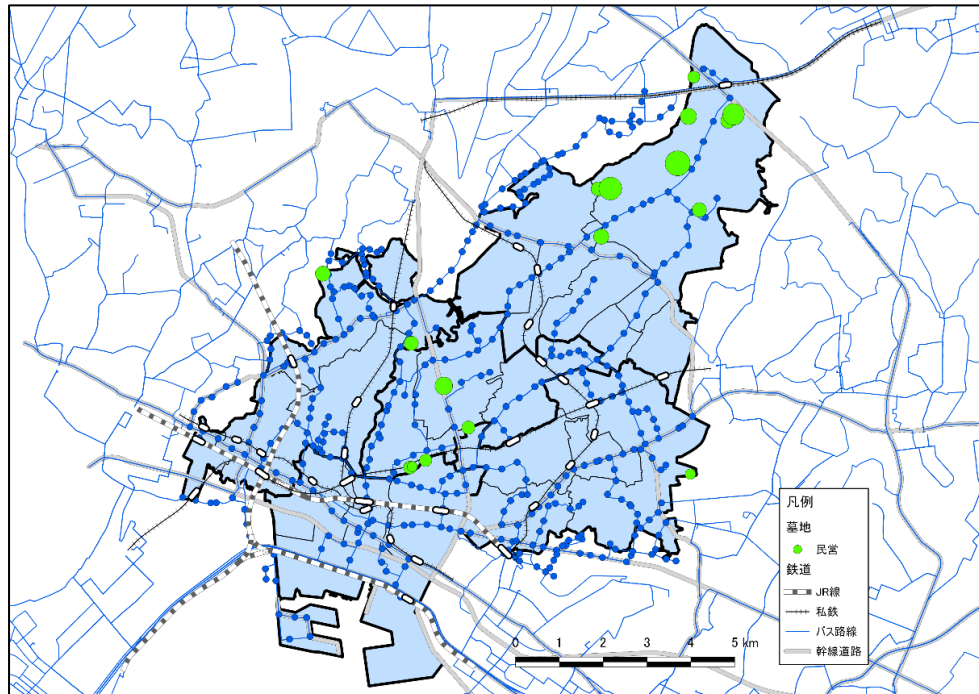
※ 宗派不問のみ。



※ 宗派不問のみ。

④交通利便

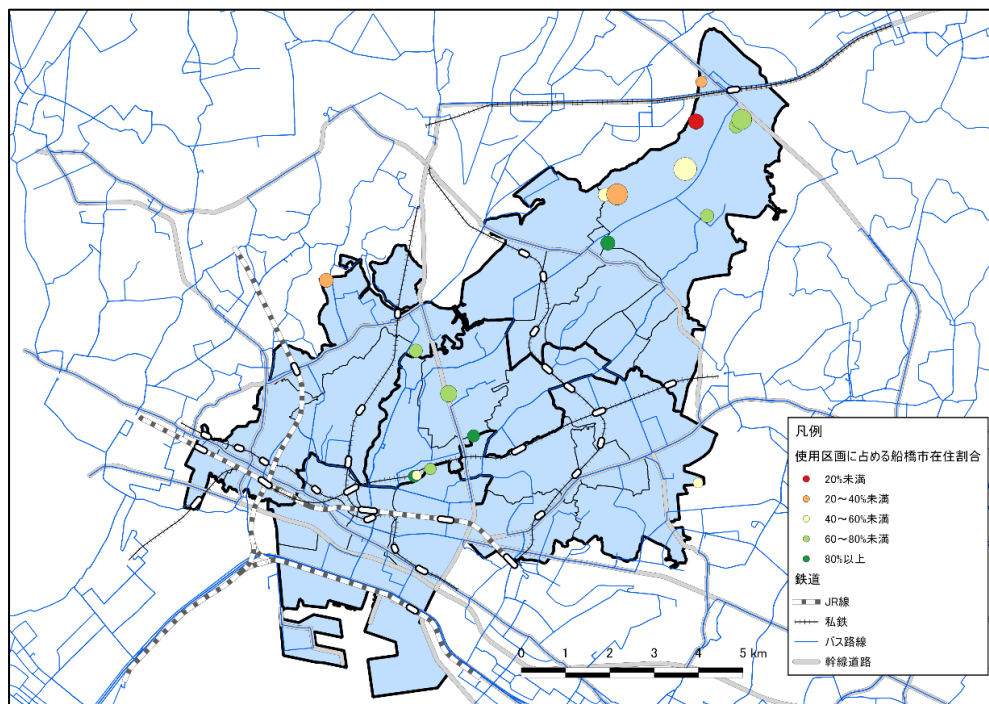
鉄道駅から離れて立地している民間墓地が多く、バスや車でのアクセスが前提となります。



※ 宗派不問のみ。

⑤使用区画に占める船橋市在住割合

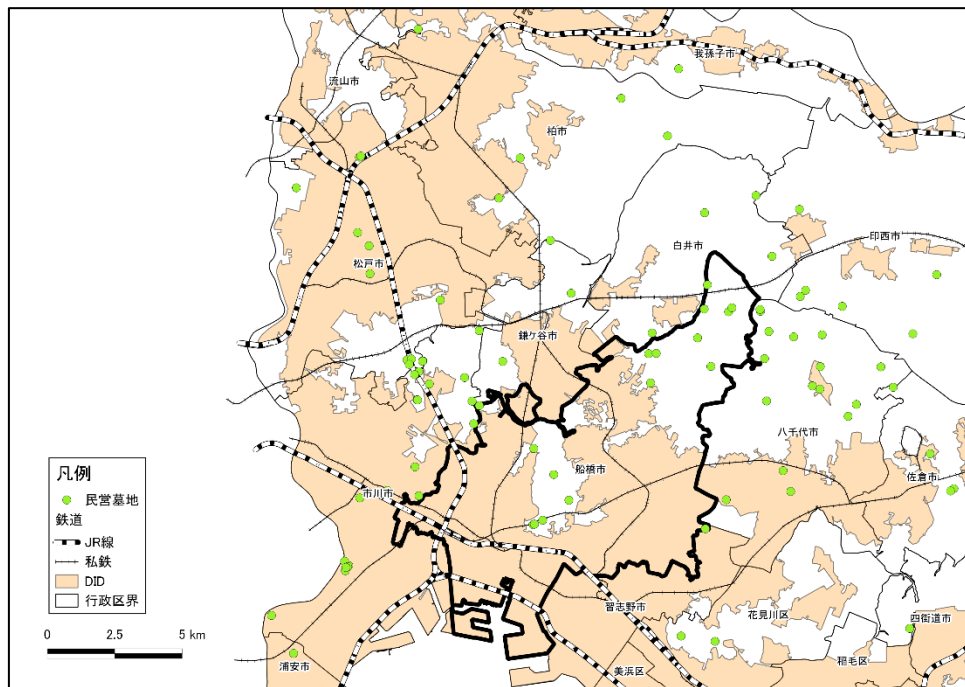
市の外縁部に立地する墓地については、使用区画に占める船橋市在住割合が低い傾向がみられ、市外からの利用が8割を超える墓地もみられます。



※ 宗派不問のみ。

（４）周辺都市の民間墓地の立地特性

周辺都市の民間墓地の立地状況をみると、船橋市のほか、市川市、八千代市などのD I D地区外に多く分布していることがわかります。



※ 周辺市（習志野市、浦安市、市川市、松戸市、鎌ヶ谷市、柏市、白井市、八千代市、印西市、佐倉市、四街道市、千葉市）については、民間の墓園・墓地ポータルサイトより情報を収集し、宗派不問の民間墓地のみを地図上にプロットした。

（５）墓地の普及特性のまとめ

・市の中部と北部に集中する墓地

本市の墓地や納骨堂は市の中部と北部の用途地域が指定されていない地域に集中しており、鉄道のみによるアクセスは難しい立地にあるものが多いため、自家用車やバス、タクシー等の利用が前提となっています。

・新規の整備は市の北部から中部へ

墓地経営の許可の取得年は北部よりも中部の方が新しいものが多く、残区画数の割合が高い墓地も中部の方に多いです。

・市外在住者の利用者が多い外縁部の墓地

市外在住者にとっての地理的な利便性もあり、市の外縁部に位置する墓地は市外利用者の割合が高い傾向にあります。

・隣接市町村で差がみられる民間墓地の分布状況

八千代市や市川市には本市と同様にD I D地区外に民間墓地の立地が多く見られますが、それ以外の市ではあまり多く見られず、本市は民間墓地の分布が比較的多いといえます。

4. 墓地に関する市民ニーズ

市民が所有する墓地の状況や今後の墓地に対する意向などを把握するため、市民を対象に行った意向調査について平成 18 年度調査（市民意識調査）と平成 28 年度（市政モニターアンケート調査）の結果から市民のニーズを把握できます。

（１）平成 18 年度市民意識調査結果

＜調査概要＞

調査地域	船橋市全域
調査対象	船橋市在住の満 20 歳以上から満 80 歳未満の男女
標 本 数	3,000 人
標本抽出	住民基本台帳からの無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成 18 年 6 月 23 日（金）～平成 18 年 7 月 10 日（月）
回収結果	有効回収数 1,452 人（回収率 48.4%）

＜調査結果（墓地に関する意向調査部分を抜粋）＞

①墓地の所有状況

お墓を「持っている（39.3%）」割合は４割弱で、「持っていない（現在、探していない）」（52.8%）が半数を超えている。

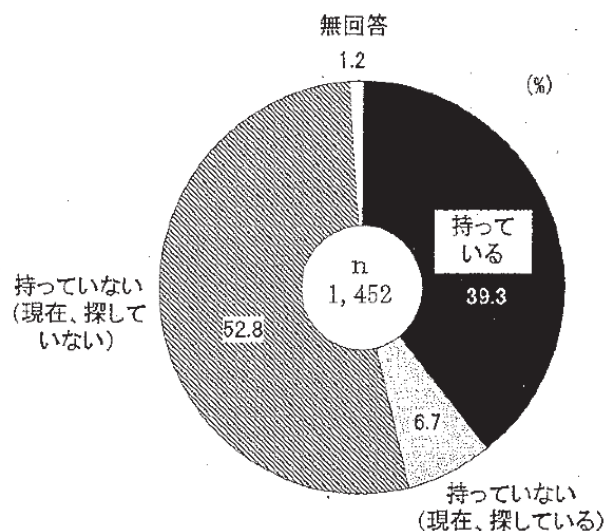
性別でみると、特に目立った違いはみられない。

年代別にみると、男女ともに高齢層ほど「持っている」割合が高く、女性 60 歳以上（62.5%）は 6 割以上、男性 60 歳以上（52.0%）は過半数が所有している。

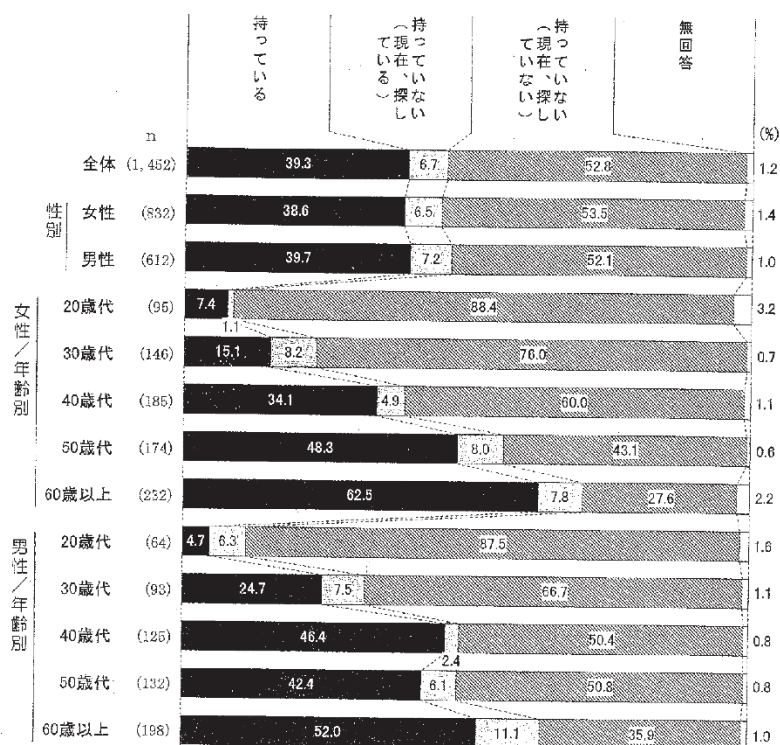
居住年数別では、「持っている」割合は長く居住している人ほど高く、20 年以上（50.9%）では半数が所有している。

定住意向別にみると、住み続けたい層では「持っている」（46.7%）と「持っていない（現在、探していない）」（45.3%）がほぼ等しいが、他の層ではいずれも「持っていない（現在、探していない）」が過半数を占め、「持っている」を大きく上回っている。

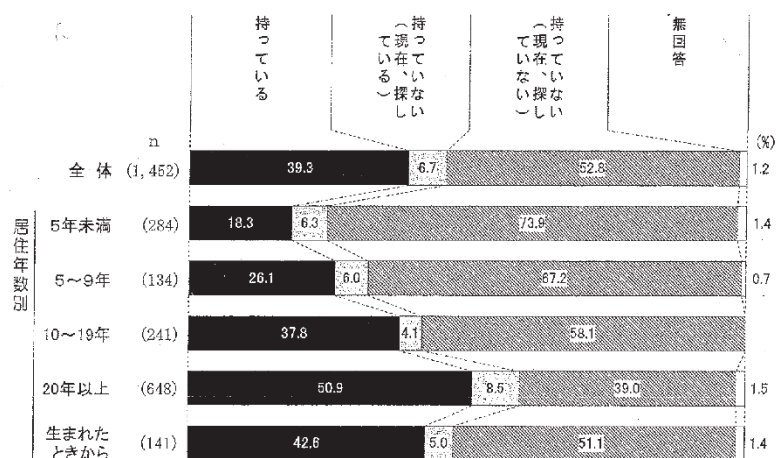
墓地の所有状況



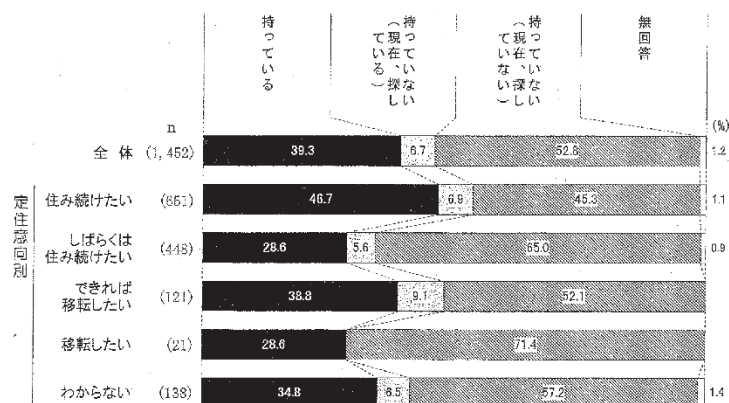
※性別・年代別



※居住年数別



※定住意向別



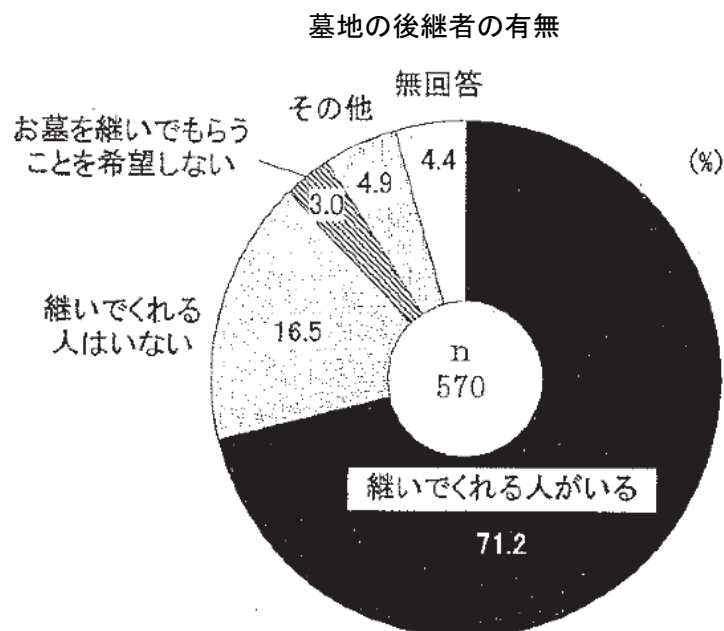
②墓地を継いでくれる人

お墓を持っている人に、お墓を継いでくれる人がいるかどうかを聞いたところ、7割強が「継いでくれる人がいる」(71.2%)と回答している。

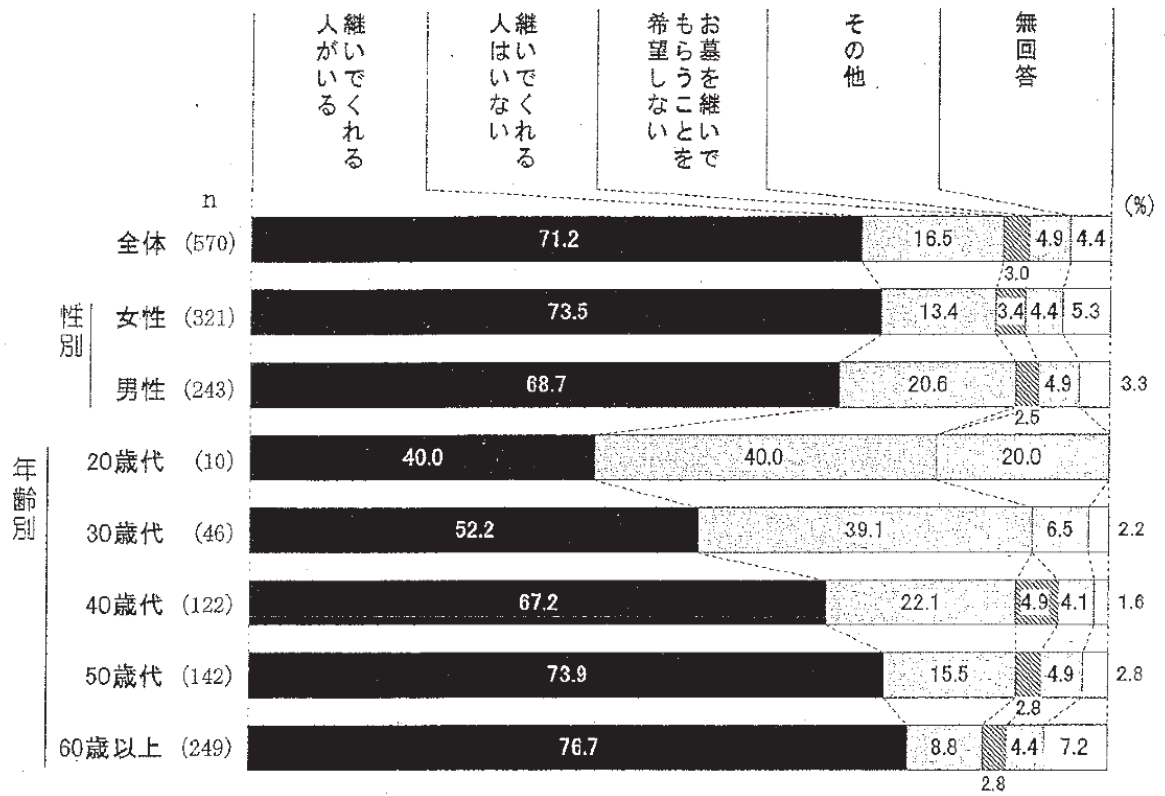
性別でみると、「継いでくれる人がいる」割合は女性(73.5%)が男性(68.7%)よりも5ポイント高くなっている。

年齢別にみると、「継いでくれる人がいる」割合は高年齢層になるほど高く、60歳以上(76.7%)では8割近くを占めている。

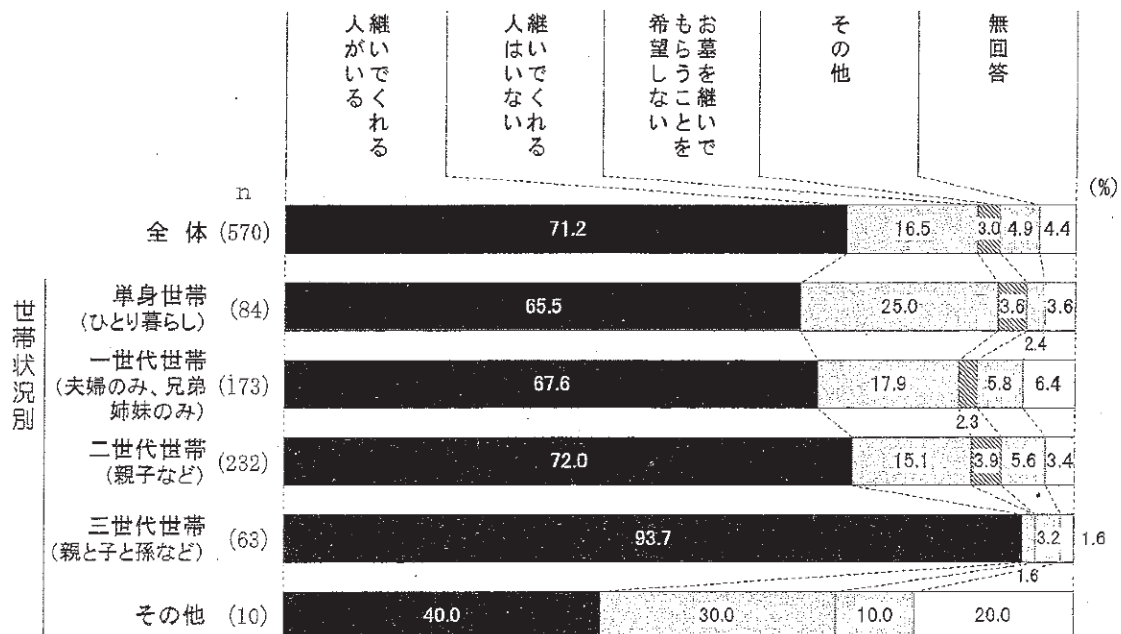
世帯状況別に「継いでくれる人がいる」割合をみると、単身世帯(65.5%)と一世代世帯(67.6%)では三人に二人であるが、二世帯世帯(72.0%)では7割、三世帯世帯(93.7%)では9割を超えている。



※性別・年代別



※世帯状況別



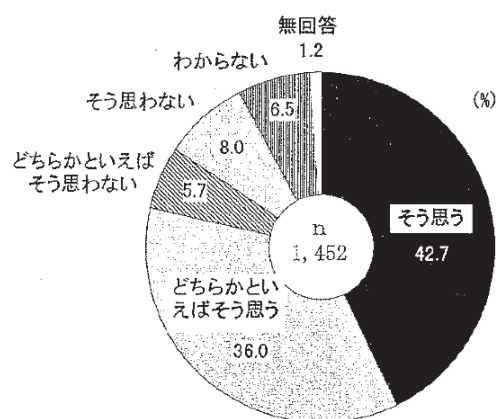
③墓地継承の義務についての考え

先祖からのお墓を受け継いで守ることが子孫の義務という考えを「そう思う」(42.7%) 人が4割強を占め、「どちらかといえばそう思う」(36.0%) 人が3割台半ばで続いている。両者を合わせた『そう思う』(78.7%) は8割弱になる。

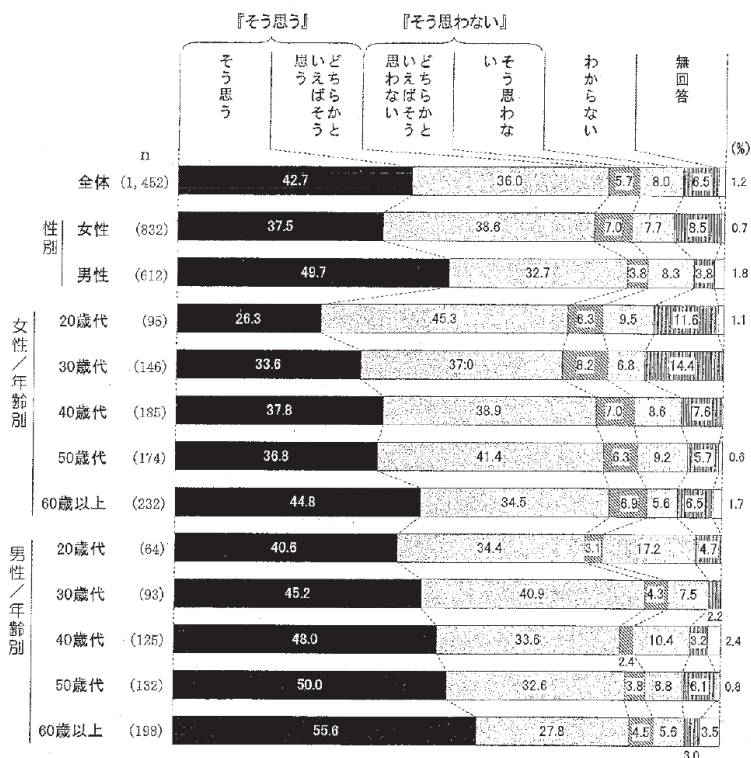
性別でみると、『そう思う』割合は男性(82.4%)が女性(76.1%)よりも6ポイント高く、「そう思う」では12ポイントと大幅に高くなっている。

年代別にみると、「そう思う」は高齢層ほど高くなる傾向がみられるが、『そう思う』では男女とも年代による差は小さく、女性はすべての層で7割台、男性も7割台半ばから8割台となっている。

先祖からのお墓を受け継いで守ることが子孫の義務という考え



※性別・年代別



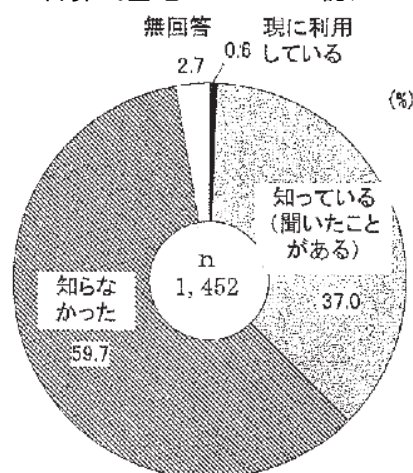
④合葬式墓地の認知度

合葬式墓地に関して、「知らなかった」(59.7%)が6割を占めている。「知っている(聞いたことがある)」(37.0%)は4割弱、「現に利用している」は0.6%である。

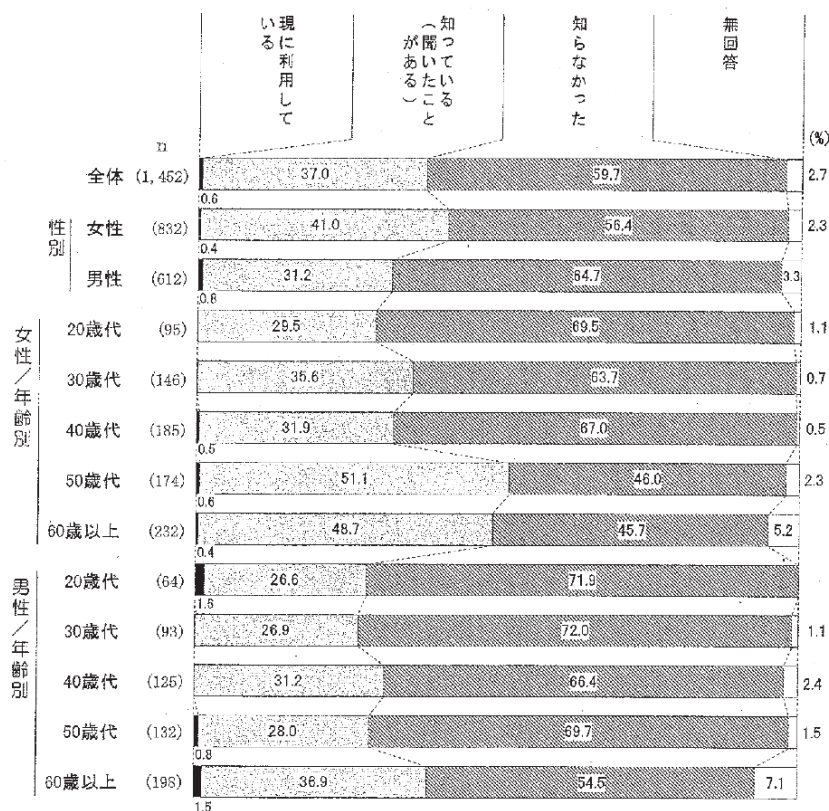
性別でみると、「現に利用している」と「知っている(聞いたことがある)」を合わせた割合は、女性(41.4%)が男性(32.0%)を10ポイント上回っている。

年代別にみると、「知っている(聞いたことがある)」は女性の50歳代(51.1%)と60歳以上(48.7%)で5割前後と高いが、他の層では2割台または3割台となっている。

合葬式墓地についての認知



※性別・年代別

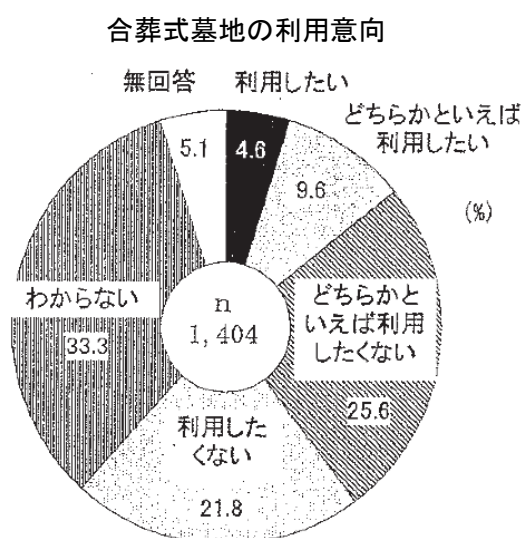


⑤合葬式墓地の利用意向

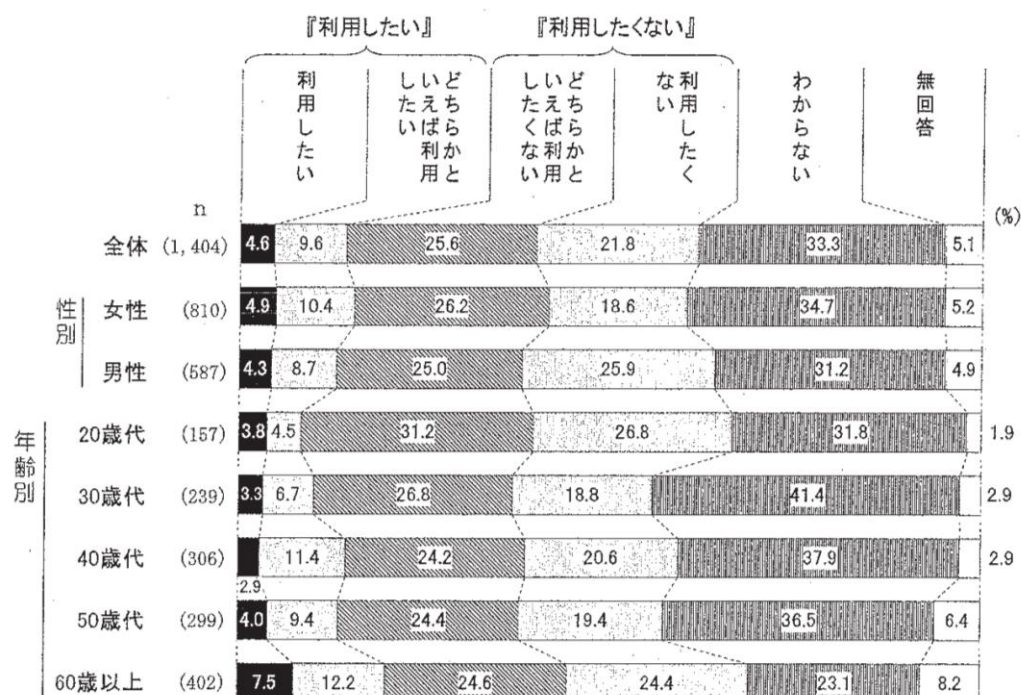
合葬式墓地を利用していない人に、今後の利用意向を聞いたところ、「利用したくない」(21.8%)と「どちらかといえば利用したくない」(25.6%)を合わせた『利用したくない』(47.4%)が多数を占め、「利用したい」(4.6%)と「どちらかといえば利用したい」(9.6%)を合わせた『利用したい』(14.2%)は1割台半ばである。

性別でみると、『利用したくない』は男性(50.9%)が女性(44.8%)よりも6ポイント高い。

年代別にみると、『利用したい』割合は高年齢層ほど高い傾向にある。特に60歳以上(19.7%)では2割近くになっている。



※性別・年代別



(2) 平成 28 年度市政モニターアンケート調査

<調査概要>

調査地域	船橋市全域
調査対象	市政モニター
標 本 数	297 人
標本抽出	船橋市に居住する年齢 20 歳以上の人を住民基本台帳から無作為に抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成 28 年 12 月 15 日 (木) ～平成 28 年 12 月 28 日 (水)
回収結果	有効回収数 227 人 (回収率 76.4%)

<調査結果>

墓地に関する意向調査部分を抜粋したものを次ページ以降に記載。

※調査結果における地域区分は以下の通り

南部…宮本、湊町、本町、海神

西部…葛飾、中山、塚田、法典

東部…前原、二宮、飯山満、薬円台、三山、田喜野井、習志野台

中部…夏見、高根、金杉、高根台、新高根、芝山

北部…二和、三咲、八木が谷、松が丘、大穴、豊富、坪井

①墓守の立場にあるか

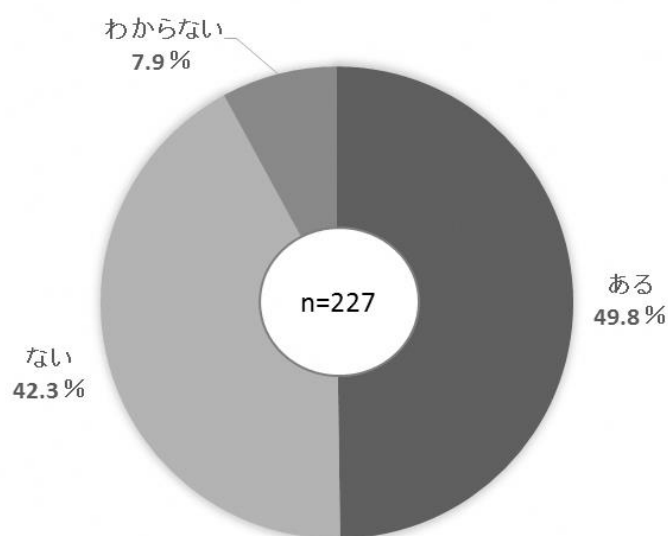
墓守の立場にある人は約5割で、わからないという人も7.9%いた。

性別では男性のうち6割が墓守である一方で、女性は4割であった。

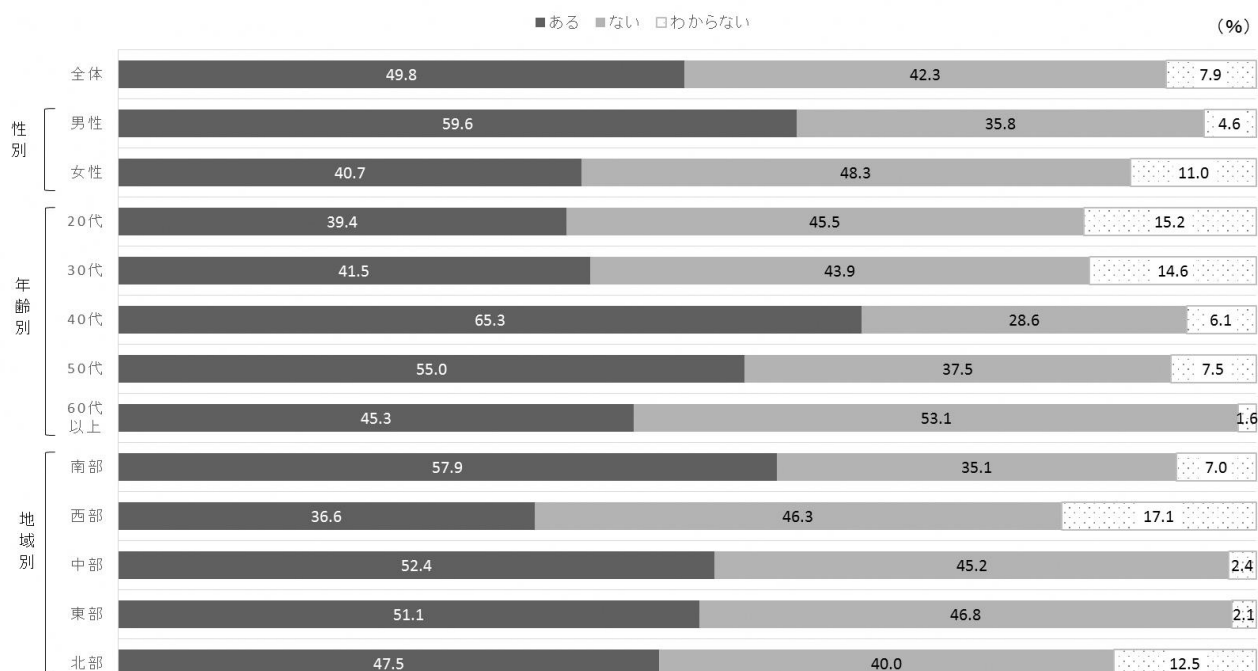
年代別では40代、50代に墓守である人の割合が高く、20代、30代、60代以上では比較的低かった。一方で「わからない」という回答は20代、30代に多かった。

地域別では、南部で墓守である人の割合が高く（6割弱）、西部では低かった（4割弱）。

墓守の立場にあるか



墓守の立場にあるか



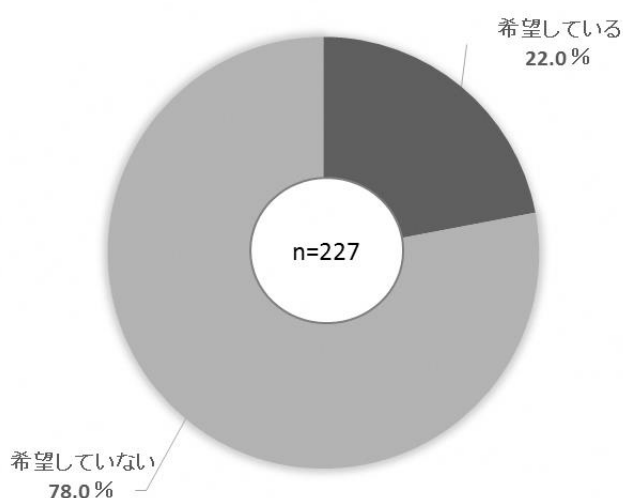
②墓地の取得希望

墓地取得を希望する人は全体で2割強にとどまり、大半の人（8割弱）は希望していない。
男性の方が女性より若干希望者の割合が高く25.7%であった。

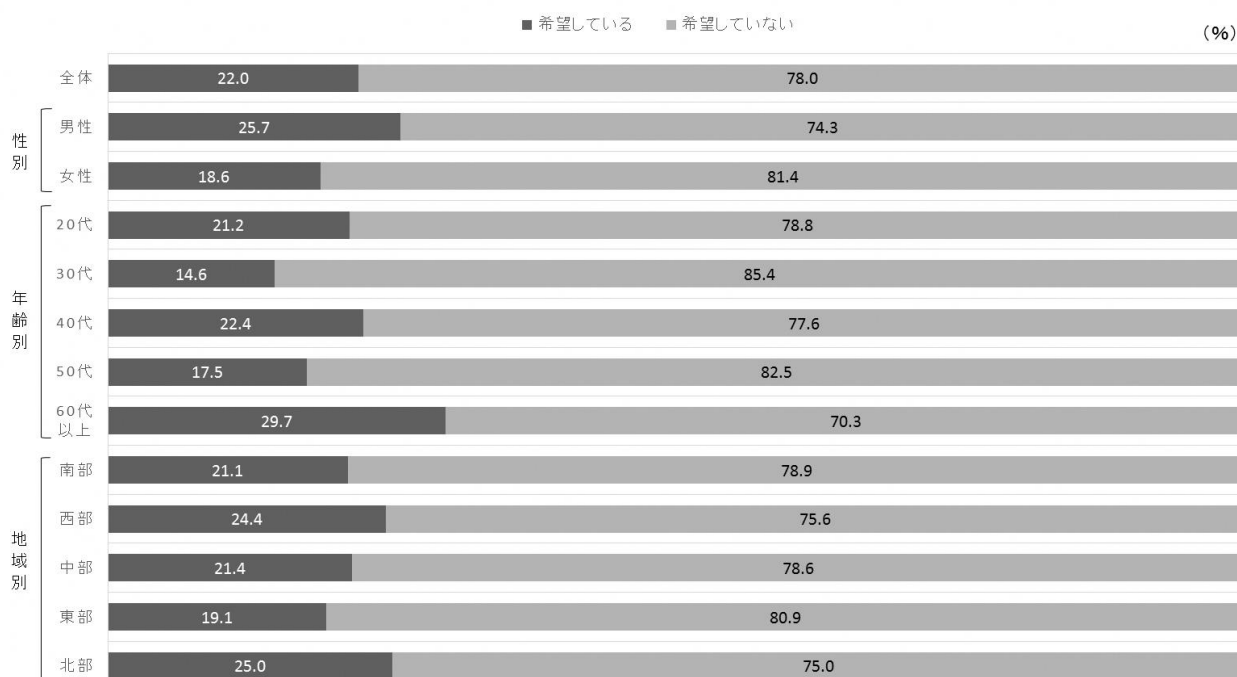
年代別では60代以上が希望者の割合が高く3割弱である一方で、30代と50代では低く2割に満たなかった。

地域別では南部と東部で比較的希望者の割合が高く四人に一人程度であった。西部ではやや低く2割に満たなかった。

墓地の取得希望



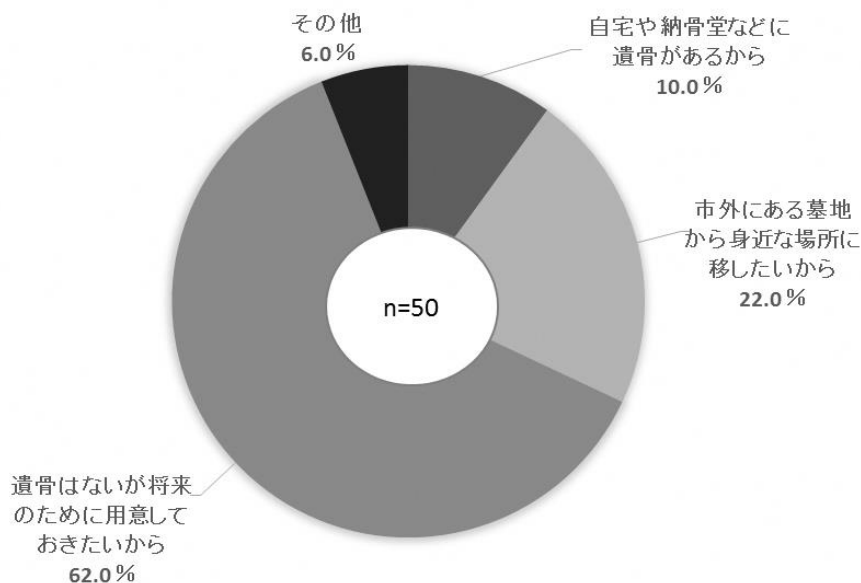
墓地の取得希望



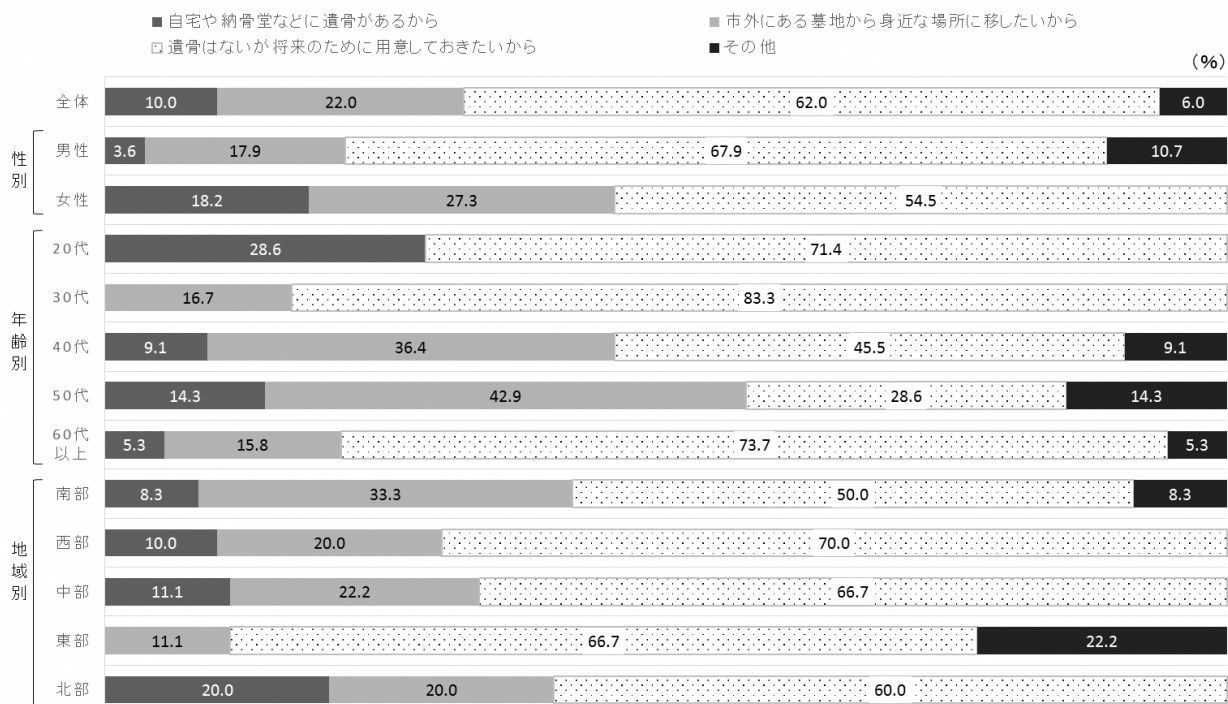
③墓地の取得希望理由

墓地取得の希望理由としては「遺骨はないが将来のために用意しておきたいから」が他を引き離して最も多く6割強であった。これは女性よりも男性が回答する傾向がみられた。次いで「市外にある墓地から身近な場所に移したいから」が2割強、「自宅や納骨堂などに遺骨があるから」が1割であった。これらは女性が回答する傾向がみられた。

墓地の取得希望理由



墓地の取得希望理由



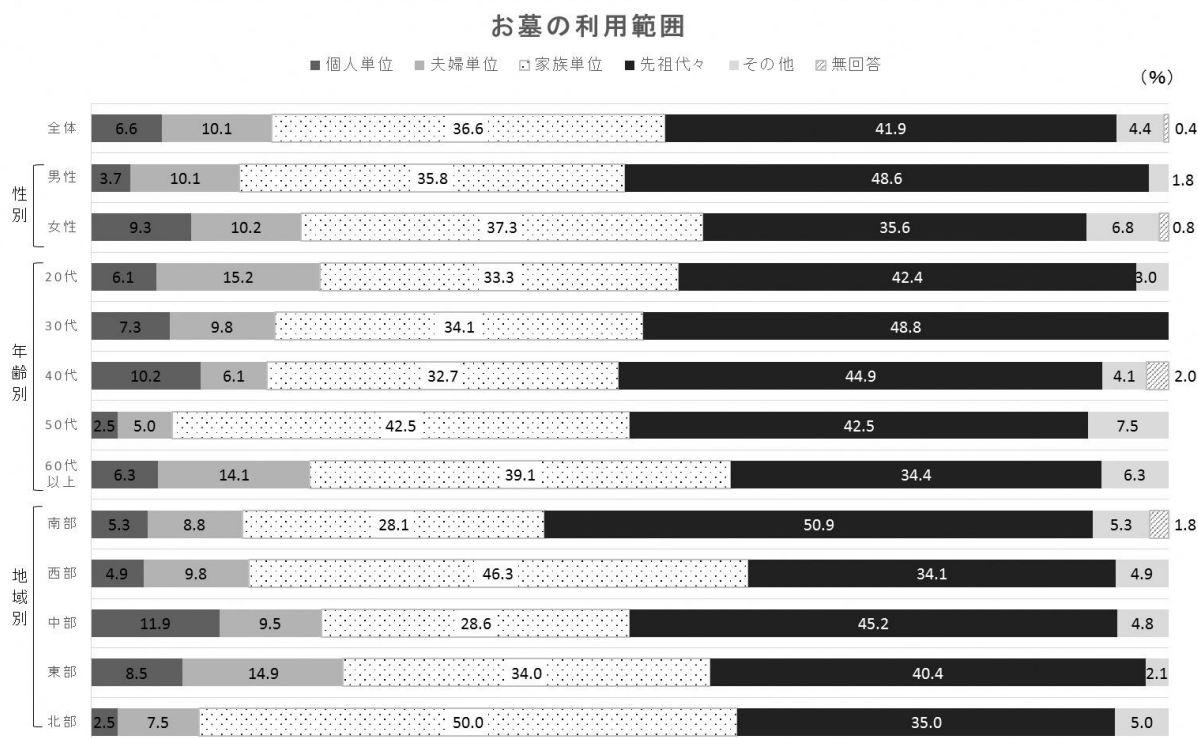
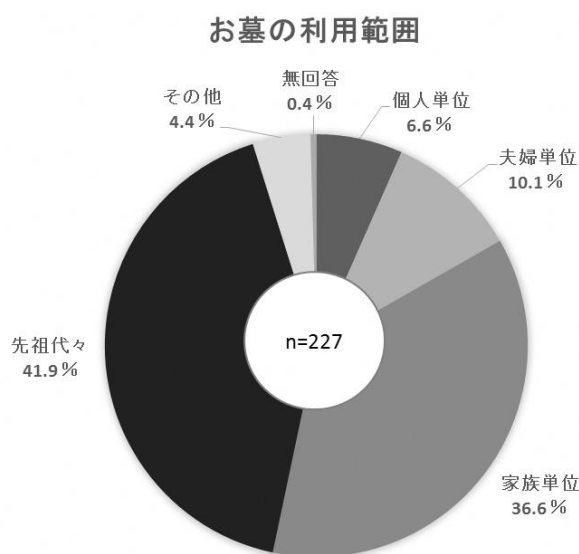
④お墓の利用範囲

お墓を利用する親族の範囲は「先祖代々」（４割強）と「家族単位」（４割強）という回答が多く、「夫婦単位」（１割）と「個人単位」（約６％）という回答は少なかった。

「先祖代々」という回答は男性で多く、「個人単位」という回答は女性で回答する人が多かった。

年代別では「個人単位」という回答は４０代で、「夫婦単位」という回答は２０代と６０代以上、「家族単位」という回答は５０代で、先祖代々という回答は３０代で比較的多かった。

地域別では「個人単位」という回答は西部で、「夫婦単位」という回答は中部、「家族単位」という回答は南部と東部で、先祖代々という回答は西部で比較的多かった。



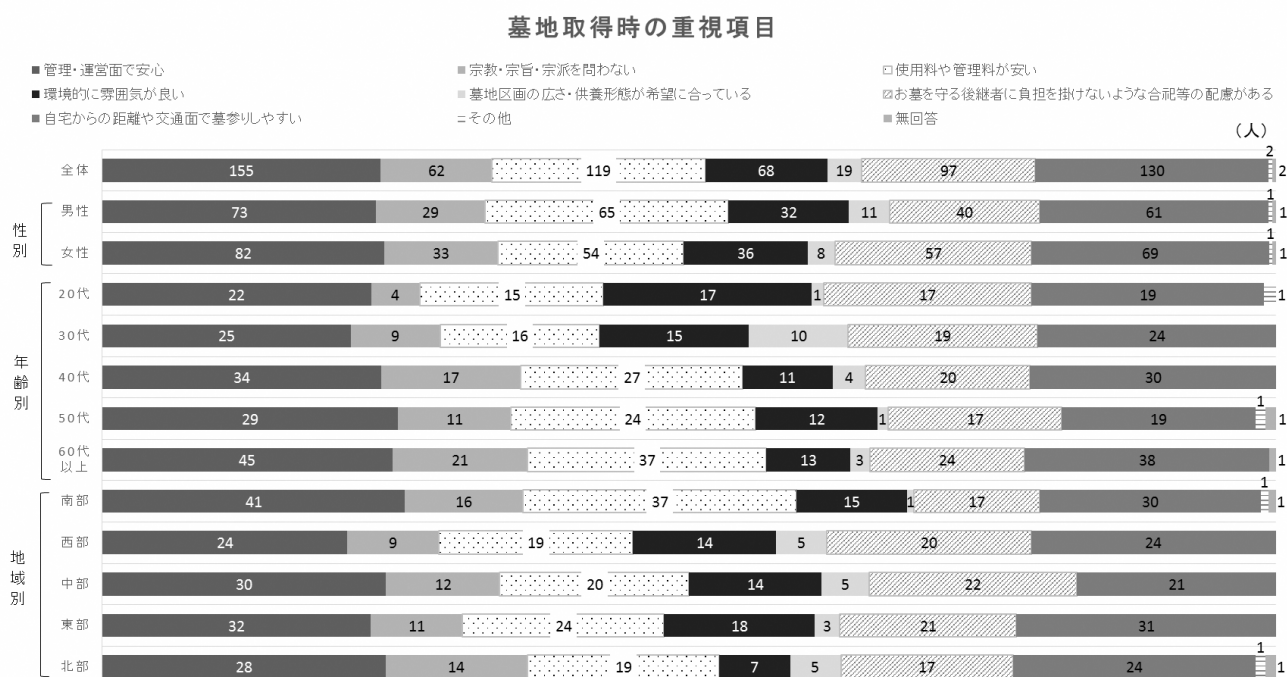
⑤墓地取得時の重視項目

墓地取得時の重視項目としては、「管理・運営面で安心」が最も多く7割弱、次いで「自宅からの距離や交通面で墓参りしやすい」が6割弱、「使用料や管理料が安い」が5割強の順に多かった。

性別では、「使用料や管理料が安い」という回答は女性より男性で多く、「お墓を守る後継者に負担を掛けないような合祀等の配慮がある」という回答は男性より女性で多かった。

年代別では、「宗教・宗旨・宗派を問わない」や「使用料や管理料が安い」という回答は年配の世代の方が多く、「環境的に雰囲気が良い」や「お墓を守る後継者に負担を掛けないような合祀等の配慮がある」という回答は若い世代で多かった。「墓地区画の広さ・供養形態が希望に合っている」という回答は30代で比較的多かった。

地域別では、「管理・運営面で安心」という回答は西部では少なく、「宗教・宗旨・宗派を問わない」は北部で多く、「使用料や管理料が安い」は南部で多く、「環境的に雰囲気が良い」は東部で多く、「墓地区画の広さ・供養形態が希望に合っている」は南部では少なく、「お墓を守る後継者に負担を掛けないような合祀等の配慮がある」は南部で少なく中部で多く、「自宅からの距離や交通面で墓参りしやすい」は中部で少なく東部で多かった。



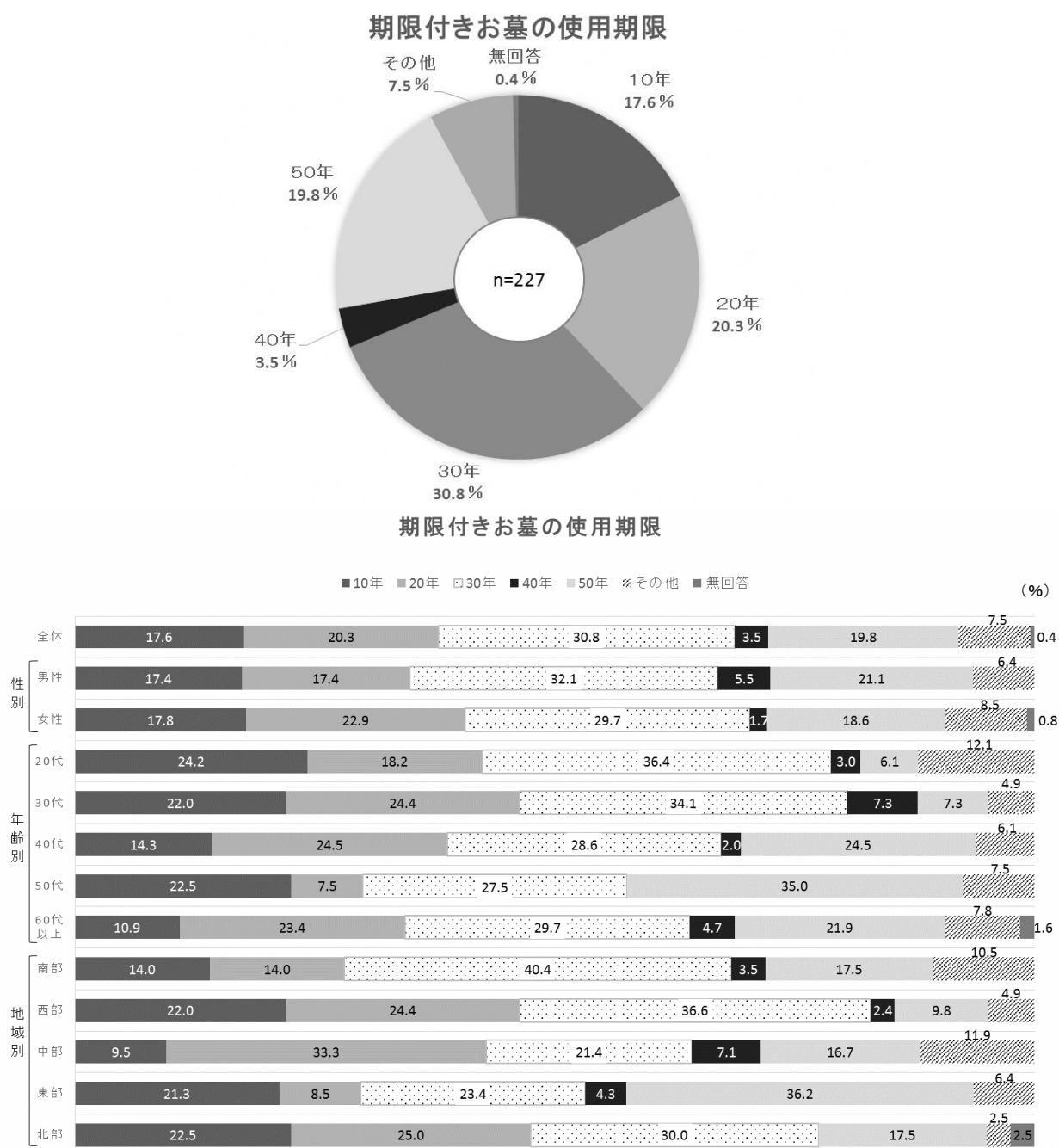
⑥期限付き墓地の使用期限

期限付き墓地の使用期限については「30年」が3割程度で最も多く、次いで「20年」「50年」「10年」の順に多く、いずれも2割前後の人が回答した。

女性よりも男性の方が「使用期限が長い方が良い」と考える傾向があった。

年代別では「10年」が20代と30代と50代で多く、「20年」は50代で少なかった。「40年」は30代で多く、「50年」は高齢の世代が多かった。

地域別では中部では「20年」という回答が最も多い一方で、東部では「50年」という回答が最も多いという特徴がみられた。



5. 墓地の需要推計

(1) 推計方式の概要

推計方式①：大阪府方式の算出方法

⇒「分家により生じた新しい世帯の内、現居住地において定住することを志向し、なおかつそうした世帯において死亡者が発生した場合に墳墓が必要とされる¹⁾」と仮定した場合の推計であるため、死亡者数と墓地需要が連動します。具体的には以下の式で計算されます。

$$\begin{aligned}\text{将来必要数 (A)} &= \text{推定死亡者数} \times \text{墓地需要率} \times \text{定住志向率} \\ \text{将来必要数 (B)} &= \text{推定死亡者数} \times \text{傍系世帯率} \times \text{定住志向率} \\ \text{墓地需要数} &= \{ \text{将来必要数 (A)} + \text{将来必要数 (B)} \} \div 2\end{aligned}$$

推定死亡者数…人口ビジョン（平成 28 年 3 月・船橋市）と「日本の地域別将来推計人口」（平成 25 年 3 月推計・国立社会保障・人口問題研究所）による推計値を元に算出

墓地需要率 …平成 28 年度市政モニターアンケート調査において「墓地の取得を希望する」と回答した方の割合（22.0%）

定住志向率 …平成 26 年市民意識度調査において「今後も本市に住み続けたい」と回答した方の割合（52.4%）

傍系世帯率 …平成 28 年度市政モニターアンケート調査において「家を継ぎ、先祖のお墓を守る立場にない」と回答した方の割合（42.3%）

推計方式②：森岡方式の算出方法

⇒「ある基準年次以降、新たに生ずる親族世帯は、全て墳墓を必要とする²⁾」と仮定した場合の推計であるため、世帯数と墓地需要が連動します。具体的には以下の式で計算されます。

$$\begin{aligned}\text{墓地需要期間 (A)} &\div 1 / (1 \text{ 世帯平均人員} \times \text{死亡率}) \\ \text{年平均墓地需要数 (B)} &= \text{親族世帯増加数} \div \text{墓地需要期間 (A)} \\ &= \text{親族世帯増加数} \times 1 \text{ 世帯平均人員} \times \text{死亡率}\end{aligned}$$

親族世帯増加数及び親族世帯の 1 世帯平均人員…1975 年～2005 年までの国勢調査における実績値とそれらから近似式を用いて算出した推計値により算出

死亡率…2015 年までの千葉県衛生統計年報と、人口ビジョン（平成 28 年 3 月・船橋市）における各年の死亡者数を人口で除した値から算出

¹ 「多様な取得状況を考慮した必要墳墓数の推計」（日本建築学会計画系論文集第 471 号、57-66、1995 年、青木・横田・大佛）

² 同上

※推計方式について

【大阪府方式】

「死亡者」の発生に着目して、既存の“墓”等を考慮せず、「死亡者」＝新たに墓を求めなければならないという考え方を前提とした推計方法。算出に当たっては、「定着係数」、「傍系世帯率」「取得希望世帯率」を考慮しており（この3条件の適格性については東京工業大学研究室にて検証済）、つまり、「死亡者が発生した世帯のうち、現居住地において定住することを志向した世帯において死亡者が発生した場合に墳墓が必要となる」という考え方である。このことから、「死亡者」数が増え続ける限り、その必要数は際限無く増え続けるという結果になることを認識しておく必要がある。

なお、本調査報告書では、算定に必要な「定着係数」、「傍系世帯率」「取得希望世帯率」は、熊本県で実施された県民アンケート等の結果に基づき設定している。

【森岡方式】

世帯数の変化に着目し、それら世帯において、死亡者が発生した際、既存の“墓”等を考慮し、その既存の“墓”に納骨されない、新たに墓を求めることになる世帯数を考慮した方法である。

具体的には、まずは基準年次の世帯は、全て墓の既取得者と仮定し、それ以後、新たに生ずる世帯は、全て墓の潜在的需要者とする。そして、新たに生じた世帯は「一定期間」内で需要が顕在化していく。「一定期間」については、世帯成立時の死亡率及び一世帯当たりの人員数から推定し、「一定期間」で除して年平均需要数を算出する。なお、現在及び将来の墓の需要数は、過去（基準年次以降）新たに発生した世帯による需要数の累積によって示される。従って、世帯数が減少したとしても、過去において増加した世帯による需要が継続することになる。こうした過去からの長期的スパンを需要数を需要数に反映させ得ることが出来るのが本方式の特徴である。

出典：墓地埋葬行政をめぐる社会環境の変化等への対応の在り方に関する研究 平成26年度 総括研究報告書

（２）大阪府方式による推計

・各仮定値について

仮定値① 将来人口

本市の人口ビジョンより各年の総人口を採用している。

仮定値② 生残率

国立社会保障・人口問題研究所が国勢調査に基づいて推計する『日本の地域別将来推計人口』（平成 25 年 3 月推計）より値を採用する。2040 年以降の値については公表されていないため 2035 年から 2040 年における生残率が維持されるものと仮定し、係数を固定する。

仮定値③ 推定死亡者数

「各年の将来人口」に「1 から生残率を引いた値」を乗じて得られた値を「各年の推定死亡者数」として採用する。

仮定値④墓地需要率

平成 28 年度市政モニターアンケート調査において「墓地の取得を希望する」と回答した方の割合（22.0%）を採用する。

仮定値⑤定住志向率

平成 26 年市民意識度調査において「今後も本市に住み続けたい」と回答した方の割合（52.4%）を採用する。

仮定値⑥傍系世帯率

平成 28 年度市政モニターアンケート調査において「家を継ぎ、先祖のお墓を守る立場にない」と回答した方の割合（42.3%）を採用する。

・計算結果

期 間	死亡予測数（人）	墓地需要率	傍系世帯率	定住志向率	墓地必要数（基）	年平均（基）
2010～2015 年	22,807	0.220	0.423	0.52	3,843	769
2015～2020 年	26,831	0.220	0.423	0.52	4,521	904
2020～2025 年	31,113	0.220	0.423	0.52	5,243	1,049
2025～2030 年	34,473	0.220	0.423	0.52	5,809	1,162
2030～2035 年	36,178	0.220	0.423	0.52	6,096	1,219
2035～2040 年	35,789	0.220	0.423	0.52	6,031	1,206
2040～2045 年	34,544	0.220	0.423	0.52	5,821	1,164
2045～2050 年	33,945	0.220	0.423	0.52	5,720	1,144
2050～2055 年	35,600	0.220	0.423	0.52	5,999	1,200
2055～2060 年	38,030	0.220	0.423	0.52	6,409	1,282

（３）森岡方式による推計

・各仮定値について

仮定値① 親族世帯数

一般世帯数に親族世帯の割合を乗じて、親族世帯数を算出した。

一般世帯数は、2005 年以前は国勢調査から値を採用した。尚、2010 年と 2015 年については一般世帯数が公表されているものの、親族世帯数が集計されていないことから、2020 年以降の親族世帯数の推計と同様の手法で推計を行った。そのため、2010 年と 2015 年については国勢調査の値は採用していない。

2020 年以降は、以下のプロセスで算出した値を採用した。

[プロセス① 一世帯当たり人員の算出]

国立社会保障・人口問題研究所が国勢調査に基づいて推計する、「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）（都道府県別推計）」における千葉県の推計人口を、「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）－2014 年 4 月推計－」における千葉県の推計世帯数で割り、2010 年から 2035 年までの一世帯当たり人員（推計人口／推計世帯数）を計算。2040 年以降については 2035 年までの値について対数関数による近似式³を求め、近似式から 2040 年以降の値を計算。

	2010 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年	2055 年	2060 年
世帯あたりの人員(人)	2.47	2.40	2.35	2.32	2.30	2.29	2.26	2.25	2.24	2.22	2.21

[プロセス② 一般世帯数の算出]

上記①で求められた千葉県における一世帯当たり人員を船橋市に準用し、総人口を一世帯当たり人員で除することで、船橋市の一般世帯数を計算。尚、総人口は 2015 年以前は国勢調査を、2020 年以降は人口ビジョンでの推計値を用いている。

	2010 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年	2055 年	2060 年
推計一般世帯数(世帯)	246,153	259,432	269,545	274,705	275,855	274,043	272,924	269,640	265,584	260,199	253,274

³ 近似式は $y = -0.108\log(x) + 2.4728$ と算出された（2010 年の千葉県推計人口 6,216,289／千葉県推計世帯数 2,512,409＝2.474 人／世帯が起点、即ち近似式における $x=1$ の代入結果。以降代入値を $x=2,3,4\cdots$ を増やしていく）。

[プロセス③ 親族世帯の割合の算出]

2005 年以前は親族世帯数を一般世帯で除することで計算している。2010 年以降については対数関数による近似式⁴で算出している。尚、2010 年と 2015 年については国勢調査の集計方法が変わり、親族世帯数は公表されていない。

	2010 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年	2055 年	2060 年
親族世帯の割合の推計値	69.0%	68.0%	67.0%	66.2%	65.4%	64.7%	64.0%	63.3%	62.7%	62.2%	61.6%

仮定値② 一世帯あたりの人員（親族世帯）

2005 年以前は親族世帯の人口を親族世帯数で除することで計算している。2010 年以降については指数関数による近似式⁵で算出している。

	2010 年	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年	2055 年	2060 年
一世帯あたりの人員（親族世帯）推計値(人)	2.99	2.89	2.80	2.71	2.63	2.55	2.46	2.39	2.31	2.24	2.17

仮定値③ 死亡率

死亡者数を総人口で除して計算している。

死亡者数は、2015 年以前は千葉県衛生統計年報の値を、2020 年以降は大阪府方式と同様に、本市の人口ビジョンと日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計・国立社会保障・人口問題研究所）で公表される生残率から計算している。

総人口は 2015 年までは国勢調査を、2020 年以降は人口ビジョンでの推計値を用いている。

⁴ 今回の近似式は $y = -0.099\log(x) + 0.9078$ と算出された（1970 年の親族世帯数 77,711 / 一般世帯数 88,295 = 親族世帯率 88.0% が起点、即ち近似式における $x=1$ の代入結果。以降代入値を $x=2,3,4\cdots$ を増やしていく）。

⁵ 今回の近似式は $y = 3.9835e^{-0.032x}$ と算出された（1970 年の親族世帯人口 293,807 / 親族世帯数 77,711 = 一世帯あたりの人員（親族世帯）3.78 人が起点、即ち近似式における $x=1$ の代入結果。以降代入値を $x=2,3,4\cdots$ を増やしていく）。尚、一般世帯の世帯当たり人員や親族世帯の割合についての近似式とは異なり、対数関数よりも指数関数による近似の方が過去の推移からの傾向に即していると判断したため、指数関数による近似を行った。

・計算結果

年代	親族世帯数 (世帯)	親族世帯の 増加数(世帯)	親族世帯の世帯 あたりの人員(人)	死亡率	墓所需要 期間(年)	単年度あたり の需要数(基)
1975 年	104,138	26,427	3.78	0.00352	75	352
1980 年	120,464	16,326	3.70	0.00349	77	211
1985 年	129,039	8,575	3.66	0.00359	76	113
1990 年	137,734	8,695	3.61	0.00408	68	128
1995 年	145,049	7,315	3.47	0.00490	59	125
2000 年	152,464	7,415	3.29	0.00556	55	135
2005 年	159,717	7,253	3.15	0.00633	50	145
2010 年	169,913	10,196	3.06	0.00693	47	216
2015 年	176,373	6,460	2.99	0.00760	44	147
2020 年	180,705	4,332	2.89	0.00847	41	106
2025 年	181,798	1,093	2.80	0.00978	36	30
2030 年	180,373	(-1,425)	2.71	0.01088	34	(-42)
2035 年	177,178	(-3,195)	2.63	0.01154	33	(-97)
2040 年	174,590	(-2,588)	2.55	0.01159	34	(-76)
2045 年	170,767	(-3,823)	2.46	0.01140	36	(-107)
2050 年	166,604	(-4,163)	2.39	0.01143	37	(-114)
2055 年	161,754	(-4,850)	2.31	0.01230	35	(-138)
2060 年	156,093	(-5,661)	2.24	0.01357	33	(-172)

※マイナスの値についての推計上の扱いは研究されている最中であるが⁶、今回は0として取り扱うものとする。

※「墓所需要期間」と「単年度あたりの需要数」については小数点以下は四捨五入している。

【年平均必要墳墓数の推移】

2010～2015 年間の年間必要墳墓数

1,425 基 (=352+211+113+128+125+135+145+216)

2015～2020 年間の年間必要墳墓数

1,572 基 (=352+211+113+128+125+135+145+216+147)

2020～2025 年間の年間必要墳墓数

1,678 基 (=352+211+113+128+125+135+145+216+147+106)

2025～2030 年間の年間必要墳墓数

1,708 基 (=352+211+113+128+125+135+145+216+147+106+30)

2030～2035 年間の年間必要墳墓数

1,708 基 (=352+211+113+128+125+135+145+216+147+106+30)

2035～2040 年間の年間必要墳墓数

1,708 基 (=352+211+113+128+125+135+145+216+147+106+30)

2040～2045 年間の年間必要墳墓数

1,708 基 (=352+211+113+128+125+135+145+216+147+106+30)

2045～2050 年間の年間必要墳墓数

1,708 基 (=352+211+113+128+125+135+145+216+147+106+30)

2050～2055 年間の年間必要墳墓数

1,356 基 (=211+113+128+125+135+145+216+147+106+30)

2055～2060 年間の年間必要墳墓数

951 基 (=211+113+128+216+147+106+30)

⁶ 「墓地行政をめぐる社会環境の変化等への対応の在り方に関する研究」(平成 27 年度 3 月)による。

6. 墓地行政に関連する法律・条例等

(1) 墓地、埋葬等に関する法律

昭和二十三年五月三十一日 法律第四十八号

第一章 総則

第一条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

第二条 この法律で「埋葬」とは、死体(妊娠四箇月以上の死胎を含む。以下同じ。)を土中に葬ることをいう。

2 この法律で「火葬」とは、死体を葬るために、これを焼くことをいう。

3 この法律で「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。

4 この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。

5 この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事(市又は特別区にあつては、市長又は区長。以下同じ。)の許可を受けた区域をいう。

6 この法律で「納骨堂」とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として都道府県知事の許可を受けた施設をいう。

7 この法律で「火葬場」とは、火葬を行うために、火葬場として都道府県知事の許可をうけた施設をいう。

(平二三法一〇五・一部改正)

第二章 埋葬、火葬及び改葬

第三条 埋葬又は火葬は、他の法令に別段の定があるものを除く外、死亡又は死産後二十四時間を経過した後でなければ、これを行つてはならない。但し、妊娠七箇月に満たない死産のときは、この限りでない。

第四条 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない。

2 火葬は、火葬場以外の施設でこれを行つてはならない。

第五条 埋葬、火葬又は改葬を行おうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、埋葬及び火葬に係るものにあつては死亡若しくは死産の届出を受理し、死亡の報告若しくは死産の通知を受け、又は船舶の船長から死亡若しくは死産に関する航海日誌の謄本の送付を受けた市町村長が、改葬に係るものにあつては死体又は焼骨の現に存する地の市町村長が行なうものとする。

(昭四五法一二・全改、平一一法一六〇・一部改正)

第六条及び第七条 削除

(昭四五法一二)

第八条 市町村長が、第五条の規定により、埋葬、改葬又は火葬の許可を与えるときは、埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を交付しなければならない。

(昭四五法一二・一部改正)

第九条 死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

2 前項の規定により埋葬又は火葬を行つたときは、その費用に関しては、行旅病人及び行旅死亡人取扱法(明治三十二年法律第九十三号)の規定を準用する。

(この部分は「行旅病人及行旅死亡人取扱法」とすべきものと思われる。)

第三章 墓地、納骨堂及び火葬場

第十条 墓地、納骨堂又は火葬場を営もうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとする者も、同様とする。

(昭五八法八三・一部改正)

第十一条 都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条の認可又は承認をもつて、前条の許可があつたものとみなす。

2 土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)の規定による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の規定による住宅街区整備事業の施行により、墓地の新設、変更又は廃止を行う場合は、前項の規定に該当する場合を除き、事業計画の認可をもつて、前条の許可があつたものとみなす。

(昭二九法一二〇・昭四三法一〇一(昭四四法三八)・昭五〇法六七・平二法六二・一部改正)

第十二条 墓地、納骨堂又は火葬場の経営者は、管理者を置き、管理者の本籍、住所及び氏名を、墓地、納骨堂又は火葬場所在地の市町村長に届け出なければならない。

第十三条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、埋葬、埋蔵、収蔵又は火葬の求めを受けたときは、正当の理由がなければこれを拒んではならない。

第十四条 墓地の管理者は、第八条の規定による埋葬許可証、改葬許可証又は火葬許可証を受理した後でなければ、埋葬又は焼骨の埋蔵をさせてはならない。

2 納骨堂の管理者は、第八条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、焼骨を収蔵してはならない。

3 火葬場の管理者は、第八条の規定による火葬許可証又は改葬許可証を受理した後でなければ、火葬を行つてはならない。

第十五条 墓地、納骨堂又は火葬場の管理者は、省令の定めるところにより、図面、帳簿又は書類等を備えなければならない。

2 前項の管理者は、墓地使用者、焼骨収蔵委託者、火葬を求めた者その他死者に関係ある者の請求があつたときは、前項に規定する図面、帳簿又は書類等の閲覧を拒んではならない。

第十六条 墓地又は納骨堂の管理者は、埋葬許可証、火葬許可証又は改葬許可証を受理した日から、五箇年間これを保存しなければならない。

2 火葬場の管理者が火葬を行つたときは、火葬許可証に、省令の定める事項を記入し、火葬を求めた者に返さなければならない。

第十七条 墓地又は火葬場の管理者は、毎月五日までに、その前月中の埋葬又は火葬の状況を、墓地又は火葬場所在地の市町村長に報告しなければならない。

第十八条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該職員に、火葬場に立ち入り、その施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場の管理者から必要な報告を求めることができる。

2 当該職員が前項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(平一八法五三・一部改正)

第十九条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じ、又は第十条の規定による許可を取り消すことができる。

第四章 罰則

第二十条 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

一 第十条の規定に違反した者

二 第十九条に規定する命令に違反した者

第二十一条 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

一 第三条、第四条、第五条第一項又は第十二条から第十七条までの規定に違反した者

二 第十八条の規定による当該職員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者、又は同条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

(昭四五法一二・平一八法五三・一部改正)

第二十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

第二十三条 この法律は、昭和二十三年六月一日から、これを施行する。

第二十四条 日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律(昭和二十二年法律第七十二号)第一条の四により法律に改められた左の命令は、これを廃止する。

墓地及埋葬取締規則(明治十七年太政官布達第二十五号)

墓地及埋葬取締規則に違背する者処分方(明治十七年太政官達第八十二号)

埋火葬の認許等に関する件(昭和二十二年厚生省令第九号)

第二十五条 この法律施行前になした違反行為の処罰については、なお従前の例による。

第二十六条 この法律施行の際現に従前の命令の規定により都道府県知事の許可をうけて墓地、納骨堂又は火葬場を経営している者は、この法律の規定により、それぞれ、その許可をうけたものとみなす。

第二十七条 従前の命令の規定により納骨堂の経営について都道府県知事の許可を必要としなかつた地域において、この法律施行の際現に納骨堂を経営している者で、この法律施行後も引き続き納骨堂を経営しようとするものは、この法律施行後三箇月以内に第十条の規定により都道府県知事に許可の申請をしなければならない。その申請に対して許否の処分があるまでは、同条の規定による許可を受けたものとみなす。

第二十八条 この法律施行の際現に従前の命令の規定に基づいて市町村長より受けた埋葬、改葬若しくは火葬の認許又はこれらの認許証は、それぞれ、この法律の規定によつて受けた許可又は許可証とみなす。

（２）墓地、埋葬等に関する法律施行規則

昭和二十三年七月十三日 厚生省令第二十四号

第一条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の埋葬又は火葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。

- 一 死亡者の本籍、住所、氏名（死産の場合は、父母の本籍、住所、氏名）
- 二 死亡者の性別（死産の場合は、死児の性別）
- 三 死亡者の出生年月日（死産の場合は、妊娠月数）
- 四 死因（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第二項から第四項まで及び第七項に規定する感染症、同条第八項に規定する感染症のうち同法第七条に規定する政令により当該感染症について同法第三十条の規定が準用されるもの並びに同法第六条第九項に規定する感染症、その他の別）
- 五 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）
- 六 死亡場所（死産の場合は、分べん場所）
- 七 埋葬又は火葬場所
- 八 申請者の住所、氏名及び死亡者との続柄

（昭三一厚令四一・昭四五厚令一二・平一〇厚令九九・平一五厚労令一六七・平二〇厚労令一〇六・一部改正）

第二条 法第五条第一項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しなければならない。

- 一 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別（死産の場合は、父母の本籍、住所及び氏名）
- 二 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日）
- 三 埋葬又は火葬の場所
- 四 埋葬又は火葬の年月日
- 五 改葬の理由
- 六 改葬の場所
- 七 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者（以下「墓地使用者等」という。）との関係

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 墓地又は納骨堂（以下「墓地等」という。）の管理者の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面（これにより難い特別の事情のある場合にあっては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面）
- 二 墓地使用者等以外の者にあつては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本
- 三 その他市町村長が特に必要と認める書類

（昭四五厚令一二・平一一厚令二九・一部改正）

第三条 死亡者の縁故者がいない墳墓又は納骨堂（以下「無縁墳墓等」という。）に埋葬し、又は埋蔵し、若しくは収蔵された死体（妊娠四月以上の死胎を含む。以下同じ。）又は焼骨の改葬の許可に係る前条第一項の申請書には、同条第二項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 無縁墳墓等の写真及び位置図

二 死亡者の本籍及び氏名並びに墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する者に対し一年以内に申し出るべき旨を、官報に掲載し、かつ、無縁墳墓等の見やすい場所に設置された立札に一年間掲示して、公告し、その期間中にその申出がなかった旨を記載した書面

三 前号に規定する官報の写し及び立札の写真

四 その他市町村長が特に必要と認める書類

(平一一厚令二九・全改)

第四条 法第八条に規定する埋葬許可証は別記様式第一号又は第二号、改葬許可証は別記様式第三号、火葬許可証は別記様式第四号又は第五号によらなければならない。

(昭四五厚令一二・一部改正)

第五条 墓地等の管理者は、他の墓地等に焼骨の分骨を埋蔵し、又はその収蔵を委託しようとする者の請求があつたときは、その焼骨の埋蔵又は収蔵の事実を証する書類を、これに交付しなければならない。

2 焼骨の分骨を埋蔵し、又はその収蔵を委託しようとする者は、墓地等の管理者に、前項に規定する書類を提出しなければならない。

3 前二項の規定は、火葬場の管理者について準用する。この場合において、第一項中「他の墓地等」とあるのは「墓地等」と、「埋蔵又は収蔵」とあるのは「火葬」と読み替えるものとする。

(昭五八厚令四五・旧第六条繰上、平一一厚令二九・一部改正)

第六条 墓地の管理者は、墓地の所在地、面積及び墳墓の状況を記載した図面を備えなければならない。

2 納骨堂又は火葬場の管理者は、納骨堂又は火葬場の所在地、敷地面積及び建物の坪数を記載した図面を備えなければならない。

(昭五八厚令四五・旧第七条繰上、平一一厚令二九・一部改正)

第七条 墓地等の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 墓地使用者等の住所及び氏名

二 第一条第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の年月日

三 改葬の許可を受けた者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者等との関係並びに改葬の場所及び年月日

2 墓地等の管理者は、前項に規定する帳簿のほか、墓地等の経営者の作成した当該墓地等の経営に係る業務に関する財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書その他の財務に関する書類を備えなければならない。

3 火葬場の管理者は、次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならない。

一 火葬を求めた者の住所及び氏名

二 第一条第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに火葬の年月日

(昭五八厚令四五・旧第八条繰上、平一一厚令二九・一部改正)

第八条 火葬場の管理者は、火葬を行つたときは、火葬許可証に火葬を行つた日時を記入し、署名し、印を押し、これを火葬を求めた者に返さなければならない。

(昭五八厚令四五・旧第九条繰上)

第九条 法第十七条の規定による埋葬状況の報告は、別記様式第六号、火葬状況の報告は別記様式第七号により、これを行わなければならない。

(昭五八厚令四五・旧第十条繰上)

第十条 法第十八条第一項の規定による当該職員の職権を行う者を、環境衛生監視員と称し、同条第二項の規定によりその携帯する証票は、別に定める。

(昭二五厚令一三・昭五二厚令一・一部改正、昭五八厚令四五・旧第十一条繰上、平一九厚労令五〇・一部改正)

附 則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

附 則 (昭和二五年四月一日厚生省令第一三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三一年九月二二日厚生省令第四一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四五年四月一日厚生省令第一二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五二年一月一八日厚生省令第一号) 抄
(施行期日)

1 この省令は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月二三日厚生省令第四五号) 抄

1 この省令は、昭和五十九年一月一日から施行する。

附 則 (平成元年三月二四日厚生省令第一〇号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

4 この省令による改正後の省令の規定にかかわらず、この省令により改正された規定であつて改正後の様式により記載することが適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。

附 則 (平成一〇年一二月二八日厚生省令第九九号) 抄
(施行期日)

第一条 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

(墓地、埋葬等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第六条 この省令の施行の際現にある前条の規定による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、同条の規定による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成一一年一月一日厚生省令第四号)
(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成十一年三月二九日厚生省令第二九号）

（施行期日）

- 1 この省令は、平成十一年五月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定については、平成十一年十月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の際現に行っている改葬の許可の申請については、なお従前の例による。
- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成十五年一〇月三〇日厚生労働省令第一六七号） 抄

（施行期日）

- 1 この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成十五年法律第百四十五号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成十五年十一月五日）

附 則（平成十九年三月三〇日厚生労働省令第五〇号）

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年五月二日厚生労働省令第一〇六号） 抄

（施行期日）

- 第一条 この省令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成二〇年五月一二日）

別記様式〔略〕

(3) 船橋市霊園条例

昭和 39 年 3 月 30 日 条例第 23 号

(趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)に基づく埋蔵の施設(以下「霊園」という。)の設置及び管理に関し必要な事項を定める。

(設置、名称及び位置)

第2条 市は、霊園を設置する。

2 霊園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
船橋市馬込霊園	船橋市馬込町 1,216 番地
船橋市習志野霊園	船橋市習志野 2 丁目 5 番 9 号

(昭 45 条例 21・昭 53 条例 54・一部改正)

(使用の許可)

第3条 霊園を使用しようとする者は、この条例の定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 霊園の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)に対して、使用許可証(以下「許可証」という。)を交付する。

(使用の範囲)

第4条 霊園は、埋葬の目的以外に使用することはできない。ただし、碑石形像類その他霊園の使用に伴う設備の建設は、この限りでない。

(使用者の範囲)

第5条 霊園の使用者は、市内に住所を有する者でなければならない。ただし、市長が、特別の理由があると認めたときは、市外居住者にも許可することができる。

(使用制限)

第6条 市長は、霊園の使用につき制限し、又は条件を付けることができる。

(昭 45 条例 21・全改)

(使用場所の返還)

第7条 使用場所の全部又は一部が不用になったときは、使用者は、その場所を原状に復し返還しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、現状のまま返還することができる。

2 市長は、使用場所の一部の返還が、霊園の管理上支障があると認めたときは、これを拒むことができる。(返還命令)

第8条 霊園の経営又は事務執行上やむを得ないときは、市長は、使用場所の全部又は一部につき、変更又は返還を命ずることができる。

2 前項の規定によって変更又は返還を命じたときは、換地及び移転補償料を交付し、又は既納の使用料を還付することがある。

(使用の承継)

第9条 霊園の使用は、祭祀を承継する者のほかは、承継することができない。ただし、承継する者がいない場合において、親族からその理由を付して市長に願い出て、特に承認を受けたときは、この限りでない。

(使用権の消滅)

第 10 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、霊園の使用権は、消滅する。

(1) 使用者が死亡した日から2年を経過しても承継する者がいないとき。

(2) 使用者が住所不明となってから5年を経過したとき。

(使用許可の取消し)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、霊園の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が許可を受けた目的以外に使用するとき。
 - (2) 使用者が許可を受けた日から3年を経過しても使用又は設備をしないとき。
 - (3) 使用者が納期限までに使用料を納めないとき。
 - (4) 使用者が3年間管理料を納めないとき。
 - (5) 使用者が使用権を他人に譲渡し、又は使用場所を転貸したとき。
 - (6) 虚偽の申請によって許可を受けたことが判明したとき。
 - (7) この条例若しくはこれに基づく規則に違反したとき。
- 2 前項の規定により、使用許可を取り消されたときは、使用者は、直ちにその場所を原状に復し、市長に返還しなければならない。
 - 3 使用者が、前項の措置を行わなかったときは、市において原状に復し、その費用は、使用者から徴収する。

(昭 45 条例 21・平 7 条例 26・一部改正)

(改葬及び無縁墳墓)

- 第 12 条 市長は、前2条の規定により使用権が消滅し、又は使用許可を取り消したときは、その墳墓を一定の場所に改葬することができる。
- 2 前項の規定による墳墓の改葬前にその場所を、従前の使用者の親族又は縁故者が使用しようとするときは、市長は、これを許可することができる。
 - 3 親族又は縁故者から使用承継の願い出でがなく、改葬後 20 年を経過したときは、市長は、無縁として処理することができる。

(使用場所の制限)

第 13 条 埋葬場所(碑石形像類の建設を含む。)の種別及び面積は、次の制限により市長が定める。ただし、区画上これにより難いときは、この限りでない。

(1) 船橋市馬込霊園

普通墓地

- 第一種 1箇所 16 平方メートル
- 第二種 1箇所 9平方メートル
- 第三種 1箇所 6 平方メートル
- 第四種 1箇所 4 平方メートル

芝生墓地

- 第一種 1箇所 4 平方メートル
- 第二種 1箇所 3 平方メートル

(2) 船橋市習志野霊園

1箇所 4 平方メートル

- 2 埋葬場所の使用は、使用者1人について1箇所とする。

(昭 45 条例 21・昭 54 条例 44・平 7 条例 26・一部改正)

(使用料)

- 第 14 条 使用料は、1平方メートルにつき 27 万円とし、許可の際全額を徴収する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、納付すべき期限を別に指定し、又は分割して納付させることができる。
- 2 第5条ただし書の規定により、市外居住者に特に使用を許可する場合は、前項の使用料の5割増とする。

(昭 45 条例 21・昭 54 条例 44・平 7 条例 26・一部改正)

(霊園の一時使用)

- 第 15 条 碑石形像類の建設を行うため霊園を一時使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- 2 霊園の一時使用の期間は、20 日以内とする。

- 3 霊園の一時使用の許可を受けた者が、許可を受けた目的に反して霊園を使用したときは、市長は、その許可を取り消すことができる。

(昭 45 条例 21・追加、昭 61 条例 13・平 3 条例 29・平 7 条例 26・一部改正)

(管理料)

第 16 条 市長は、霊園の維持管理に要する経費として霊園の利用者から次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額で算定した額(10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)の管理料を徴収する。

- (1) 4 月 1 日に本市の住民基本台帳に記録されている者 1 平方メートルにつき年額 972 円
 - (2) その他の者 1 平方メートルにつき 年額 1,458 円
- 2 前項の規定にかかわらず、年度の中途において許可を受けた者のうち 10 月 1 日以降の利用者の当該年度分の管理料については、同項第 1 号又は第 2 号に掲げる 額で算定した額の半額(10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。
- 3 管理料は、毎年 6 月 30 日まで(年度の中途において許可を受けた者については許可の際)に徴収する。

(昭 45 条例 21・追加、昭 51 条例 14・昭 61 条例 13・平 3 条例 29・平 7 条例 26・平 10 条例 21・平 24 条例 36・平 26 条例 1・一部改正)

(使用料及び管理料の減免)

第 17 条 市長は、相当の理由があると認めたときは、使用料及び管理料を減免することができる。

(昭 45 条例 21・旧第 15 条繰下・一部改正)

(使用料及び管理料の還付制限)

第 18 条 第 8 条の規定による場合のほか、既納の使用料及び管理料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

(昭 45 条例 21・旧第 16 条繰下・一部改正、平 7 条例 26・一部改正)

(許可証の書換え又は再交付手数料)

第 19 条 利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに許可証の書換え又は再交付を受けなければならない。

- (1) 霊園の使用を承継しようとするとき。
 - (2) 許可証を紛失又はき損したとき。
 - (3) 利用者の本籍若しくは住所に異動を生じ、又は氏名を変更したとき。
- 2 前項の規定により許可証の書換え又は再交付を受けようとする者から、次の手数料を徴収する。
- (1) 書換え 1 件につき 300 円
 - (2) 再交付 1 件につき 300 円

(昭 45 条例 21・旧第 17 条繰下、昭 61 条例 13・平 28 条例 54・一部改正)

(委任)

第 20 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(昭 45 条例 21・旧第 18 条繰下)

付 則

- 1 この条例は、昭和 39 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 船橋市霊園使用条例(昭和 26 年船橋市条例第 65 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
- 3 この条例施行の際、旧条例第 1 条の規定により、霊園の使用許可を受けている者は、この条例第 3 条の規定による許可を受けたものとみなす。

附 則(昭和 45 年 4 月 30 日条例第 21 号)

- 1 この条例は、昭和 45 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に許可を受けて使用料を納めている者については、改正後の船橋市霊園条例第 14 条に規定する使用料を納めたものとみなす。

附 則(昭和 51 年 3 月 31 日条例第 14 号)

この条例は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 53 年 12 月 27 日条例第 54 号)

この条例は、昭和 54 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 54 年 12 月 25 日条例第 44 号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、現に使用許可を受けて使用料を納めている者については、改正後の船橋市霊園条例第 14 条に規定する使用料を納めたものとみなす。

附 則(昭和 61 年 3 月 31 日条例第 13 号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の船橋市霊園条例の規定により、既に一時使用の許可を受けている者の一時使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成 3 年 12 月 26 日条例第 29 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用等に係る使用料等であつて、施行日前に納付されたものの額については、なお従前の例による。

附 則(平成 7 年 9 月 29 日条例第 26 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条第 1 項の改正規定は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 14 条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用の許可に係る使用料について適用し、施行日前の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に許可を受けている一時使用に係る一時使用料については、なお従前の例による。

4 改正後の第 18 条の規定は、施行日前に返還された使用場所に係る使用料については、適用しない。

附 則(平成 10 年 3 月 31 日条例第 21 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 10 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 16 条の規定は、この条例の施行の日以後の調定に係る管理料について適用する。

附 則(平成 24 年 6 月 28 日条例第 36 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)及び(2) 略

(3) 第1条中船橋市霊園条例第16条第1項の改正規定(同項第1号中「又は外国人登録原票に登録され」を「に登録され」に改める部分を除く。)及び同条第2項の改正規定平成25年4月1日
(船橋市霊園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 平成25年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の船橋市霊園条例第16条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項第1号中「住民基本台帳に登録されている者」とあるのは、「住民基本台帳に登録されている者又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)第4条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されていた者」とする。

附 則(平成26年3月28日条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月26日条例第54号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の船橋市手数料条例、第2条の規定による改正後の船橋市霊園条例及び第3条の規定による改正後の船橋市霊堂条例の規定は、平成29年4月1日以後の申請等に係る手数料について適用し、同日前の申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

(4) 船橋市霊園条例施行規則

昭和 55 年6月 30 日 規則第 62 号

(趣旨)

第1条 この規則は、船橋市霊園条例(昭和 39 年船橋市条例第 23 号。以下「条例」とう。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(公募)

第2条 市長は、あらかじめ広報等市民の周知できる方法により、墓地の使用許可を受けようとする者を公募する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、市長が特に必要があると認めるときは、公募しないことができる。

- (1) 国、県又は市の公共事業のために本市にある墳墓を移転する場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の公共事業(本市の霊園の整備事業の実施に不可欠なものに限る。)のために本市にある土地を譲渡する場合

(平 22 規則 104・一部改正)

(使用許可の申請)

第3条 条例第3条の規定により、墓地の使用許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、船橋市霊園墓地使用許可申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 埋火葬許可証若しくは改葬許可証又はこれらに代わる書類
- (2) 戸籍謄本又はこれに代わる書類及び住民票の写し
- (3) その他市長が必要があると認める書類

(平 11 規則 25・平 24 規則 113・一部改正)

(墓地の使用区画の決定)

第4条 市長は、墓地の申請者数が募集数に満たないときは、あらかじめ各種別ごとに定めた区画番号順により墓地の使用区画を決定する。

- 2 市長は、墓地の申請者数が募集数を超えるときは、公開抽せんにより墓地の使用区画を決定する。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、公開抽せんの方法によらないで墓地の使用区画を決定することができる。

(公開抽せん)

第5条 市長は、公開抽せんを行うときは、その日時、場所をあらかじめ申請者に通知するものとする。

- 2 公開抽せんは、申請者の立会いのもとで行う。この場合において立会うべき申請者がいないときは、市長が指定する職員2人以上をこれに立会わせる。
- 3 市長は、公開抽せんの結果を船橋市霊園墓地公開抽せん結果通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

(使用許可証)

第6条 条例第3条第2項に規定する使用許可証とは、船橋市霊園墓地使用許可証(第3号様式。以下「使用許可証」という。)とする。

(使用許可証の提示等)

第7条 墓地の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、墓地に係る申請又は届出をするときは、そのつど使用許可証を提示しなければならない。

- 2 使用者は、埋蔵又は改葬をするときは、使用許可証を市長に提出し、必要事項の記入を受けなければならない。

(使用者の範囲の特例)

第8条 条例第5条に規定する市長が特別の理由があると認めたときとは、本市にある墳墓を国、県又は市の公共事業のため移転するときをいう。

(使用制限)

第9条 条例第6条に規定する制限又は条件とは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市に1年以上居住していること。
- (2) 住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 祭祀を主宰すること。
- (4) 改葬(国外死亡等に係る改葬、船橋市馬込霊堂及び船橋市習志野霊堂からの改葬その他市長が特に必要があると認める改葬を除く。)又は分骨のために使用するものでないこと。

(平 7 規則 80・平 12 規則 55・平 24 規則 113・一部改正)

(囲障)

第 10 条 普通墓地の使用者は、使用許可証の交付を受けたときは、使用区画を明確にするため、速やかに囲障を設けなければならない。ただし、芝生墓地にあっては、囲障を設けてはならない。

(墓地の設置基準)

第 11 条 普通墓地の碑石その他の設置は、次の各号に掲げる基準によらなければならない。ただし、第1号及び第2号の規定は、本市にある墳墓を国、県又は市の公共事業のため市の霊園に移転する場合については、適用しない。

- (1) 碑石の建立は、1区画1基とする。
- (2) 碑石(台石のある場合は台石を含む。)の高さは、盛土面より次のとおりとする。
 - ア 1区画の面積が6平方メートル以内の墓地 200 センチメートル以内
 - イ その他の墓地 250 センチメートル以内
- (3) 碑石及び台石は、墓地背割線と平行に設置しなければならない。
- (4) 盛土の高さは、前面通路より 45 センチメートル以内とし、囲障の高さは、盛土面より 45 センチメートル以内とする。
- (5) 樹木は、びゃくしん類(イブキ、タマイブキ、カイズカイブキ等)以外のものとし、他人の墓地又は通路等に枝が出ないもので盛土面より 150 センチメートル以内の高さのものとする。

2 芝生墓地の碑石その他の設置は、次に掲げる基準によらなければならない。ただし、市長が別に定める区画にあっては、この限りでない。

- (1) 碑石の建立は、1区画1基とし、あらかじめ市が設けた地下葬孔の周囲に補強枠を設け、その上に碑石を設置しなければならない。
- (2) 補強枠の幅は 92 センチメートル以上 100 センチメートル以内とし、奥行きは 96 センチメートル以上 100 センチメートル以内とし、高さは 15 センチメートル以内とし、厚みは 12 センチメートル以上 16 センチメートル以内(後面は、4センチメートル以上8センチメートル以内)とする。
- (3) 碑石(台石のある場合は、台石を含む。)の幅は 80 センチメートル以内とし、奥行きは 45 センチメートル以内とし、高さは補強枠を含めて 80 センチメートル以内とする。
- (4) 塔婆立ての幅は 70 センチメートル以内とし、奥行きは 10 センチメートル以内とし、高さは 80 センチメートル以内とする。
- (5) 塔婆の高さは、90 センチメートル以内とする。
- (6) 墓地に植樹する等原状を変更してはならない。

(昭 58 規則 56・昭 59 規則 72・平 3 規則 8・平 7 規則 88・平 9 規則 25・平 11 規則 25・一部改正)

(墓地の返還)

第 12 条 条例第7条第1項の規定により、墓地を返還しようとする使用者は、船橋市霊園墓地返還届(第4号様式)により、市長に届出るとともに、市長の指定した期間内に墓地を原状に復さなければならない。

(使用料の還付)

第 13 条 市長は、条例第8条第2項又は条例第 18 条の規定により、既納の使用料を還付することと決定したときは、船橋市霊園墓地使用料還付決定通知書(第5号様式)により、使用者に通知する。

- 2 前項の規定による通知を受けた使用者は、船橋市霊園墓地使用料還付請求書(第6号様式)に印鑑証明書及び住民票の写しを添えて、市長に既納の使用料を請求しなければならない。

(平 7 規則 80・平 11 規則 25・平 24 規則 113・一部改正)

(使用承継)

- 第 14 条 条例第9条の規定により使用承継の承認を受けようとする者は、船橋市霊園墓地使用承継承認申請書(第7号様式)に、戸籍謄本又はこれに代わる書類及び住民票の写しその他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申請し、その認定を受けなければならない。

(昭 59 規則 72・平 11 規則 25・平 24 規則 113・一部改正)

(使用許可の取消通知)

- 第 15 条 市長は、条例第 11 条第1項の規定により、墓地の使用許可を取消したときは、その旨を船橋市霊園墓地使用許可取消通知書(第9号様式)により、使用者に通知する。

(一時使用許可の申請等)

- 第 16 条 霊園の一時使用の許可を受けようとする使用者は、船橋市霊園一時使用許可申請書(第 10 号様式)に使用許可証を添えて、市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する申請を適当であると認めたときは、船橋市霊園一時使用許可証(第 11 号様式。以下「一時使用許可証」という。)を当該使用者に交付する。

(平 7 規則 80・一部改正)

(工事施工届及び工事完了届)

- 第 17 条 墓地に碑石の建立その他設備を施工しようとする使用者は、船橋市霊園墓地工事施工届(第 12 号様式)に、一時使用許可書、設計書及び図面を添えて、市長に届出なければならない。
- 2 使用者は、前項に規定する工事を完了したときは、船橋市霊園墓地工事完了届(第 13 号様式)により市長に届出て、その承認を受けなければならない。

(使用者の管理義務)

- 第 18 条 使用者は、常に墓地を清掃し、墓地の碑石、樹木等が転倒その他により危険を生じ、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあるときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。

(使用料及び管理料の減免申請)

- 第 19 条 条例第 17 条の規定により、使用料及び管理料の減免を受けようとする者は、船橋市霊園墓地使用料管理料減免申請書(第 14 号様式)により市長に申請し、その認定を受けなければならない。

(使用許可証の記載事項の変更)

- 第 20 条 使用者は、使用許可証の記載事項に変更を生じたときは、船橋市霊園墓地使用許可証記載事項変更届(第 15 号様式)に使用許可証及び住民票の写しその他の変更を証明する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(昭 59 規則 72・平 11 規則 25・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 55 年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際、この規則による改正前の船橋市霊園条例施行規則第5条に規定する使用許可証の交付を受けた者は、この規則第 6 条に規定する使用許可証の交付を受けたものとみなす。

附 則(昭和 58 年6月 30 日規則第 56 号)

この規則は、昭和 58 年7月1日から施行する。

附 則(昭和 59 年 12 月 10 日規則第 72 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の船橋市霊園条例施行規則第 11 条の規定は、この規則施行の際、現に霊園の一時使用の許可を申請している者から適用する。

附 則(平成3年2月 27 日規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成3年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 11 条第2項の規定は、この規則の施行の日において現に霊園の一時使用に係る申請書を受理しているものから適用する。

附 則(平成5年3月 31 日規則第 43 号)

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成7年9月 29 日規則第 80 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成7年 10 月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第1号様式及び第 11 号様式の規定により調製した用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成7年 12 月1日規則第 88 号)

この規則は、平成8年1月1日から施行する。

附 則(平成9年3月 31 日規則第 25 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の船橋市霊園条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に霊園の一時使用に係る申請書を受理したものから適用する。

附 則(平成 11 年3月 31 日規則第 25 号)

この規則は、平成 11 年4月1日から施行する。

附 則(平成 12 年3月 31 日規則第 55 号)

この規則は、平成 12 年4月1日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 28 日規則第 104 号)

この規則は、平成 23 年1月1日から施行する。ただし、第1号様式、第4号様式、第6号様式、第7号様式、第9号様式、第 10 号様式及び第 12 号様式から第 15 号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年7月5日規則第 113 号)

この規則は、平成 24 年7月9日から施行する。ただし、第3条の改正規定(同条第2号中「又は外国人登録済証明書」を削る部分を除く。)及び第14条の改正規定(「戸籍謄(抄)本」を「戸籍謄本又はこれに代わる書類」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 71 号)

この規則は、平成 28 年 4 月1日から施行する。

(5) 船橋市霊堂条例

平成 5 年 3 月 31 日 条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)第2条第6項に規定する納骨堂の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称及び位置)

第2条 市は、納骨堂を設置する。

2 納骨堂の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
船橋市馬込霊堂	船橋市馬込町 1,202 番地 2
船橋市習志野霊堂	船橋市習志野 2 丁目 5 番 9 号

(平 6 条例 14・一部改正)

(使用の要件)

第3条 船橋市馬込霊堂及び船橋市習志野霊堂(以下「霊堂」という。)を使用することができる者は、次に掲げる要件を備えたものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録された後1年を経過していること。
- (2) 祭祀を主宰していること。
- (3) 改葬(国外死亡等に係る改葬を除く。)のために使用するものでないこと。

(平 6 条例 14・平 24 条例 36・一部改正)

(使用期間)

第4条 霊堂を使用することができる期間は、次条第1項の許可を受けた日から 2 年を経過した日以後最初に到来する 3 月 31 日までとする。ただし、これを更新することができる。

(使用の許可等)

第5条 霊堂を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可には、管理上必要な条件を付することができる。
- 3 市長は、第1項の許可をしたときは、許可証を交付する。
- 4 第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、本籍、住所又は氏名を変更したときは、市長に届け出て、許可証の書換えを受けなければならない。
- 5 使用者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、速やかに再交付を受けなければならない。

(使用権の承継等)

第6条 使用者の死亡その他の理由により、祭祀を主宰することとなった者は、霊堂の使用権を承継することができる。

- 2 前項の規定により霊堂の使用権を承継しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認を受けた者は、許可証の書換えを受けなければならない。

(使用の許可の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用の目的に違反したとき。
- (2) 使用の許可を受けた日から1年を経過しても使用を開始しないとき。
- (3) 使用料を3年間納付しなかったとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により、使用の許可を受けたとき。
- (5) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(使用場所の返還)

第8条 使用者は、霊堂を使用する必要がなくなったとき、又は前条の規定により使用の許可を取り消されたときは、速やかに使用場所を原状に復して、市長に返還しなければならない。

(収蔵位置の変更等)

第9条 市長は、使用者が第7条の規定により使用の許可を取り消された場合において前条の規定による返還をしないときは、焼骨を所定の場所へ移転し、保管することができる。

2 市長は、前項の規定による移転後相当の期間を経過したときは、焼骨を所定の場所に改葬することができる。

(焼骨の返還)

第10条 市長は、使用者が霊堂に収蔵されている焼骨に係る改葬の許可を得た場合のほかは、焼骨を返還してはならない。

(使用料)

第11条 使用者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額の使用料を納付しなければならない。

(1) 4月1日に市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者1箇所につき 年額 4,320 円

(2) その他の者1箇所につき 年額 6,480 円

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項の許可を受けた日からその日以後最初に到来する3月 31 日までの期間が6月を超えないときのその期間の使用料の額は、前項第1号又は第2号に掲げる額の半額とする。

3 使用料の納期限は、毎年6月 30 日とする。ただし、第5条第1項の許可を受けた日からその日以後最初に到来する3月 31 日までの期間の使用料の納期は、許可の際とする。

4 第9条第1項の規定による保管に要する費用は、第8条の規定による返還をしない者が負担し、その額は、使用料に準じて規則で定める。

(平 10 条例 22・平 24 条例 36・平 26 条例 1・一部改正)

(使用料の減免)

第12条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既に納入された使用料は、還付しない。

(手数料)

第14条 第5条第4項若しくは第5項又は第6条第3項の規定により許可証の書換え又は再交付を受けようとする者は、1件につき 300 円の手数料を納付しなければならない。

(平 28 条例 54・一部改正)

(損害賠償)

第15条 使用者は、霊堂の施設等を損傷し、又は滅失したときは、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成6年3月31日条例第14号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月31日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成10年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第11条の規定は、この条例の施行の日以後の調定に係る使用料について適用する。

附 則(平成 24 年6月 28 日条例第 36 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 24 年7月9日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第 3 条中船橋市霊堂条例第 11 条第1項の改正規定(同項第1号中「、又は外国人登録原票に登録され」を削る部分を除く。)及び同条第2項の改正規定 公布の日
(船橋市霊堂条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成 21 年法律第 79 号)第4条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録をされていた者であって施行日から第3条の規定による改正後の船橋市霊堂条例(以下「改正後の霊堂条例」という。)第5条第1項の許可を受けるまでの間において住民基本台帳に記録されているものについては、当該登録をされていた期間を住民基本台帳に記録されていた期間とみなして、改正後の霊堂条例第3条第1号の規定を適用する。
- 4 平成 25 年3月 31 日までの間における改正後の霊堂条例第 11 条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項第1号中「住民基本台帳に記録されている者」とあるのは、「住民基本台帳に記録されている者又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成 21 年法律第 79 号)第4条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)第4条第1項に規定する外国人登録原票に登録されていた者」とする。

附 則(平成 26 年 3 月 28 日条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月1日から施行する。

附 則(平成 28 年9月 26 日条例第 54 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の船橋市手数料条例、第2条の規定による改正後の船橋市霊園条例及び第3条の規定による改正後の船橋市霊堂条例の規定は、平成 29 年 4 月1日以後の申請等に係る手数料について適用し、同日前の申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

(6) 船橋市霊堂条例施行規則

平成5年3月31日 規則第42号

(趣旨)

第1条 この規則は、船橋市霊堂条例(平成5年船橋市条例第5号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用の要件の特例)

第2条 条例第3条ただし書に規定する市長が特別の理由があると認めるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 市内の墳墓を国、県又は市の公共事業のため移転するとき。
- (2) 条例第5条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が市外に転出した場合であつて、引き続き船橋市馬込霊堂(以下「霊堂」という。)を使用するとき。

(使用期間の更新)

第2条 条例第4条ただし書の規定による更新は、使用者から更新しない旨の申出がない限り3年ごとにこれを行う。

(募集)

第4条 市長は、広報への掲載その他の方法により、霊堂を使用しようとする者を募集する。

(使用の申請)

第5条 霊堂を使用しようとする者は、船橋市霊堂使用許可申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 埋火葬許可証又はこれに代わる書類
- (2) 戸籍謄本又はこれに代わる書類及び住民票の写し
- (3) その他市長が必要があると認める書類

(平24規則114・一部改正)

(公開抽選等)

第6条 前条の規定による申請をした者で条例第3条に規定する要件を備えたもの(以下「申請者」という。)の数が第4条の規定による募集の数を超えるときは、公開抽選により使用を許可する者を決定する。

- 2 市長は、前項の公開抽選を行うときは、その日時及び場所をあらかじめ申請者に通知する。
- 3 公開抽選に立ち会うべき申請者がいないときは、市長が指定する職員2人以上をこれに立ち会わせる。
- 4 市長は、公開抽選の結果を船橋市霊堂公開抽選結果通知書(第2号様式)により、申請者に通知する。
- 5 第1項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、公開抽選の方法によらないで、使用を許可する者を決定することができる。

(霊堂使用許可証)

第7条 条例第5条第3項の許可証は、船橋市霊堂使用許可証(第3号様式。以下「許可証」という。)とする。

(収蔵等の手続)

第8条 使用者は、焼骨を収蔵し、又は分骨しようとするときは、許可証を市長に提出し、必要事項の記入を受けなければならない。

(許可証の書換え及び再交付)

第9条 使用者は、条例第5条第4項の規定により許可証の書換えを受けようとするときは、船橋市霊堂使用許可証記載事項変更届(第4号様式)に許可証及び住民票の写しその他変更を証明する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

- 2 使用者は、条例第5条第5項の規定により許可証の再交付を受けようとするときは、船橋市霊堂使用許可証再交付申請書(第5号様式)により、市長に申請しなければならない。

(使用権の承継の申請等)

第10条 条例第6条第2項の承認を受けようとする者は、船橋市霊堂使用承継承認申請書(第6号様式)に

許可証、戸籍謄本又はこれに代わる書類及び住民票の写しその他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、承認する旨又はしない旨の決定をし、その旨を当該申請をした者に通知する。

(平 24 規則 114・一部改正)

(使用の許可の取消し)

第 11 条 市長は、条例第 7 条の規定により霊堂の使用の許可を取り消すときは、船橋市霊堂使用許可取消通知書(第 7 号様式)により通知する。

(使用場所の返還の届出)

第 12 条 条例第 8 条の規定により霊堂の使用場所を返還しようとする者は、船橋市霊堂返還届(第 8 号様式)に許可証及び改葬許可証を添えて、市長に届け出なければならない。

(保管に係る焼骨の返還を受ける場合の申請)

第 13 条 条例第 9 条第 1 項の規定による保管に係る焼骨の返還を受けようとする者は、船橋市霊堂焼骨返還申請書(第 9 号様式)に改葬許可証を添えて、市長に申請しなければならない。

(保管に要する費用)

第 14 条 条例第 11 条第 4 項に規定する使用料に準じて規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

- (1) 4 月 1 日に市内に住所を有し、かつ、住民基本台帳に記録されている者 1 焼骨 6 月につき 2,160 円
- (2) その他の者 1 焼骨 6 月につき 3,240 円

(平 10 規則 61・平 24 規則 114・平 26 規則 12・一部改正)

(使用料の減免)

第 15 条 条例第 12 条に規定する市長が特に必要があると認めるときは、次に掲げるときとする。

- (1) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による保護を受けているとき。
 - (2) その他市長が特に必要があると認めるとき。
- 2 使用料の減免を受けようとする者は、船橋市霊堂使用料減免申請書(第 10 号様式)により、市長に申請しなければならない。

(納骨簿)

第 16 条 墓地、埋葬等に関する法律施行規則(昭和 23 年厚生省令第 24 号)第 7 条第 2 項の納骨簿は、納骨台帳(第 11 号様式)とする。

附 則

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 10 年 5 月 15 日規則第 61 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 10 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第 14 条の規定は、この規則の施行の日以後に移転した焼骨に係る保管に要する費用について適用する。

附 則(平成 12 年 3 月 31 日規則第 56 号)

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 5 日規則第 114 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。ただし、第 5 条の改正規定(同条第 2 号中「又は外国人登録済証明書」を削る部分を除く。)、第 10 条第 1 項の改正規定(「戸籍謄本」の次に「又はこれに代わる書類」を加える部分に限

る。)及び第 14 条の改正規定(同条第 1 号中「、又は外国人登録原票に登録され」を削る部分を除く。)並びに第 1 号様式及び第 4 号様式から第 10 号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 25 年 3 月 31 日までの間における改正後の第 14 条第 1 号の規定の適用については、同号中「住民基本台帳に登録されている者」とあるのは、「住民基本台帳に登録されている者又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成 21 年法律第 79 号)第 4 条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和 27 年法律第 125 号)第 4 条第 1 項に規定する外国人登録原票に登録されていた者」とする。

附 則(平成 26 年 3 月 31 日規則第 12 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の船橋市霊堂条例施行規則の規定は、平成 26 年 4 月 1 日以後に移転した焼骨に係る保管に要する費用について適用する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 71 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(7) 船橋市葬具の貸付に関する条例

昭和55年3月31日 条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、葬具を貸し付けることにより、葬儀費用の軽減を図り、もって市民生活の改善に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「葬具」とは、葬儀に使用する祭壇、机、椅子、拡声機、天幕及び周囲幕をいう。

(貸付の要件)

第3条 葬具の貸付けを受けることのできる者は、本市に居住し、住民基本台帳に記録されているものとする。

(平24条例36・一部改正)

(第3条に規定する者以外のものへの貸付の許可)

第4条 市長は、前条に規定する者以外のものが葬具の貸付けを受けようとするときは、支障がない限りこれを許可することができる。

(申請等)

第5条 葬具の貸付けを受けようとする者は、市長に申請し、許可を受けなければならない。

(使用料)

第6条 葬具の貸付けの許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表により算定した額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)の使用料を前納しなければならない。

(平3条例29・平10条例8・平24条例36・一部改正)

(使用料の減免)

第7条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付制限)

第8条 既納の使用料は、還付しない。

(損害賠償)

第9条 使用者は、葬具を損傷したときは、市長が定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、葬具の貸付けに関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、船橋市斎場条例(昭和49年船橋市条例第22号)第5条の規定により葬具の貸付けの許可を受けている者は、この条例第5条の規定により葬具の貸付けの許可を受けたものとみなす。

附 則(昭和61年3月31日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の船橋市葬具の貸付に関する条例の規定により、既に貸付けの許可を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成3年12月26日条例第29号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用等に係る使用料等であつて、施行日前に納付されたものの額については、なお従前の例による。

附 則(平成10年3月31日条例第8号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成10年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の使用等に係る使用料等であつて、施行日前に納付されたものの額については、なお従前の例による。

附 則(平成24年6月28日条例第36号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第2条中船橋市葬具の貸付に関する条例第6条及び別表の改正規定 平成24年7月1日

附 則(平成26年3月28日条例第1号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(船橋市葬具の貸付に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

6 第8条の規定による改正後の船橋市葬具の貸付に関する条例の規定は、施行日以後に納付される使用料について適用し、施行日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

別表

(昭61条例12・平3条例29・平24条例36・平26条例1・一部改正)

使用者	使用日数	区分	単位	金額
第3条に規定する者	1回につき 3日以内	祭壇	1組	5,400円
		机	1脚	43円
		椅子	2脚1組	21円
		拡声機	1組	432円
		天幕	1張	486円
		周囲幕	3枚1組	97円
第4条に規定する者	1回につき 2日以内	祭壇	1組	10,800円
		机	1脚	108円
		椅子	2脚1組	54円
		拡声機	1組	540円
		天幕	1張	540円
		周囲幕	3枚1組	108円

備考 使用日数を超過した場合の超過額は、その超過した1日につき、表に掲げる金額の5割に相当する額とする。

(8) 船橋市葬具の貸付に関する規則

昭和55年3月31日 規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、船橋市葬具の貸付に関する条例(昭和55年船橋市条例第15号。以下「条例」という。)第10条の規定に基づき、葬具の貸付けに関し、必要な事項を定める。

(貸付けを受けようとする者の特例)

第2条 本市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者が死亡した場合に、当該死亡者に係る葬具の貸付けを受けようとする者が、本市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者以外のものである場合においては、当該葬具の貸付けを受けようとする者について、条例第3条の規定を適用する。

(平24規則112・一部改正)

(貸付許可の申請)

第3条 葬具の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、船橋市葬具貸付許可申請書(第1号様式)に墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第8条に規定する埋火葬許可証を添えて、市長に申請しなければならない。

(貸付許可の決定等)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、貸付けの可否を決定し、貸付けることと決定したときは、申請者に対し、船橋市葬具貸付許可書(第2号様式。以下「許可書」という。)を交付する。

(使用料の納付)

第5条 許可書の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は、その交付を受けた際に、使用料を納付しなければならない。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免基準)

第6条 使用料は、使用者が次の各号の一に該当する場合に、これを減免することができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により扶助を受けている者 免除
- (2) 災害等の被災者 8割減額
- (3) 前年の市民税の非課税世帯又は市民税の均等割のみを課税されている世帯に属している者 8割減額

(使用料の減免申請)

第7条 使用料の減免を受けようとする者は、葬具の貸付許可申請の際に、船橋市葬具貸付使用料減免申請書(第3号様式)により市長に申請しなければならない。

(損害賠償)

第8条 使用者は、葬具を損傷したときは、現品又は相当の代価の賠償をしなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

(船橋市斎場条例施行規則の廃止)

2 船橋市斎場条例施行規則(昭和49年船橋市規則第20号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則施行の際、船橋市斎場条例施行規則第3条第2項の規定により葬祭施設使用許可証の交付を受けている者は、この規則第4条の規定による許可書の交付を受けたものとみなす。

附 則(昭和58年9月30日規則第67号)

この規則は、昭和58年10月1日から施行する。

附 則(平成18年3月30日規則第9号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の第9条の規定により船橋市葬祭物品購入申込書により申込みをしている者に係る葬祭物品の頒布等については、なお従前の例による。

附 則(平成24年7月5日規則第112号)

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

(9) 船橋市墓地等の経営許可に関する条例

平成 13 年 3 月 30 日 条例第 15 号

(趣旨)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号。以下「法」という。)第 10 条の規定による墓地、納骨堂又は火葬場(以下「墓地等」という。)の経営の許可等の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(経営許可等の申請)

第3条 法第 10 条第1項の規定による墓地等の経営の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 前項の規定は、法第 10 条第2項の規定による墓地等の区域若しくは施設の変更又は廃止の許可を受けようとする者について準用する。

(事前協議)

第4条 法第 10 条第1項又は第2項の規定による墓地又は納骨堂の経営又は変更の許可を申請しようとする者(地方公共団体を除く。)は、墓地又は納骨堂の工事着工前に墓地又は納骨堂の計画について市長と協議しなければならない。

(許可の基準)

第5条 市長は、法第 10 条第1項の規定による墓地の経営の許可の申請があった場合において、当該申請に係る墓地の経営が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該墓地が次条から第8条まで及び第 12 条に規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 地方公共団体が経営しようとするとき。

(2) 宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第4条第2項に規定する宗教法人で、主たる事務所又は従たる事務所を市内に有するもの(以下「市内宗教法人」という。)が永続的に自己の所有地に設置した墓地を経営しようとするとき。

(3) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成 18 年法律第 49 号)第2条第3号に規定する公益法人(以下「公益法人」という。)が永続的に自己の所有地に設置した墓地を経営しようとするとき。

(4) 自己又は自己の親族のために設置された墓地を自己又は自己の親族のために引き継いで経営しようとするとき。

(5) 災害の発生又は公共事業の実施に伴い、自己又は自己の親族のために設置された墓地を移転して、自己又は自己の親族のために新たに墓地を経営しようとする場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるとき。

2 市長は、法第 10 条第1項の規定による納骨堂の経営の許可の申請があった場合において、当該申請に係る納骨堂の経営が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該納骨堂の施設が第9条及び第 12 条に規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(1) 地方公共団体が経営しようとするとき。

(2) 市内宗教法人又は公益法人が自己の所有地に設置した納骨堂を経営しようとするとき。

3 市長は、法第 10 条第1項の規定による火葬場の経営の許可の申請があった場合において、当該申請に係る火葬場の経営が地方公共団体によるものであり、かつ、当該火葬場が第 10 条から第 12 条までに規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

4 市長は、法第 10 条第2項の規定による墓地の区域の変更の許可の申請があった場合において、当該変更により新たに墓地となる区域の経営が当該変更をする前の経営と一体性を有するものとして規則で定める要件に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- (1) 当該変更により新たに墓地となる区域がある場合当該区域が次条から第8条まで及び第12条に規定する基準に適合していること。
 - (2) 当該変更により墓地でなくなる区域がある場合(引き継いで法第10条第1項又は第2項の許可を受けて経営する者がある場合を除く。)当該区域における改葬が完了していること。
- 5 市長は、法第10条第2項の規定による納骨堂又は火葬場の施設の変更の許可の申請があった場合において、当該申請に係る施設が第9条から第12条までに規定する基準に適合していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
- 6 市長は、法第10条第2項の規定による墓地又は納骨堂の廃止の許可の申請があった場合(引き継いで同条第1項又は第2項の許可を受けて経営する者がある場合を除く。)において、当該申請に係る墓地又は納骨堂の改葬が完了していると認められるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

(平20条例29・一部改正)

(墓地の環境基準)

第6条 墓地の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 河川又は海からの距離が20メートル以上であること。
 - (2) 埋葬に係る墳墓の所在する墓地にあつては、住宅等(住宅、学校、保育所、図書館、博物館、公民館及び病院並びにこれらの敷地をいう。以下同じ。)からの距離が100メートル以上であること。
 - (3) 高燥で、かつ、飲用水を汚染するおそれのない土地であること。
 - (4) その他公衆衛生上支障がない土地であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、災害の発生又は公共事業の実施により墓地を移転することが必要であり、かつ、その移転する場所が公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、同項第2号の規定は、適用しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、墓地の設置後において、河川又は海の改修等により同項第1号に規定する距離内に当該墓地が存することとなった場合及び当該墓地の経営者以外の者が同項第2号に規定する距離内に住宅等を設置した場合において、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、同項第1号及び第2号の規定は、適用しない。

(墓地の施設基準)

第7条 墓地の施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 墓地の境界に接し、その内側に幅3メートル以上の緑地帯を設け、かつ、当該境界から3メートル以上内側に、当該境界から墳墓が見えないように障壁又は密植したかん木の垣根等を設けること。
- (2) 墓地の出入口には、施錠のできる門扉を設けること。
- (3) 墓地の区域内には、砂利敷その他ぬかるみとならない構造を有し、かつ、幅員が1メートル以上である通路であつて、各墳墓に接続しているものを設けること。ただし、墳墓の構造、配置等により宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。
- (4) 墳墓1区画当たりの面積が1.5平方メートル以上であること。
- (5) 墓地の区域内には、適当な排水路を設け、雨水又は汚排水が停留しないようにすること。
- (6) 墓地の区域内には、便所、使用水の施設及び管理事務所を設けること。ただし、墓地の利用者が使用できる便所、使用水の施設及び管理事務所が近くにあり、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。

(3,000平方メートル以上の墓地の基準)

第8条 前2条に規定するもののほか、面積が3,000平方メートル以上の墓地は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、拡張することにより3,000平方メートル以上の面積となる場合で、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 前条第1号に規定する障壁又は密植したかん木の垣根等に接し、その内側に次の表の左欄に掲げる墓地の区域の面積に応じ、同表の右欄に掲げる幅の緑地帯を設けること。ただし、土地の形状及び墳墓の配置状況により、当該緑地帯の面積と同面積の緑地を墓地の区域内に設ける場合は、この限りでない。

墓地の区域の面積	緑地帯の幅
3,000 平方メートル以上 4,000 平方メートル未満	1メートル以上
4,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満	2メートル以上
5,000 平方メートル以上 6,000 平方メートル未満	3メートル以上
6,000 平方メートル以上 7,000 平方メートル未満	4メートル以上
7,000 平方メートル以上 8,000 平方メートル未満	5メートル以上
8,000 平方メートル以上 9,000 平方メートル未満	6メートル以上
9,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満	7メートル以上
10,000 平方メートル以上	8メートル以上

- (2) 墓地の区域内の主要な通路の幅員は、3メートル以上であること。ただし、面積が1万平方メートル以上の墓地にあっては、墓地の区域内の通路のうち幹線となる通路の幅員は、6メートル以上であること。
- (3) 墓地の利用者が利用しやすい位置に休憩所及び市長が定める数以上の駐車台数を有する駐車場を設けること。

(納骨堂の施設基準)

第9条 納骨堂の施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 納骨堂の境界に障壁又は密植したかん木の垣根等を設け、かつ、納骨装置の存する建物の周囲に相当の空地を設けること。ただし、建物の一部において堅固な障壁等で他の施設と区画された納骨装置の存する建物にあっては、この限りでない。
 - (2) 納骨堂の出入口には、施錠のできる門扉を設けること。
 - (3) 納骨堂には、便所、使用水の施設、待合室及び管理事務所を設けること。ただし、納骨堂の利用者が使用できる便所、使用水の施設、待合室及び管理事務所が近くにあり、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認める場合は、この限りでない。
- 2 前項に規定するもののほか、納骨装置の存する建物は、次に掲げる基準に適合しなければならない。
- (1) 耐火建築構造とし、内部の設備は、不燃材料を用いること。
 - (2) 内部には、除湿装置を設けること。
 - (3) 出入口及び納骨装置には、施錠ができること。ただし、納骨装置の存する場所の出入りが納骨堂の管理者に限られる場合の納骨装置にあっては、この限りでない。

(火葬場の環境基準)

第10条 火葬場の設置場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 住宅等からの距離が100メートル以上であること。
 - (2) その他公衆衛生上支障がない土地であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、火葬場内に当該火葬場の施設を増築し、又は改築する場合において、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、同項第1号の規定は、適用しない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、火葬場の設置後同項第1号に規定する距離内に住宅等が設置された場合において、公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、同号の規定は、適用しない。

(火葬場の施設基準)

第11条 火葬場の施設は、次に掲げる基準に適合しなければならない。

- (1) 火葬場の境界に障壁又は密植したかん木の垣根等を設け、かつ、当該境界に接し、その内側に緑地帯を設けること。
- (2) 火葬場の出入口には、施錠のできる門扉を設けること。
- (3) 火葬炉には、防臭、防じん、防音及び大気汚染防止について、十分な能力を有する排ガス再燃焼装置等を設けること。

- (4) 火葬場には、便所、使用水の施設、待合室及び管理事務所を設けること。
- (5) 火葬場には、収骨容器等を保管する施設を設けること。
- (6) 火葬場には、灰庫を設けること。
- (7) 火葬炉が存する建物及び収骨容器等を保管する施設には、施錠ができること。

(基準の適用除外)

第 12 条 墓地等を引き継いで経営しようとする場合において、土地の状況、墓地等の構造その他特別の事情があり、宗教的感情上及び公衆衛生上支障がないと市長が認めるときは、第6条から前条までの規定は、適用しない。

(変更の届出)

第 13 条 墓地等の経営者は、墓地等の区域又は施設を変更する場合を除き、第 3 条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(経営者の責務)

第 14 条 墓地等の経営者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 墓地等の管理運営は、経営者自らが行うこと。ただし、付随的な事務を委託する場合は、この限りでない。
 - (2) 墓地等を清潔に保つこと。
- 2 前項に規定するもののほか、面積が 3,000 平方メートル以上の墓地の経営者は、墓地の出入口等利用者の見やすい位置に、名称その他必要な事項を表示しなければならない。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に存する墓地等に係る基準の適用については、第6条から第 11 条までの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年9月 30 日条例第 29 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の船橋市墓地等の経営の許可等に関する条例(以下「旧条例」という。)第5条第1項第3号の規定により墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号)第 10 条に規定する許可を受けている者に係る第1条の規定による改正後の船橋市墓地等の経営の許可等に関する条例(以下「新条例」という。)第5条第1項第3号の規定の適用については、なお従前の例による。ただし、当該者がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第3条第2項において準用する同条第1項の規定による申請(廃止に係るものを除く。)をする場合にあっては、新条例第5条第1項第3号の規定を適用する。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第3条第1項又は第2項(廃止に係るものを除く。)において準用する同条第 1 項の申請をしている者に係る新条例第5条第1項第3号の規定の適用については、なお従前の例による。ただし、当該者が施行日以後に新条例第3条第2項において準用する同条第1項の規定による申請(廃止に係るものを除く。)をする場合にあっては、新条例第5条第1項第3号の規定を適用する。

(10) 船橋市墓地等の経営許可に関する条例施行規則

平成 13 年 3 月 30 日 規則第 34 号

(趣旨)

第1条 この規則は、船橋市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成 13 年船橋市条例第 15 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(経営許可の申請)

第2条 条例第3条第1項の規定による経営の許可の申請は、船橋市墓地等経営許可申請書(第1号様式)に次に掲げる書類及び図面を添えて行うものとする。

- (1) 墓地等の周囲 200 メートル以内の河川又は海及び住宅等の状況を示す見取図
- (2) 墓地等の位置を示す図面
- (3) 墓地にあってはその区域を示す図面並びに施設の配置図及び構造図、納骨堂又は火葬場にあつては建物及びその付属設備の配置図及び構造図
- (4) 墓地等に係る土地の登記事項証明書
- (5) 墓地にあっては、公図の写し及び地積測量図
- (6) 維持管理規則等墓地等の使用及び管理の方法を記載した書類
- (7) 経営計画書等墓地等の経営に必要な事項を記載した書類
- (8) 資金計画書
- (9) 地方公共団体が申請する場合にあつては、議会の議決書の写し
- (10) 市内宗教法人又は公益法人が申請する場合にあつては、これらの法人の規則、寄附行為又は定款の写し、登記事項証明書及び許可申請に関する意思決定をした旨を証する書類
- (11) その他市長が必要があると認める書類

(平 17 規則 4・一部改正)

(変更又は廃止の許可の申請)

第3条 条例第3条第2項において準用する同条第1項の規定による変更の許可の申請は、船橋市墓地等変更許可申請書(第2号様式)に次に掲げる書類及び図面を添えて行うものとする。

- (1) 変更後の墓地等に係る前条各号に掲げる書類及び図面
- (2) 改葬を必要とする場合にあつては、改葬許可証の写し及び改葬報告書

2 条例第3条第2項において準用する同条第1項の規定による廃止の許可の申請は、船橋市墓地等廃止許可申請書(第3号様式)に次に掲げる書類及び図面を添えて行うものとする。

- (1) 墓地又は納骨堂を廃止する場合(引き継いで法第 10 条第1項又は第2項の許可を受けて経営する者がある場合を除く。)にあつては、改葬許可証の写し及び改葬報告書
- (2) 地方公共団体が申請する場合にあつては、当該墓地等の廃止に関する議会の議決書の写し
- (3) 市内宗教法人又は公益法人が申請する場合にあつては、これらの法人の登記事項証明書及び許可申請に関する意思決定をした旨を証する書類

(平 17 規則 4・一部改正)

(事前協議書)

第4条 条例第4条の規定により協議を行おうとする者は、船橋市墓地・納骨堂経営(変更)許可事前協議書(第4号様式)に市長が必要があると認める書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

(許可書の交付等)

第5条 市長は、墓地、埋葬等に関する法律(昭和 23 年法律第 48 号。以下「法」という。)第 10 条第1項及び第2項の規定による許可をしたときは、船橋市墓地等経営(変更・廃止)許可書(第5号様式)を交付する。

2 市長は、法第 10 条第1項及び第2項の規定による許可をしないこととしたときは、船橋市墓地等経営(変更・廃止)不許可通知書(第6号様式)により通知する。

(墓地変更許可の要件)

第6条 条例第5条第4項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 変更をする前の墓地の面積と変更により新たに墓地となる区域の面積の合計が、当該変更に係る墓地のうち法第 10 条第1項の規定による許可を受けた墓地の面積の2倍の面積以下であること。

(2) 変更をする前の墓地と当該変更により新たに墓地となる区域が接続している等その形態が1の墓地であると認められること。

(変更の届出)

第7条 条例第 13 条の規定による届出は、船橋市墓地等許可申請書記載事項変更届(第7号様式)により行うものとする。

附 則

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 28 日規則第4号)抄

(施行期日)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日規則第 71 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(11) 船橋市墓地等の経営許可に関する事前協議実施要綱

平成 13 年4月1日 環衛第 752 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、墓地等の経営又は変更の許可に際し船橋市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成 13 年船橋市条例第 15 号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき実施する当該墓地等の計画についての協議に関し、船橋市墓地等の経営の許可等に関する条例施行規則(平成 13 年船橋市規則第 34 号。以下「規則」という。)第4条に基づき必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法及び条例の定めるところによる。

(事前協議書の添付書類)

第3条 規則第4条に規定する市長が必要があると認める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 墓地等の周囲 200 メートル以内の河川又は海及び住宅等の状況を示す見取図
- (2) 墓地等の位置を示す図面
- (3) 墓地にあつてはその区域を示す図面並びに施設の造成計画、設計図及び構造図、納骨堂にあつては建物及びその付属設備の設計図及び配置図
- (4) 墓地等に係る土地の登記事項証明書
- (5) 墓地にあつては、公図の写し、現況図及び地積測量図
- (6) 維持管理規則等墓地等の使用及び管理の方法を記載した書類
- (7) 経営計画書等墓地等の経営に必要な事項を記載した書類
- (8) 資金計画書及び墓地等の設置に要する費用の明細書
- (9) 法人の登記事項証明書、宗教法人規則、定款又は寄付行為の写し及び墓地等の経営又は変更の意思決定をした旨を証する書類
- (10) 宗教法人にあつては、収支決算書
- (11) 財産目録、残高証明書等の財産が確認できる書類
- (12) 墓地の区域の面積が 3,000 平方メートル以上の墓地(拡張することにより 3,000 平方メートル以上の面積となるものを含む。)にあつては、墓地の経営の必要性を証する書類
- (13) その他市長が必要と認める書類

(審査等)

第4条 市長は、規則第4条に規定する、船橋市墓地・納骨堂経営(変更)許可事前協議書(以下「事前協議書」という。)の提出があつた場合は、墓地等の計画の内容が別表に掲げる審査基準に適合しているかどうかを審査し、計画の内容が審査基準に適合していないとき、又はその他市長が必要と認めるときは、経営予定者に対し、審査基準に適合するよう指導するものとする。

2 経営予定者は、前項の規定による指導があつたときは、誠実に対応しなければならない。

(事前協議書等)

第5条 市長は、前条の規定による審査の結果、墓地等の計画の内容が、審査基準に適合していると認めるときは船橋市墓地・納骨堂経営(変更)許可事前協議済書(第1号様式、以下「事前協議済書」という。)により、審査基準に適合していないと認めるときは船橋市墓地・納骨堂経営(変更)許可事前協議事項不適合通知書(第2号様式)により経営予定者に通知する。

2 前項の事前協議済書の有効期間は、通知の日から3年が経過する日までの期間とする。

(変更協議)

第6条 前条第1項の事前協議済書による通知を受けた経営予定者は、協議した事項を変更しようとするときは、船橋市墓地・納骨堂経営(変更)許可事前協議事項変更協議書(第3号様式)に事前協議済書の写し及び変更に係る第3条各号に掲げる書類及び図面を添えて市長に提出し、協議しなければならない。この場合において、その変更が次の各号の一に該当するときは、前条第2項の規定にかかわらず事前協議済書は、その効力を失うものとし、経営予定者は新たに事前協議を行わなければならない。

- (1)経営予定者を変更する場合
- (2)墓地又は納骨堂の用地を変更する場合
- (3)埋蔵墓地から埋葬墓地へ変更する場合
- (4)その他、市長が事前協議済書の内容と一体性を失うと認める場合

(中止の届出)

第7条 第5条第1項の事前協議済書による通知を受けた経営予定者は、墓地等の計画を中止する場合は船橋市墓地・納骨堂計画中止届出書(第4号様式)に事前協議済書を添えて市長に届け出なければならない。

(墓地等の工事禁止)

第8条 経営予定者は、第5条第1項の事前協議済書による通知を受けなければ、墓地等に係る造成、建設その他の工事を行ってはならない。

(標識の設置)

第9条 第4条の規定により事前協議書を提出した経営予定者は、墓地等の予定区域の周辺住民に墓地等の計画の周知を図るため、予定区域内の見やすい位置に墓地等の計画概要を示した標識(第5号様式)を設置するものとする。

2 前項の標識の設置期間は、第4条の規定により事前協議書を提出した日から法第10条第1項又は第2項の規定による許可を受けた日までの期間とする。

(墓地等の計画の説明等)

第10条 第4条の規定により事前協議書を提出しようとする経営予定者は、墓地等の予定区域の周辺住民等に当該墓地等の計画について説明するとともに、次に掲げる者に対し、その承諾を得るように努めなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りではない。

- (1)墓地の用地の境界から100メートル以内の居住者
- (2)納骨堂の用地の境界から30メートル以内の居住者
- (3)墓地又は納骨堂の用地の境界から10メートル以内の土地の所有者

(紛争の解決)

第11条 経営予定者は、墓地等の用地の周辺住民等との間で紛争が生じたときは、誠意をもって自主的に解決するように努めなければならない。

(提出書類)

第12条 この要綱に基づき市長に提出する書類及び図面の部数は、正副2部とする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、墓地等の経営の許可等に関する事前協議について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月7日から施行する。

(別表)

審査事項	審査基準
1. 経営主体に関すること。	条例第5条第1項及び第2項に適合していること。
2. 持続性及び非営利性に関すること。	(1)健全な経営が確保されている計画であること。 (2)墓地の用地は、自己の所有地であり、かつ、地上権、 抵当権その他の所有権を制限する物権が設定されてい ないものであること。自己所有地でない場合は、許可申 請までに自己所有地(抵当権等の設定は認められない。)と なることが説明されていること。 (3)墓地等に係る造成、建設その他の工事に要する資金は 自己資金を原則とすること。
3. 設置に関すること。	墓地にあつては、条例第6条に規定する環境基準に適合 していること。
4. 施設基準に関すること。	条例第7条から第9条まで及び第12条に規定する基準 に適合していること。

7. 用語解説

50 音順

用語	解説
永代供養	経済的な理由や身体的な理由あるいは遠距離故にお墓参りできない人のお墓について、遺骨を預かった寺などが永代にわたって供養と管理をする仕組みのこと。
エンディングサポート	高齢者が人生の終末期において抱える財産の処分や相続、医療・介護、その他生活の不安に関わる課題について支援を行うこと。
合葬墓	家族単位ではなく、共同で使用する墓地のこと。 合葬式の納骨施設の周辺に慰霊碑を設け、あわせて設置された献花台等で参拝する形式の慰霊碑型合葬式墓地などがある。
無縁墓	元々は管理者がいたが、時を経て管理者やその承継者がいなくなったり、行方不明になったりした墓地のこと
改葬	お墓を別の墓に移すこと。 「この法律で「改葬」とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を、他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう」（墓地・埋葬等に関する法律 第2条第3項）
核家族化	親族のみで構成された世帯のうち、夫婦のみの世帯、夫婦と子供から成る世帯、男親と子供から成る世帯、女親と子供からなる世帯のことを核家族といい、こうした世帯が増えることを核家族化という。
簡易生命表	日本にいる日本人について、平成 28 年 1 年間の死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、各年齢の人が 1 年以内に死亡する確率や、平均してあと何年生きられるかという期待値などを、死亡率や平均余命などの指標によって表したもの。厚生労働省が人口推計による人口や人口動態統計月報年計（概数）による死亡数、出生数を基に毎年作成している。
管理料	本書においては墓地等の管理のために、年単位で支払う維持管理費のことを指す。
行旅死亡人	旅行中に死亡し、引取り手がない者のこと。住所、氏名が不明で、引取り手もない場合も行旅死亡人とみなされる。（行旅病人及行旅死亡人取扱法）
散骨	祭祀の目的をもって、故人の火葬したあとの焼骨を海洋等で散布すること。
残余空間	本書においては霊園・霊堂内の未利用の空間のことを指す。
市営霊園	市が経営する霊園（墓地）のこと。
市営霊堂	市が経営する霊堂（納骨堂）のこと。
市政モニターアンケート	広く市民の皆様の意識を把握するため、地域・年代・性別などを考慮して決定し、任期 1 年（4 月～翌年 3 月）で市政モニターを選出し、モニターを対象に年 3 回程度実施するアンケート調査。
芝生型墓地	芝生の上に墓石を設置する形態の墓地。個々の墓を柵で囲わず、開放的であることが特徴である。
市民意識調査	広く市民の意識を把握し市政に反映させるため、本市が市内に在住する満 18 歳以上の男女を住民基本台帳から 3,000 人無作為抽出し、郵送法により年 1 回行う調査。

用語	解説
宗旨宗派不問の墓地	特定の宗旨宗派に限らず、誰でも墓を建てることのできる墓地。公営墓地は宗旨宗派不問である。
墓地の循環的な利用	前使用者より返還された墓地区画に新たな利用者を募り、墓地の利用を循環させること。
使用料	本書においては、墓地等の管理のために、一括で支払う永代の使用料のことを指す。いわゆる永代使用料。
人口ビジョン	平成 26 年 に策定されたまち・ひと・しごと創生法に基づき、各自治体が、管轄区域の人口の現状分析と将来展望の推計を行ったもの。本市では平成 28 年に策定した。
生前返還	生前に予約した墓地区画について、転出や墓地に対する意向の変化等に伴い、生前に返還を行うこと。
総合計画	市の政策目標を示し、それを実現するための施策や事業を関連づけて総合的・体系的にとりまとめた計画。本市では平成 24 年に平成 32 年度までを計画期間とした「ふるさとふなばしプラン 2020」を策定している。
檀信徒同一宗派の墓地	特定の宗旨宗派について、そこに属する檀家や信徒、門徒の者が建てることのできる墓地。寺院の境内地が多い。
都市計画マスタープラン	都市をゆとりや豊かさを真に実感できる空間として整備し、個性的で快適な都市づくりを進めるため、市町村が市民の意見などを反映させて、まちづくりの将来ビジョン、地域のあるべき姿、まちづくりの方針などを定めたもの。都市計画法第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき定める「船橋市における都市計画決定・変更の方針」であり、様々な都市計画事業が計画的に展開される上での指針として、本市では平成 24 年度に改正された。
返還区画	一度使用された後に、墓じまいや改葬などに伴い返還された区画のこと。
墓地	法律上は墓地とは墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事（市長又は区長。）の許可をうけた区域（墓地・埋葬等に関する法律 第 2 条第 5 項）のことをいう。本書においては、個々の墳墓がある場所の両者を指す。
民間墓地	宗教法人等が設置する、境内墓地・事業型墓地など、公営墓地以外の墓地のことをいう。
民間納骨堂	宗教法人等が設置する、公営の納骨堂以外の納骨堂のこと。
無縁遺骨	孤立死等の場合で、引取り手が居ない、もしくは親族等が引取りを拒否した遺骨。

船橋市墓地等基本方針
平成 30 年 3 月

発 行：船橋市環境部環境保全課
〒273-8501
千葉県船橋市湊町 2-10-25
T E L 047-436-2400
編集協力：ランドブレイン株式会社
〒102-0093
東京都千代田区平河町 1-2-10
T E L 03-3263-3811（代表）



船橋市